

旬刊

福
利
厚
生

2019
August

8

上旬号

No.2277

ISSN1343-568X

特集 2019年版

介護を巡る最新の状況を見る

総務省 2018年 家計調査(貯蓄・負債編)
勤労世帯の貯蓄と負債の現在高

内閣府「満足度・生活の質に関する調査」に関する第1次報告書
国民の総合主観満足度は5.89点

連載 探訪! 我が社の保育園(進化する企業内保育事業)(4)
富士通株式会社「にじのき幼稚園」

連載 福利厚生制度の設計から規程整備まで(8) 可児俊信
住宅手当から借上社宅への切替え規程例



特集

2019年版

介護を巡る最新の状況をみる

- | | |
|------------------------|----|
| 1 介護のための費用はいくらかかるか | 5 |
| 2 介護保険サービスの受給者数と利用率 | 7 |
| 3 介護サービス受給者の利用回数 | 13 |
| 4 介護保険受給者の費用額と給付額 | 18 |
| 5 介護保険受給者の自己負担と生活費 | 25 |
| 6 施設サービスの費用額、給付額と自己負担額 | 33 |
| 7 介護保険施設の入居状況と利用のニーズ | 36 |
| 8 介護をしている人数と介護保険料の負担 | 42 |
| 9 家族への介護経験と介護離職者数の動き | 46 |

貯蓄・負債

総務省 2018年 家計調査(貯蓄・負債編)

- | | |
|-----------------------------|----|
| 勤労世帯の貯蓄と負債の現在高 | 48 |
| ① 貯蓄は平均値1,320万円, 中央値798万円 | 48 |
| ② 負債は平均値1,505万円, 中央値1,356万円 | 49 |
| ③ 給与住宅世帯の純貯蓄は1,503万円 | 51 |

内閣府

内閣府 「満足度・生活の質に関する調査」に関する第1次報告書

- | | |
|------------------|----|
| 国民の総合主観満足度は5.89点 | 53 |
|------------------|----|

連載 第4回

探訪！我が社の保育園（進化する企業内保育事業） 58

富士通株式会社「にじのき幼稚園」

～2つの円を同時開設するに至った人事施策の必要性和時代の変化～

連載 第8回

福利厚生制度の設計から規程整備まで 可児俊信 60

住宅手当から借上社宅への切替え規程例

物価指数

消費者物価指数（全国6月分，都区部7月分） 64

指標

福利厚生関連指標（8月分） 39

アラカルト

福利厚生アラカルト（7月下旬分） 40

介護を巡る最新の状況を見る

— 介護受給の規模と必要になる介護費用の水準 —

2017年の介護保険受給者数（累積の月割り）は、介護予防サービスが81万人、介護サービスが328万人、施設サービスが94万人にのぼった。生活費を合わせた介護費用は、介護予防サービスで14.0万円、介護サービスで16.8万円、施設サービスの介護老人福祉施設で18.0万円だった。これに対し、厚生年金の夫婦受給額の1人分は11.1万円であり、多額の持ち出しになる（本誌試算）

1

介護のための費用はいくらかかるか

介護費用に生活費を加えると 介護で14.0万円、施設で18.0万円

介護のための費用を集約してみると図表1-1のようになった。介護保険による介護保険サービスの自己負担額は、介護予防では0.8万円だが、介護サービスでは3.6万円、施設サービス（食費、居住費含む）では7.6万円だった。介護サービスの費用は、受給するサービスの種類と回数によって異なるが、平均値を利用した。

介護保険受給者も、生活しなければならない。生活水準が平均的な高齢無職夫婦世帯であると想定して、生活費を介護保険サービスの自己負担額に加えると、介護予防では14.0万円、介護サービスでは16.8万円、施設サービス・介護老人福祉施設では18.0万円で、いずれも、夫婦世帯の標準的な厚生年金1人分の受給額11.1万円を上回った。

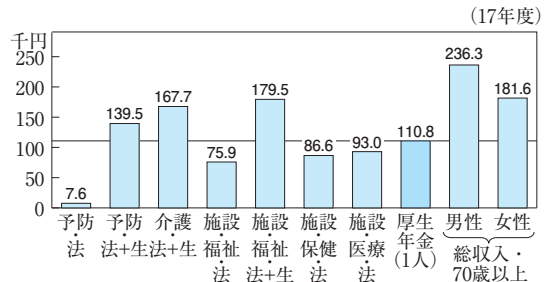
不足額は、生活費の節約、貯蓄の取り崩し、夫

図表1-2 介護予防サービスの受給者1人当たりの利用者負担額 (17年度、千円)

区分	利用者負担額	費用額-給付額
総数	2.7	3.1
居宅サービス	2.6	2.9
訪問通所	2.3	2.6
短期入所	4.0	4.1
居宅療養管理指導	1.1	1.4
特定施設入居者生活介護	9.7	10.0
地域密着型介護予防サービス	7.8	9.0

注 厚労省「介護給費等実態統計」、受給者の多いサービスを表記、費用額-給付額は同統計より本誌算出、図表4-3による

図表1-1 介護予防、介護サービス、施設サービスの自己負担額と生活費と年金、総収入 (17年度)



注 P5~6の各図表による、法は法律で負担が決められている費用、生は自分で負担する日常生活費、厚生年金は厚労省の標準的な厚生年金額の夫婦の1人分（19年度）、総収入は厚労省「賃金構造基本統計調査」（18年）による

婦どちらかの稼得収入で賄う必要がある。仮に、夫婦どちらかが就労を継続できるならば、70歳以上の非正社員・職員で、男性は23.6万円、女性は18.2万円の収入を確保できる。

図表1-3 介護予防、介護サービスの自己負担額と生活費 (18年4月審査分、月額、円)

区分	介護予防	介護
総数	3,100	22,200
居宅サービス	2,900	13,700
訪問通所	2,600	12,000
訪問介護①	2,200	8,700
通所介護②	3,300	10,100
福祉用具貸与③	700	1,700
療養管理指導④	1,400	15,300
計(①~④)	7,600	35,800
生活費 ⑤	131,882	
合計(①~⑤)	139,482	167,682

注 厚労省「介護給付費等実態統計」（表示は主な給付項目）、生活費は総務省「家計調査」（夫65歳以上、妻60歳以上のみの2人世帯、世帯人員1人当たり）、図表5-7による

介護保険サービス以外の 自己負担額も大きな負担に

介護保険では、受給したサービス費用の1割または2割、3割を所得に応じて負担することになっている。

しかし、介護状態によっては図表1-6のように、ほかにも特別な室料などが必要になるほか、図表1-7のような生活費の負担も発生する。介護保険

図表1-4 介護サービスの受給者1人当たりの利用者負担額 (17年度、千円)

区 分	利用者負担額	費用額—給付額
総数	18.1	20.0
居宅サービス	11.8	13.7
訪問通所	10.1	12.0
短期入所	10.0	11.5
居宅介護支援	1.2	0.1
特定施設入居者生活介護	24.4	26.5
地域密着型サービス	16.1	18.1
施設サービス	29.0	30.9

注 厚労省「介護給費等実態統計」, 受給者の多いサービスを表記, 費用額—給付額は同統計より本誌算出

図表1-5 介護保険サービスの自己負担額 (16年度、円)

区 分	負担額
寝具乾燥	46
移送	1,227
配食	228
おむつ支給	689

注 図表4-6. 費用額—給付額は「介護保険事業状況報告」より本誌算出, 図表4-5による

図表1-6 介護保険施設の自己負担額 (16年、千円)

区 分	老人福祉	老人保健	医療施設
平均(加重平均)	75.9	86.6	93.0
介護サービス費	26.9	31.3	39.0
食費	23.0	30.2	30.1
住居費・個室	26.0	16.8	13.7
その他の費用	2.4	5.1	10.8
特別な室料	14.4	41.0	130.1
特別な食費	1.3	1.9	4.3
理美容費	1.8	2.1	2.1
日常生活費	3.2	5.6	13.8
教養娯楽費	1.5	3.7	3.7
私物の洗濯費	1.9	4.4	5.5
あずかり料	1.5	1.2	1.6
その他	3.4	3.3	8.2
食費負担の平均日額	1.4	1.6	1.4
住居費負担の平均日額	1.7	1.1	0.7
要介護5の2割負担の自己負担額	59.1	65.0	81.8

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」, 食費, 住居費の平均日額は17年, 2割負担の自己負担額は「介護給付等実態統計」(17年), 図表6-4などによる

制度以外の施設に入居したときには、入居などに伴う初期費用など、多額の一時金負担を含む負担が避けられないとされている。

介護保険料負担は第2号で 6,647円、第1号は5,869円

介護保険制度では、40~64歳の第2号被保険者からは所得の一定割合の介護保険料を、65歳以上の第1号被保険者からは所得段階に応じて定額の介護保険料を徴収することになっている。

介護保険料は図表1-9のとおり、18年時点で、第2号が推計で5,547円、第1号は所得第5段階の5,869円が基準になっている。第1段階は1,760円だが、最高ランクの第9段階では9,000円を超える。介護保険料は、第2号、第1号とも今後さらに増加するとされている。

図表1-7 老人福祉施設入居者の自己負担額

(18年4月審査分、月額、円)

区 分	基準額	第1段階	第2段階	第3段階	
老人福祉施設サービス費①	28,090				
食費②	41,400	9,000	11,700	19,500	
居住費	ユニット型個室③	59,100	24,600	24,600	39,300
生活費	施設の必要諸雑費	10,000			
	諸雑費	10,320			
	こづかい	3,266			
	交際費	12,798			
	非消費支出計④	14,546			
		50,930			
合計(①~④)	179,520	112,620	115,320	137,820	

注 厚労省「介護給付費等実態統計」(表示は主な給付項目), 生活費は総務省「家計調査」(夫65歳以上, 妻60歳以上のみの2人世帯, 世帯人員1人当たり), 図表5-8による

図表1-8 在宅と施設の介護費用

(16年、千円)

区 分	在宅	施設
費用額—給付額	10.5	30.1
介護に要した費用	45.0	118.0

注 費用額—給付額は厚労省「介護保険事業状況報告」より算出, 介護に要した費用は生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(介護保険からの給付に対する自己負担分を含む, 図表4-2, 図表5-5による)

図表1-9 介護保険料の負担

(18年、円)

区 分	負担額
第2号被保険者	6,647
第1号被保険者	5,869

注 第2号は厚労省・毎金統計・一般労働者・5人以上規模の総報酬×15.7%で算出, 図表8-12, 8-13による

受給者数が総人口に占める割合は 80～84歳女性で23.4%

総人口に占める介護保険サービス受給者数の割合は図表2-1のとおりだった。

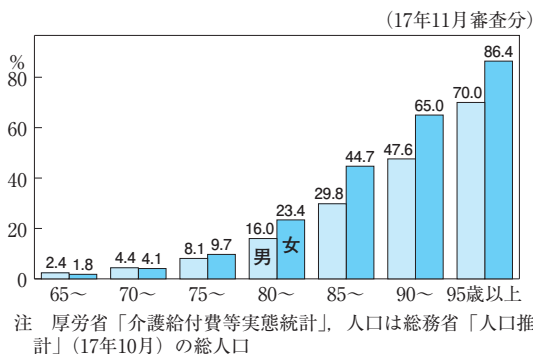
割合は年齢が高くなるにつれて増加し、80～84歳女性では23.4%だった。85～89歳になると、女性では半数近い44.7%を占めた。男性の割合は75歳以上の各年齢層では女性を下回ったが、90～94歳になると半数近い47.6%を占める状態になる。

居宅サービスの受給者数は375万人、認定者数の57.0%占める

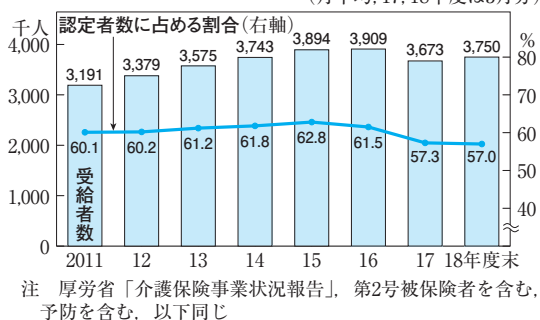
居宅サービスの受給者数は図表2-2のとおり300万人で推移している。17年度末（暫定）には、これまで増加を続けてきた受給者数が367万人に減少し、18年度末（暫定）には375万人になった。

認定者数に占める居宅サービス受給者数の割合は17年度以降は57%台に低下した。

図表2-1 受給者数が人口に占める割合



図表2-2 居宅サービスの受給者数と受給者数が認定者数に占める割合 (月平均, 17, 18年度は3月分)



認定者数に占める居宅サービス受給者数の割合は要介護1で75.6%

認定者数に占める居宅サービス受給者数の割合をみると図表2-3のとおり、要支援・要介護度で異なる。

居宅サービスは、比較的介護度が低い層で多く利用されていることもあって、要支援2では47.8%が利用していた。要介護では要介護1～2の利用率が高く要介護1では75.6%、同2では78.4%を示した。

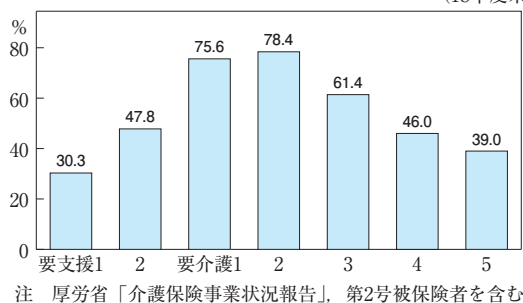
要介護4～5で利用率が低下するのは、介護度が高くなると、施設での介護が増え、居宅での介護が困難になるためだと思われる。

介護保険の利用経験ありは90.4%に増加

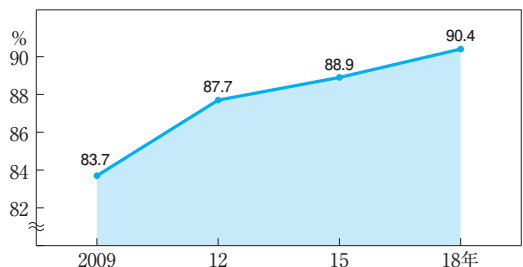
介護保険を利用した経験があると回答した割合は図表2-5のとおり調査年ごとに、着実に増加を続けている。

介護保険の利用経験率はすでに09年度当時で

図表2-3 認定者数に占める居宅サービス受給者の割合 (18年度末)



図表2-4 介護保険の利用経験あり



83.7%を示していたが、その後も調査年ごとに増加を続け、18年には90%の大台を超え90.4%になった。

居宅サービス受給者の平均介護度は定期巡回で2.6

居宅サービス受給者の利用サービス別の平均要介護度は図表2-5のとおりだった。

平均介護度が最も高かったのは居宅サービスの定期巡回で、平均介護度は2.6だった。次いで訪問介護が2.4、小規模多機能型居宅介護、通所介護が2.2で並んだ。

居宅サービスでは、施設サービスを受ける条件である要介護度3以上が比較的少ないことを示唆している。

しかし、居宅でも要介護度3以上者が少ないわけではなく、定期巡回受給者の48.8%が要介護度3以上に該当していた。また、平均介護度が2.2の通所介護サービス受給者でも32.3%が要介護度3以上だった。

図表2-5 居宅サービス利用者の要介護度

(17年5月～翌4月審査分、度、%)

区分	平均介護度	要介護3以上者割合
定期巡回	2.6	48.8
小規模多機能型居宅介護	2.6	39.3
訪問介護	2.4	38.8
通所介護	2.2	32.3

注 厚労省「介護給付費実態統計」、要支援1、2は0.375として計算

図表2-6

介護予防・介護サービスの受給者数

(17年9月中、千人)

区分		介護予防サービス				介護サービス						
		要支援				要介護						
		総数	1	2	その他	総数	1	2	3	4	5	その他
訪問系	介護	203.9	88.9	109.4	5.6	931.8	288.5	267.6	151.8	113.9	94.1	15.9
	入浴介護	0.3	0	0.3	0	52.7	1.3	4.3	6.4	13.9	25.7	1.2
	看護ステーション	61.8	20.5	40.8	0.5	399.0	87.2	100.7	69.0	66.0	67.4	8.8
通所系	介護	282.8	123.7	154.9	4.3	1,081.3	390.7	331.2	187.1	109.7	58.9	3.7
	リハビリ	139.2	54.7	83.8	0.7	401.1	132.7	131.9	72.9	42.9	19.5	1.1
特定施設入居者生活介護		26.3	13.7	12.4	0.3	171.9	45.3	38.0	32.4	32.7	22.7	0.8
介護予防支援事業所		1,003.6	436.4	546.0	21.2							
居宅介護支援事業所						2,329.4	798.6	702.1	395.0	255.8	160.9	17.0
福祉用具貸与		419.0				1,482.6						

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、[その他]は申請中など

通所介護サービスの受給者数は要介護で108.1万人

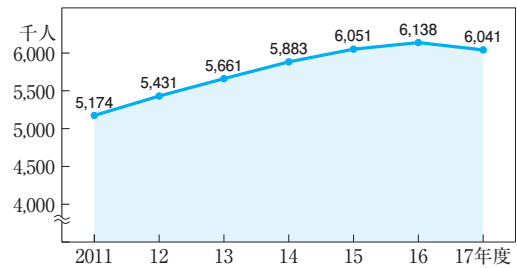
介護予防・介護サービスの受給者数は図表2-6のとおりだった。

介護予防サービスの受給者数は、介護予防支援事業所の受給が100.4万人で最も多かった。介護予防支援事業所は地域包括支援センターといわれ、要支援1、2を対象に、ケアプランを作成する。

このほかのサービスの受給者数では、福祉用具貸与の41.9万人、通所系介護の28.2万人、訪問系介護の20.4万人が目立った。

介護サービスの受給者数は、居宅介護支援事業所の232.9万人が最も多かった。居宅介護支援事業所は、各種サービスの手続きを代行するもので、ケアマネジャーとともにケアプランを作成する。

図表2-7 介護予防・介護サービスの年間実受給者数



注 厚労省「介護給付費等実態統計」、実受給者数は同一人が同年度内に2回以上受給した場合でも1回とカウントした人数をいう。ただし、介護予防と介護サービスの重複利用者を含むため図表2-8の各統計の合計とは一致しない

図表2-8

介護サービス種類別の年間実受給者数

(各年4月, 千人)

区 分	2011年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
介護予防サービス 総数	1,273	1,342	1,430	1,511	1,560	1,500	1,228
居宅	1,262	1,330	1,417	1,497	1,544	1,484	1,210
訪問通所	1,226	1,291	1,375	1,453	1,498	1,430	1,138
居宅療養管理指導	43	48	55	62	67	75	82
特定施設入居者生活介護	32	34	36	38	39	41	44
介護予防支援	1,227	1,292	1,377	1,453	1,498	1,430	1,146
介護サービス 総数	4,201	4,385	4,554	4,710	4,840	4,976	5,096
居宅	3,151	3,310	3,458	3,598	3,707	3,735	3,851
訪問通所	2,849	2,980	3,101	3,215	3,305	3,284	3,372
短期入所	763	788	809	824	822	838	852
居宅療養管理指導	547	609	675	751	810	891	970
特定施設入居者生活介護・老健	178	194	208	221	232	247	262
居宅介護支援	2,904	3,033	3,153	3,267	3,351	3,446	3,532
地域密着型サービス	401	440	469	510	538	1,119	1,151
施設サービス	1,135	1,172	1,191	1,210	1,232	1,251	1,266
介護福祉施設	562	587	603	620	640	657	673
介護保健施設	499	521	529	539	548	552	559
介護療養施設	127	119	112	105	97	92	84

注 厚労省「介護給付費等実態調査」

福祉用具貸与の148.3万人, 通所系介護の108.1万人, 訪問系介護の93.2万人も目立った。

介護予防・介護サービスの実受給者数は図表2-7のとおり, 増加傾向にあり, 15年度には600万人を超え, 17年度には604.1万人だった。

**介護サービス実受給者総数は
17年で509.6万人に増加**

サービスの種類別にみた実受給者数の推移は図表2-8, 図表2-9のとおりだった。

介護予防サービスの実受給者総数は, 11年の127.3万人が, 15年には156.0万人に増えたが, 17年は122.8万人にとどまった。

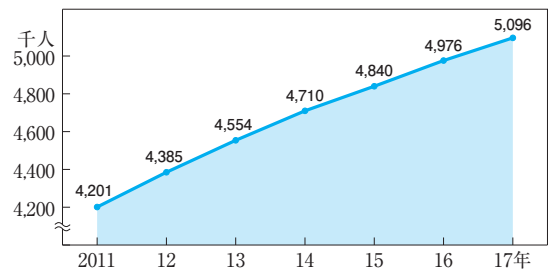
介護予防サービスの17年の実受給者数をサービスの種類別にみると, 居宅が121.0万人, うち訪問通所が113.8万人を占めた。介護予防支援は

114.6万人だった。

介護サービスの実受給者総数は図表2-10のとおり, 11年の420万人が17年には509.6万人に増加した。

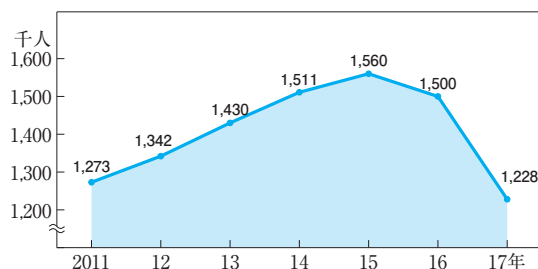
17年の実受給者数の内訳をみると, 居宅は385.1万人で, 337.2万人を訪問通所が占めた。

図表2-10 介護サービス受給者総数



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

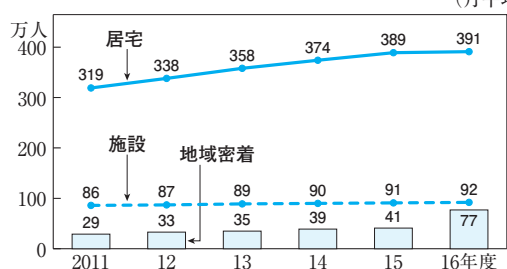
図表2-9 介護予防サービス受給者総数



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表2-11 介護サービスの種別受給者数

(月平均)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

居宅介護支援の実受給者数は12年以降300万人台で推移しており、17年は385.1万人だった。

地域密着型サービスの実受給者数は、16年に111.9万人に急増、17年は115.1万人だった。

施設サービスの実受給者総数も毎年増加し、17年には126.6万人になった。このうち実受給者数が最も多かったのは介護老人福祉施設で、11年の56.2万人が17年には67.3万人に増えた。介護老人保健施設は11年の49.9万人が17年には55.9万人になり、緩やかな増加だった。介護療養型医療施設は11年の12.7万人が17年には8.4万人まで減少した。

介護サービスの受給者数を種別にみると図表2-11のとおり、居宅は11年度の319万人が16年度には391万人に、施設は同期間92万人となり、地域密着は同期間で77万人に著増した。

認定者数に占める介護サービス受給者数の割合は88.6%

認定者数が増加を続けている中で、介護サービスの受給者数も増加している。

認定者数に占める介護サービス受給者数の割合は図表2-12のとおり、11年度に81.8%だったものが15年度末には84.1%となり、16年度末には一挙に88.6%に上昇した。

認定者数も増加しているが、それを上回る形で受給者数が増えていることを物語っている。

前掲図表2-11の月平均の受給者数を、単純に12倍して年間受給者数とすると、居宅は4,692万

図表2-13

地域密着型介護サービスの受給者数

(17年9月中, 千人)

区 分		総数	要 介 護					
			1	2	3	4	5	その他
訪問系	定期巡回・随時対応型 夜間対応型	15.1	3.9	3.7	2.9	2.7	1.8	0.0
		3.4	0.2	0.5	0.9	1.0	0.9	0.0
通所系	地域密着型 認知症対応型	378.4	145.5	117.6	62.9	32.9	17.1	2.4
		54.7	13.5	13.6	13.4	7.9	6.1	0.2
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 複合型サービス		82.4	23.7	22.6	17.5	11.6	6.7	0.3
		177.2	33.8	45.1	47.1	30.4	20.5	0.2
		6.5	1.2	1.6	1.3	1.4	0.9	0.0
		6.9	1.1	1.5	1.4	1.4	1.4	0.0

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」, 「その他」は申請中など, 以下同じ

人, 地域密着型は924万人, 施設は1,104万人になる。統計が異なるが, 結果はおおむね前掲図表2-8と整合する。

地域密着型通所介護受給者数は月37.8万人

増加が著しい地域密着型サービスの17年9月中の受給者数は図表2-13のとおりだった。

地域密着型サービスは, 増加が予想される認知症高齢者や介護度が重い要介護者に, できる限り住み慣れた地域で生活できるように支援する目的で創設された。

通常の介護サービスとの違いは, 例えば訪問系介護サービスでは, コールがあったらいつでも訪問してもらえる24時間体制が採られていること, したがって, 訪問回数, 訪問間隔に制限が設けられていない。

提供される介護サービスには, ①デイサービスを中心に, 訪問や宿泊も可能な小規模多機能型居

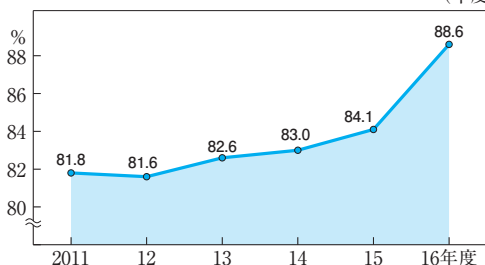
図表2-14 介護保険の受給者の負担割合

(18年8月より, 万人)

区 分	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数 (実績)	360	136	56	496
3割負担 (推計) うち負担増 (対受給者数, %)	13	94	1	16
	11	1	0	12
	3	1	0	3
2割負担 (実績)	35	10	2	45
1割負担 (実績)	325	126	54	451

注 厚労省「介護保険事業状況報告」, 特養入居者の2割負担はすでに4.4万円の上限に当たっているため3割負担になっても負担増になるケースはほとんどいない

図表2-12 介護認定者数に占める介護サービス受給者数の割合 (年度末)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表2-15

居宅サービス受給者の利用率

(18年4月審査分, %)

区 分	要 支 援		要 介 護				
	1	2	1	2	3	4	5
訪問介護	0.8	0.5	33.8	33.6	30.9	33.3	39.9
訪問看護	8.9	11.2	10.5	13.0	14.3	19.3	29.1
通所介護	1.2	0.8	43.8	39.4	36.4	30.6	25.2
通所リハビリ	24.2	23.0	15.5	16.2	14.5	11.9	8.3
短期入所生活介護	0.9	1.8	5.8	9.2	17.0	16.8	14.9

注 厚労省「介護給付費等実態調査」, 居宅サービス受給者数÷居宅サービス種類別受給者数

宅介護（利用料は介護度による定額制）、②複合型介護サービスともいわれる看護小規模多機能型居宅介護に看護が加わり、看護師による医療ケアが受けられるサービス、③日中・夜間を通じて随時対応する定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、④利用者の通報に応じて対応するオペレーションサービスである夜間対応型訪問介護、⑤通常のデイサービスと同じ内容を提供する地域密着型通所介護、⑥認知症高齢者を対象としたデイサービスを提供する認知症対応型通所介護、⑦認知症高齢者が5～9人で共同生活を送りながら介護を受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、⑧指定を受けた定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホーム、軽費老人ホームなどで介護サービスを受ける地域密着型特定施設入居者生活介護、⑨定員30人未満の特養で介護サービスを受ける地域密着型介護老人福祉施設がある。

受給者数が最も多かったサービスは⑤の地域密着型通所介護の37.8万人、次いで②の認知症対応型共同生活介護の17.7万人、①の小規模多機能型居宅介護の8.2万人だった。

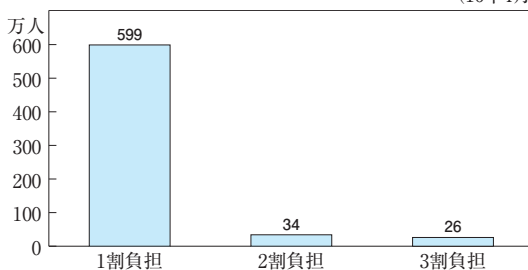
介護保険受給者のうち2割負担45万人、3割負担16万人

介護保険の受給者は所得によって負担割合が決まる。介護保険創設時には、全員が1割負担だったが、介護保険財政の逼迫により、2割負担が同住され、さらに現役並み所得者は3割負担になった。

介護保険受給者の負担割合は図表2-14のとおりになった。3割負担導入前の状況は、受給者全体496万人のうち、1割負担が451万人で91%を占めていた。2割負担は9.1%だった。

図表2-16 介護保険の認定者数の負担割合対象者数

(16年4月)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

これに対し、18年8月から導入された3割負担の該当者数は推計で16万人とされている。

居宅サービス受給者の利用率は訪問介護の要介護5で39.9%

居宅サービス受給者のサービス種類別の利用率は図表2-15のとおりだった。

要支援では、通所リハビリの利用率が23～24%だったものの、その他のサービスでは低率だった。要介護では、訪問介護が介護度を問わず30%台を示し、要介護5では39.9%だった。

3割負担の認定者数は19年4月末で26万人、4.0%

前掲図表2-14で介護保険受給者の負担割合数を推計値でみたが図表2-16によって、介護保険認定者数における負担割合の対象者数をみると、

訪問介護サービス受給者の利用率

(18年4月審査分, %)

区 分	要 介 護					
	総数	1	2	3	4	5
身体介護	52.4	32.9	43.6	63.9	78.6	88.3
身体介護・生活援助	29.5	26.6	31.0	33.6	29.7	26.5
生活援助	50.4	65.4	56.7	43.9	30.9	18.4
通院等の乗降介助	9.0	7.7	11.0	9.6	8.7	6.0

注 厚労省「介護給付費等実態統計」, 訪問介護受給者数÷訪問介護種類別受給者数

19年4月の実数で、1割負担は599万人、2割負担は34万人、3割負担は26万人だった。

負担割合の構成比は、1割負担が90.8%、2割負担は5.2%、3割負担は4.0%だった。25人に1人が3割負担だった。

訪問介護の受給者の 利用率は身体介護で52.4%

訪問介護サービス受給者の受給サービス別利用率は図表2-17のとおりだった。

総数では、身体介護が52.4%、生活援助が50.4%で突出したが、要介護度別では、身体介護は要介護度が高いほど高率で要介護度5では88.3%を占めた。生活援助は要介護度が低いほど高率だった。

介護サービス利用の組み合わせ は通所系のみが39.6%

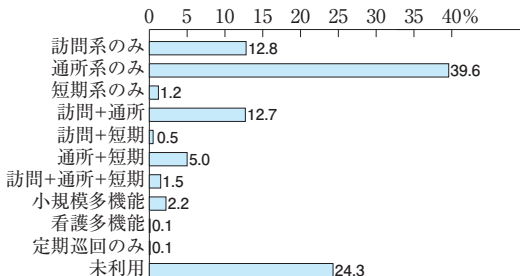
介護サービスの種類は、これまでみてきたように多数あり、要介護者のニーズに合わせ増加している。

名称も複雑で、1つひとつ確認しないと、内容を理解するのは難しい。こうした点を熟知し、最も適切な利用を促すために、ケアマネージャがケアプランを作成することになっている。

介護サービスの種類は図表2-19のとおりだが、どの介護サービスを利用しているかをみると図表2-18のようになっている。

最も利用が多かった介護サービスは、通所系のみを利用したケースで39.6%だった。通所系サービスは、予防給付、介護給付のほか、地域密着型にもみられる。次いで訪問系のための12.8%が続いた。短期系は、短期入所サービスのみの利用で、利用率は1.2%だった。

図表2-18 介護保険サービスの利用組み合わせ (17年)



注 厚労省「在宅介護実態調査」

図表2-19 介護保険サービスの種類

(19年2月)

予防給付	都道府県・政令市・中核市が指定・監督
	<ul style="list-style-type: none"> ◎介護予防サービス 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問介護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ・介護予防短期入所療養介護
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売
	市町村が指定・監督
	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型介護予防サービス ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
	◎介護予防支援
介護給付	都道府県・政令市・中核市が指定・監督
	<ul style="list-style-type: none"> ◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 【通所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護（ショートステイ） ・短期入所療養介護
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売
	施設サービス
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院
	市町村が指定・監督
	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域密着型介護サービス ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活看護 ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	◎居宅介護支援

注 社保審介護保険部会資料（19年2月25日）、このほか、居宅介護（介護予防）、住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある

3

介護サービス受給者の利用回数

利用している介護サービスの種類は3種類が27.5%

介護サービスの種類が多岐にわたっていることは、前掲図表2-19でみたとおりだが、各種の介護サービスを何種類利用しているかは図表3-1のとおりだった。なかには6種類以上という受給者もいるが、最も多かったのは3種類利用の27.5%だった。2種類利用の26.6%が続いた。両者を合わせると54.1%になる。

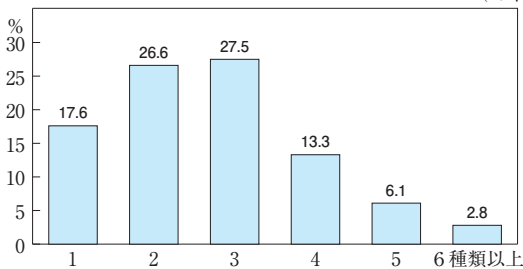
介護サービスの年間実受給回数は1人当たり10.1回

介護サービスの年間実受給者数は図表3-2のとおり、増加傾向にあり、16年度には613.8万人になった。1人当たりの受給回数はほぼ横ばいで、16年度も10.1回だった。

受給回数は5～14回が最多、訪問系12.2%、通所計24.7%

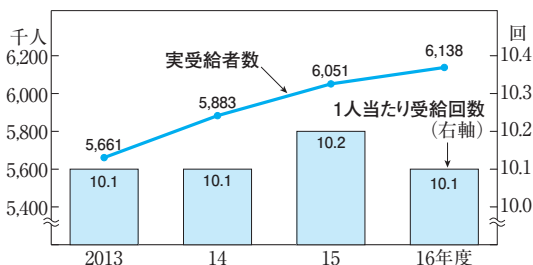
介護サービスの受給回数を訪問系と通所系に分

図表3-1 利用している介護サービスの種類 (17年)



注 野村総研「高齢者向け住いの入居者の介護サービスの利用の実態に関する調査」、平均2.9種

図表3-2 介護サービスの年間実受給者数と1人当たり受給回数



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

けると図表3-3のようになった。

受給回数0を含めた受給回数の分布は5～14回が最も多く、訪問系12.2%、通所系24.7%だった。

通所介護の受給回数は介護予防で5.1回、居宅介護で9.1回

受給者1人当たりの受給回数の推移は図表3-4のとおりだった。

通所介護をみると、17年9月中の受給回数は介護予防で5.1回、在宅介護で9.1回だった。

訪問介護ステーションの受給者1人当たりの受給回数は6.3回

在宅での介護のために訪問看護師等が医師との連携のもとで介護サービスを提供する訪問介護ステーションの受給者1人当たりの月訪問回数は図表3-5、図表3-6のとおりだった。

訪問回数の推移は図表3-5のとおりで、14年以降は6回台で推移しており、17年は6.3回だった。

17年9月中の受給者1人当たりの訪問回数は図表3-6のとおり、介護度が重くなるほど訪問回数は増加している。要支援1では4.0回だが、要介護1では5.4回となり、要介護5では8.1回だった。要支援1に対し、要介護5はおよそ2倍の訪問回数だった。

訪問介護の受給回数は介護予防で5.8回、居宅で19.7回

介護サービス受給者の17年9月中の受給回数をサービス種類別にみると図表3-7のようになった。

訪問介護では、介護予防が5.8回、居宅サービ

図表3-3 介護サービスの受給回数 (17年, %)

区分	訪問系	区分	通所系
0	72.2	0	40.6
1～	9.4	1～	13.4
5～	12.2	5～	24.7
15～	2.9	10～	13
25～	1.1	15～	7.4
32～	1.2	25回～	0.7
50回～	1		

注 厚労省「在宅介護実態調査」

スが19.7回だった。入浴介護では、介護予防が4.3回、居宅サービスが5.0回だった。看護ステーションでは、介護予防が4.7回、居宅サービスが6.9回だった。

通所介護の平均受給回数は前掲図表3-4でみたとおりで、介護予防では5.1回、居宅サービスでは9.1回だった。

最も受給回数が多かったサービスは前述のとおり定期巡回で97.8回だった。このサービスの受給回数は図表3-4では、16年まで100回を超えていた。月当たり100回は1日当たり3回であり、朝、昼、夕に巡回するほか、随時巡回もあるということになる。

小規模多機能対応型居宅介護は、前述のとおりデイサービスが中心だが、受給回数は、地域密着型介護予防では17.8回、地域密着型介護サービスではほぼ毎日に当たる35.5回だった。

複合型サービスは、看護小規模多機能型居宅介護であり、39.4回だった。

平均介護期間は54.5カ月、4～5年間の長期負担

平均介護期間は図表3-8のとおりだった。

調査年によって多少差があるが、おおむね55～60カ月で推移しており、18年は54.5カ月だった。

要介護者は、高齢である場合が多いが介護期間は、平均4～5年になると見込まれる。介護期間中には、のちにみるとおり、多額の自己負担額が必要で、要介護者本人はもとより、家族等の負担も家計を圧迫する。

介護を行なった場所は在宅6、施設4

介護を行なった場所は図表3-9のとおり、調査年で差はあるが、おおむね在宅が6割、施設が4割で、18年も在宅55.6%、施設42.4%だった。

介護サービスの年間実受給者数は約600万人と

されているから、このうち350万人が在宅で介護を受けていることになる。

図表3-4 介護サービス受給者1人当たりの受給回数

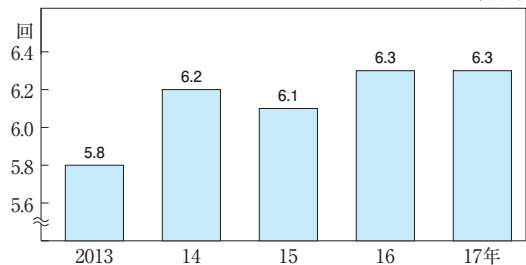
(17年9月中、回)

区 分			2013年	14年	15年	16年	17年
介護予防	訪問系	訪問介護	5.9	6.1	5.9	6.0	5.8
		入浴介護	4.2	4.6	4.5	4.3	4.3
		介護ステーション	4.4	4.7	4.6	4.8	4.7
	通所系	通所介護	5.3	5.5	5.3	5.3	5.1
		リハビリ	5.7	5.9	5.8	5.8	5.7
	その他	生活介護	5.1	5.1	5.4	5.4	5.3
	療養介護	5.0	4.8	5.1	4.9	4.9	
地域密着型予防	認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護		5.1 16.2	5.6 16.4	5.3 17.8	5.4 18.2	5.3 17.8
居宅サービス	訪問系	訪問介護	18.0	18.3	18.4	19.3	19.7
		入浴介護	4.8	4.9	4.9	5.0	5.0
		介護ステーション	6.2	6.6	6.6	6.8	6.9
	通所系	通所介護	8.5	8.7	8.7	9.0	9.1
		リハビリ	8.0	8.3	8.1	8.2	8.2
	その他	生活介護	10.0	10.2	10.2	10.3	10.2
	療養介護	7.3	7.3	7.5	7.4	7.3	
地域密着型	訪問系	定期巡回・随時対応型	110.5	108.5	116.9	106.3	97.8
		夜間対応型	3.9	4.6	5.7	5.2	7.1
	通所系	地域密着型				8.2	8.1
		認知症対応型	9.6	9.7	9.7	9.8	9.7
	小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	30.9 41.7	32.0 40.9	34.4 39.9	35.6 42.9	35.5 39.4	

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表3-5 訪問看護ステーションの介護サービス受給者1人当たりの訪問回数

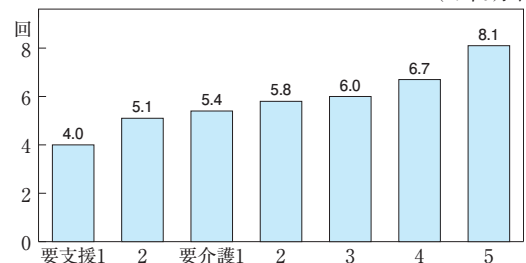
(9月中)



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表3-6 訪問看護ステーションの受給者1人当たりの訪問回数

(17年9月中)



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

介護予防サービスの実受給者に対する累計受給者数の倍率は7.9倍

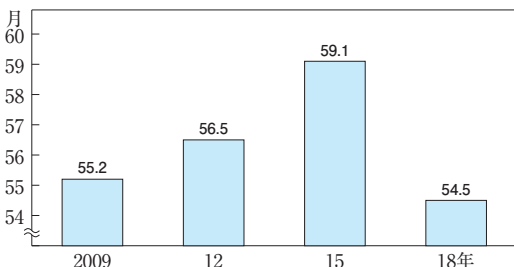
介護予防サービスの年間実受給者数と年間実受給者数に対する年間累計受給者数の倍率は図表3-10のとおりだった。倍率が高いほど利用頻度が高かったことになる。

図表3-7 介護保険サービス受給者1人当たりの利用回数 (17年9月、回)

区 分		回数	
介護予防	訪問系	訪問介護	5.8
		入浴介護	4.3
		看護ステーション	4.7
	通所系	通所介護	5.1
		通所リハビリ	5.7
		老人保健施設	6.0
		医療施設	5.5
	その他	短期入所生活介護	5.3
		短期入所療養介護	4.9
		老人保健施設	4.8
医療施設		5.3	
地域密着型介護予防	認知症対応型通所介護	5.3	
	小規模多機能型居宅介護	17.8	
居宅サービス	訪問系	訪問介護	19.7
		入浴介護	5.0
		看護ステーション	6.9
	通所系	通所介護	9.1
		通所リハビリ	8.2
		老人保健施設	8.4
		医療施設	7.9
	その他	生活介護	10.2
		短期入所療養介護	7.3
		老人保健施設	7.2
医療施設		10.2	
地域密着型サービス	定期巡回	97.8	
	夜間対応型訪問介護	7.1	
	地域密着型通所介護	8.1	
	認知症対応型通所介護	9.7	
	小規模多機能型居宅介護	35.5	
	複合型サービス	39.4	

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表3-8 介護期間の平均月数

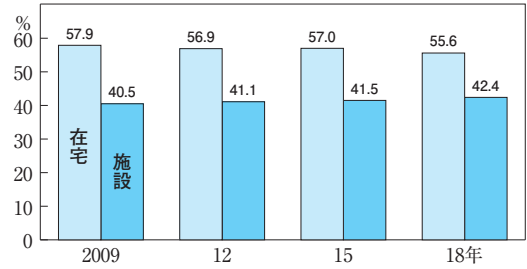


注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

高かったことになる。

17年度の総数は、実受給者数で122.8万人、前年を27.2万人下回り、倍率は7.9倍、前年度より

図表3-9 介護を行なった場所



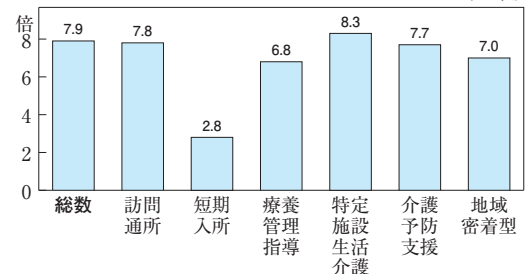
注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

図表3-10 介護予防サービスの年間実受給者数と1人当たりに対する累計受給者数の倍率 (千人、倍)

区 分	実受給者数		対年間累計受給者数倍率	
	2016年度	17年度	2016年度	17年度
総数	1,500	1,228	8.6	7.9
居宅サービス	1,484	1,210	8.5	7.9
訪問通所計	1,430	1,138	8.5	7.8
訪問介護	513	230	8.2	5.3
訪問入浴介護	1	1	4.7	5.5
訪問看護	100	114	7.0	7.1
訪問リハビリ	25	29	6.6	6.7
通所介護	661	308	7.7	5.3
通所リハビリ	216	228	8.2	8.3
福祉用具貸与	598	651	8.3	8.4
短期入所計	48	48	2.8	2.8
生活介護	42	42	2.9	2.9
療養介護(老健)	6	5	2.3	2.5
療養介護(病院等)	0	0	2.3	2.5
居宅療養管理指導	75	82	6.6	6.8
特定施設入居者生活介護	41	43	8.0	8.3
介護予防支援	1,430	1,146	8.4	7.7
地域密着型サービス	22	23	6.9	7.0

注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表3-11 介護予防サービスの実受給者1人当たりに対する累計受給者数の倍率 (17年度)



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

0.7倍少なかった。

居宅サービスの年間実受給者数は121.0万人で、前年を27.4万人下回った。

訪問通所の倍率は図表3-11のとおりだった。総数は7.9倍、受給者数が最も多かった訪問通所は7.8倍だった。受給者数が4.8万人だった短期入所は2.8倍だった。

介護サービスの実受給者に対する累計受給者数の倍率は10.0倍

介護サービスの実受給者数は図表3-12のとおり、総数は17年度で509.6万人だった。前年度を12.0万人上回った。居宅サービスは385.1万人で前年度を11.6万人上回り、居宅療養管理指導は7.9万人増、居宅介護支援は8.6万人増、施設サービスは1.5万人増だった。

実受給者数は、1年間に一度でも受給したことがある人の数であり、同一人が2回以上利用した場合は1人として計上している。これに対して年間累計受給者数は、1年間の各審査月のサービス

図表3-12 介護サービスの年間実受給者、1人当たりに対する累計受給者数の倍率 (千人、倍)

区 分	実受給者数		対年間累積受給者数倍率	
	2016年度	17年度	2016年度	17年度
総数	4,976	5,096	9.9	10.0
居宅サービス	3,735	3,851	9.3	9.3
訪問通所計	3,284	3,372	9.0	9.1
訪問介護	1,441	1,458	8.3	8.3
訪問入浴介護	129	126	6.4	6.3
訪問看護	612	662	7.6	7.7
訪問リハビリ	134	142	7.4	7.5
通所介護	1,530	1,579	8.6	8.6
通所リハビリ	608	618	8.6	8.5
福祉用具貸与	2,232	2,336	8.5	8.5
短期入所計	838	852	5.3	5.3
生活介護	719	735	5.4	5.4
療養介護(老健)	146	144	4.0	4.0
療養介護(病院等)	7	6	4.3	4.2
居宅療養管理指導	891	970	8.1	8.2
特定施設生活介護・短期以外	247	262	9.0	8.9
居宅介護支援	3,446	3,532	9.0	9.0
地域密着型サービス	1,119	1,151	8.8	8.8
施設サービス	1,251	1,266	9.0	8.9
介護老人福祉施設	657	673	9.6	9.5
介護老人保健施設	552	559	7.8	7.8
介護療養型医療施設	92	84	7.4	7.3

注 厚労省「介護給付費等実態統計」

受給者の合計数となっている。したがって、倍率が10倍であれば、実受給者のほぼすべてが当該サービスを受給したことになる。介護サービスの総数の倍率は10倍(9.95倍)であり、ほぼすべての人が何らかのサービスを利用したことになる。

図表3-13によると介護サービスの倍率は、訪問通所、居宅介護支援は9倍台だった。

施設サービスの実受給者に対する累計受給者数の倍率は8.9倍

施設サービスの実受給者数に対する累計受給者数の倍率は図表3-12、図表3-13のとおりだった。

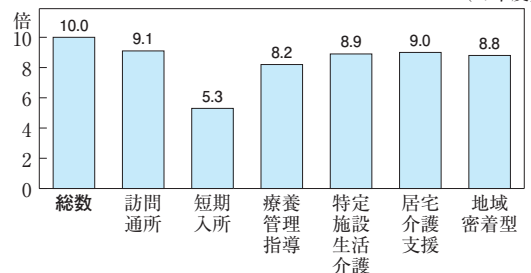
施設サービスの年間実受給者数は、17年度で126.6万人、年間累計受給者数は1,130.7万人、前年度より、実受給者数は1.6万人増加、累計受給者数は8.4万人増加した。倍率は8.9倍だった。

施設サービスで最も実受給者数が多かった介護老人福祉施設の倍率は最高率だった。

介護老人福祉施設の倍率は、16年度が7.8倍、17年度も同率だった。

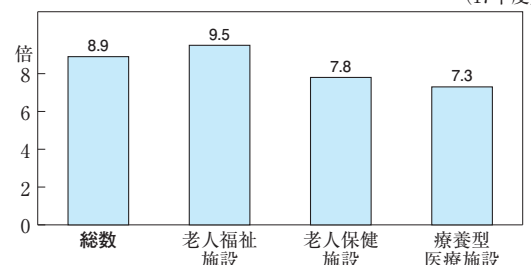
介護療養型医療施設の実受給者数は7年度は前年度より0.8万人減少して8.4万人だった。倍率は、16年度が7.4倍、17年度は7.3倍だった。

図表3-13 介護サービスの実受給者1人当たりに対する累計受給者数の倍率 (17年度)



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表3-14 介護施設サービスの実受給者1人当たりに対する累計受給者数の倍率 (17年度)



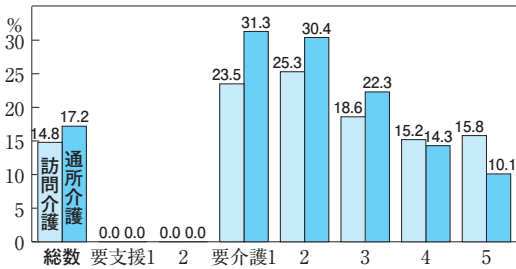
注 厚労省「介護給付費等実態統計」

認定者に占める受給者の割合は訪問介護で14.8%

認定者数に占める介護サービス受給者数の割合は前掲図表2-3でみたが、これをさらに詳細にみると図表3-15~18のようになった。

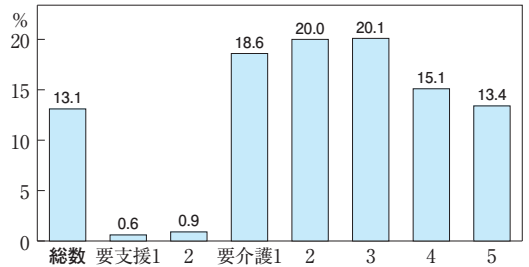
このうち訪問介護は14.8%、通所介護は17.2%、地域密着型は13.1%、施設サービスは14.3%だった。施設サービスは要介護4~5では40%前後にのぼった。

図表3-15 訪問介護、通所介護の認定者数に占める受給者数の割合 (19年1月)



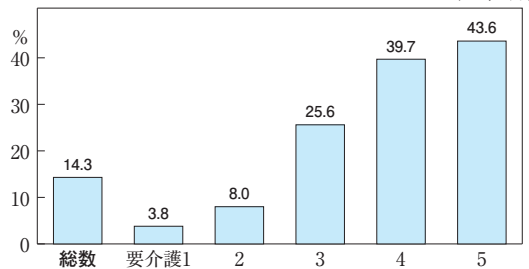
注 厚労省「介護保険事業状況報告」(暫定)、受給者数(1月) ÷ 認定者数(3月末)

図表3-16 地域密着型サービスの認定者数に占める受給者数の割合 (19年1月)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」(暫定)、受給者数(1月) ÷ 認定者数(3月末)

図表3-17 施設サービスの認定者数に占める受給者数の割合 (19年1月)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」(暫定)、受給者数(1月) ÷ 認定者数(3月末)

図表3-18 認定者数に占める受給者数の割合 (19年1月分, %)

区分	要支援1	2	要介護1	2	3	4	5	総数
居宅サービス	30.3	47.8	75.6	78.4	61.4	46.0	39.0	57.0
訪問介護	0.0	0.0	23.5	25.3	18.6	15.2	15.8	14.8
訪問入浴介護	0.0	0.0	0.1	0.4	0.8	2.1	5.2	0.9
訪問看護	2.7	5.4	7.9	10.4	9.0	9.1	11.6	7.9
訪問リハビリ	0.6	1.4	1.4	23.1	2.1	2.0	2.3	1.7
居宅療養管理指導	2.3	3.2	10.2	13.9	16.3	17.1	20.2	11.3
通所介護	0.0	0.0	31.3	30.4	22.3	14.3	10.1	17.2
通所リハビリ	7.1	10.7	11.1	12.4	8.8	5.5	3.3	9.0
短期入所生活介護	0.3	0.8	4.0	6.9	10.1	7.5	5.7	4.9
短期入所療養介護(老健)	0.0	0.1	0.5	0.9	1.3	1.1	1.1	0.7
短期入所療養看護(病院等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
福祉用具貸与	18.9	34.7	28.9	47.7	39.5	31.4	27.7	33.1
特定施設入居者生活介護	1.8	1.7	4.1	4.0	4.4	5.0	4.4	3.6
介護予防支援・居宅介護支援	26.7	44.0	68.6	70.2	51.4	36.0	30.0	49.8
地域密着型サービス	0.6	0.9	18.6	20.0	20.1	15.1	13.4	13.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4
夜間対応型訪問介護			0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
地域密着型通所介護	0.0	0.0	11.9	11.0	7.6	4.3	3.0	6.1
認知症対応型通所介護	0.1	0.1	1.0	1.2	1.6	1.0	1.0	0.8
小規模多機能型居宅介護	0.5	0.7	2.1	2.3	2.4	1.7	1.3	1.6
認知症対応型共同生活介護		0.1	3.0	4.5	6.1	4.3	3.9	3.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0		0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			0.1	0.2	1.7	2.9	3.1	0.9
複合型サービス			0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2
施設サービス			3.8	8.0	25.6	39.7	43.6	14.3
介護老人福祉施設			0.6	2.0	15.3	25.7	29.2	8.3
介護老人保健施設			3.2	5.9	10.0	11.9	10.5	5.4
介護療養型医療施設			0.0	0.1	0.4	1.8	3.4	0.6

注 厚労省「介護保険事業状況報告」(暫定版)、受給者数(1月サービス分) ÷ 認定者数(3月末)で推計

受給者1人当たりの自己負担額は居宅で月1万500円

介護保険では、受給者にかかる費用を費用額とし、介護保険から給付される費用を給付額としている。

したがって、費用額と給付額の差額が受給者の自己負担額になる。

介護保険受給者1人当たりの費用額と給付額の差額（自己負担額）の推移を大項目別にみると図表4-1のようになった。

居宅サービスは、11年度の9,800円が16年度には1万500円になり、7.1%アップした。

地域密着型サービスは、11年度の2万1,800円が15年度にかけ上昇した後、16年度には1万7,800円に低下した。

施設サービスは、11年度の2万8,800円が16年度には3万100円へと4.5%アップした。

介護保険では、原則的に費用額の9割を給付、差額を受給者の自己負担額としているが、近年は所得水準により自己負担額の割合が2割、3割にアップし、受給者の負担が重くなる傾向にある。

また、現在は自己負担なしとされている月1回のケアプランの作成費用についても、負担割合は明らかでないが、将来、自己負担制の導入が検討課題だとされている。ケアプランの作成費用は、要支援で月4,500円、要介護で月1万～1万3,000円ほどだとされている。

介護の自己負担額は、今後の増加が不可避で、要介護者本人はもとより介護者に当たる家族の家計を脅かす可能性がある。

居宅サービス受給者1人当たりの費用額は10.5万円

介護保険受給者1人当たりの費用額と給付額の推移は図表4-2のようになった。

居宅サービス受給者1人当たりの費用額は、11年度の10.9万円が12～15年度は11万円台になったが、16年度には10.5万円に低下した。給付額も11年度の9.9万円が12～15年度には10万円台になったが、16年度は9.5万円に低下した。

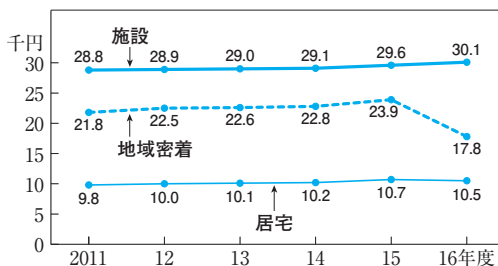
地域密着型サービスの受給者1人当たりの費用額は、11年度には22.0万円だった。その後15年度まで22万円台で推移してきたが、16年度は16.5万円に低下、給付額も11年度の19.8万円が、12～15年まで20万円台で推移してきたが、16年度は14.8万円へと大幅に低下した。

施設サービスの受給者1人当たりの費用額は、11～15年度には29万円台で推移していたが、16年度は28.8万円にやや低下、給付額も11～15年度は26万円台で推移してきたが、16年度は25.8万円に低下した。

費用額、給付額とも、全体としては、13年度、14年度には増加したが、15年度以降は減少傾向に転じ、16年度はやや大きく低下した。

費用額の年間総額をみると、居宅サービスでは、14年度5.0兆円、15年度5.2兆円、16年度4.9兆円だった。地域密着型サービスでは、14年度1.1兆円、15年度1.1兆円、16年度1.5兆円と16年度は目立っ

図表4-1 介護保険受給者1人当たりの費用額と給付額の差



注 厚労省「介護保険事業状況報告」, 食費+居住費の計(月30日で計算), このほか、保険外の自己負担が、たとえば、施設では、老福で92.6千円、老健で78.9千円、医療で63.2千円(厚労省, 介護サービス施設・事業所調査, 16年)

図表4-2 介護保険受給者1人当たりの費用額, 給付額 (千円)

区分	費用額			給付額		
	居宅	地域密着	施設	居宅	地域密着	施設
2011年度	108.6	220.2	292.8	98.8	198.4	264.0
12年度	110.7	226.7	293.0	100.7	204.2	264.1
13年度	111.2	226.7	291.5	101.1	204.1	262.5
14年度	112.1	228.6	293.5	101.9	205.8	264.4
15年度	111.0	229.5	290.0	100.3	205.6	260.4
16年度	105.4	165.4	287.9	94.9	147.6	257.8

注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表4-3

サービス種別の受給者1人当たりの費用額，給付額

(千円)

区 分	費用額		給付額		費用額－給付額	
	2016年	17年	2016年	17年	2016年	17年
介護予防サービス 総数	35.6	30.7	31.9	27.6	3.7	3.1
居宅	30.9	25.7	27.3	22.8	3.6	2.9
訪問通所	29.0	22.9	25.7	20.3	3.3	2.6
短期入所	37.6	38.4	33.5	34.3	4.1	4.1
居宅療養管理指導	11.0	11.1	9.6	9.7	1.4	1.4
特定施設入居者生活介護	79.6	81.4	69.9	71.4	9.7	10.0
介護予防支援	4.6	4.6	4.6	4.5	0.0	0.1
地域密着型介護予防サービス	79.1	81.3	70.4	72.3	8.7	9.0
介護サービス 総数	186.9	190.0	167.0	169.8	19.9	20.2
居宅	116.4	118.7	102.9	105.0	13.5	13.7
訪問通所	101.4	103.6	89.7	91.6	11.7	12.0
短期入所	102.1	105.1	91.0	93.6	11.1	11.4
居宅療養管理指導	12.3	12.5	10.8	11.0	1.5	1.5
特定施設入居者生活介護・老健	209.6	213.5	184.1	187.7	25.5	25.9
特定施設入居者生活介護・病院等	70.6	71.6	61.6	62.7	9.0	8.9
居宅介護支援	14.1	14.2	14.0	14.1	0.1	0.1
地域密着型サービス	159.7	164.0	142.0	145.9	17.7	18.1
施設サービス 総数	286.2	290.2	255.7	259.3	30.5	30.9
介護福祉施設	269.4	275.7	241.3	246.8	28.1	28.9
介護保健施設	292.7	295.8	260.9	263.8	31.8	32.0
介護療養施設	384.4	385.0	342.0	342.5	42.4	42.5

注 厚労省「介護給付費等実態統計」，費用額累計，給付額累計を年間累計受給者数で除して求めた

て増加した。

施設サービスでは，14年度3.2兆円，15年度3.2兆円，16年度3.2兆円と，横ばいだった。

図表4-4 受給1件当たりの費用額，給付費と利用率
(16年度，円，%)

区 分	費用額	給付費	利用率
訪問介護	53,632	47,761	22.5
訪問入浴介護	64,557	57,390	1.1
訪問看護	43,731	38,755	7.0
訪問リハビリ	35,976	31,856	1.4
居宅療養管理指導	8,038	7,123	15.2
通所介護	68,922	61,464	25.6
通所リハビリ	68,778	61,183	8.0
短期入所生活介護	96,978	86,589	5.5
老健・短期入所療養介護	90,275	80,357	0.8
病院等・短期入所療養介護	108,238	96,650	0.0
福祉用具貸与	12,495	11,119	31.4
福祉用具購入費	31,403	27,909	0.6
住宅改修費	98,517	87,125	0.6
特定施設入居者生活介護	191,683	168,907	3.4
介護予防支援・居宅介護支援	11,368	11,368	56.0
地域密着型(介護予防)サービス	157,043	140,145	13.0
介護老人福祉施設	269,257	241,388	8.3
介護老人保健施設	291,968	261,066	5.9
介護療養型医療施設	383,909	342,981	0.9

注 厚労省「介護保険事業状況報告」，利用率は利用件数÷12÷認定者数

**介護サービス総数の費用額は
19.0万円，給付額は17.0万円**

介護保険サービスの受給者1人当たりの費用額と給付額は図表4-3のとおりだった。

17年は，介護予防サービス総数では，費用額3.1万円，給付額2.8万円，介護サービス総数では，費用額19.0万円，給付額17.0万円，施設介護サービス総数では，費用額29.0万円，給付額25.9万円だった。

**受給1件当たりの費用額は
訪問介護で5.4万円**

介護保険の受給1件当たりの費用額，給付額は図表4-4のとおりだった。

主な介護サービス別にみると，次のとおりだった。

図表4-5 各種サービスの1件当たり費用額と給付額
(16年度末，円)

区 分	費用額	給付額
寝具乾燥	4,947	4,901
移送	18,185	16,958
配食	1,158	930
おむつ支給	4,391	3,702

注 厚労省「介護保険事業状況報告」，市町村特別給付

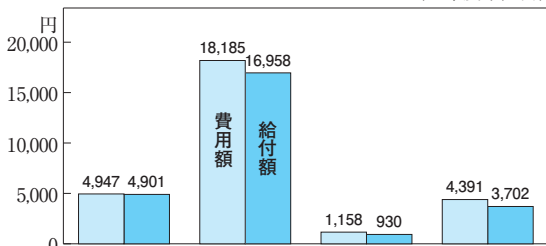
訪問介護では費用額5.4万円、給付額4.8万円、通所介護では費用額6.9万円、給付額6.1万円、福祉用具貸与では費用額1.2万円、給付額1.1万円、地域密着型では費用額15.7万円、給付額14.0万円、介護老人福祉施設では費用額26.9万円、給付額24.1万円だった。

このほかの各種サービスは図表4-5のとおり、移送では費用額1.8万円、給付額1.7万円だった。

図表4-6でみると、費用額と給付額が高額だっ

図表4-6 介護サービスの1件当たり費用額と給付額

(16年度末、円)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」、市町村特別給付、図表4-6による

図表4-8

介護サービス種類別の受給者1人当たり費用額

(16年度、円)

区分	要支援		要介護					
	1	2	1	2	3	4	5	
居宅	訪問介護	17,706	22,808	37,843	52,617	87,518	118,784	157,286
	訪問入浴介護	29,826	40,777	55,756	60,062	62,755	64,594	70,990
	訪問看護	26,312	36,092	39,081	43,676	46,012	50,705	62,461
	訪問リハビリ	26,448	33,966	36,917	37,585	38,456	38,320	38,480
	居宅療養管理指導	11,904	11,550	12,677	12,776	13,034	13,055	13,171
	通所介護	19,763	38,210	67,186	85,112	109,554	122,062	132,733
	通所リハビリ	22,286	42,936	63,709	78,711	96,700	107,887	116,590
	短期入所生活介護	25,843	41,210	59,611	77,114	116,102	135,495	137,868
	短期入所療養介護・老健	29,147	48,210	63,230	73,296	95,582	109,354	120,208
	短期入所療養介護・病院等	30,103	46,770	62,524	80,090	108,455	130,908	139,915
福祉用具貸与	5,453	6,690	7,610	13,114	16,137	20,027	24,705	
特定施設入居者生活介護	62,187	102,645	174,913	195,022	217,958	239,505	261,048	
介護予防支援・居宅介護支援	4,615	4,612	13,065	13,093	16,459	16,528	16,509	
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	233,000	30,500	78,293	125,255	193,348	238,291	286,181
	夜間対応型訪問介護	4,500	5,500	21,197	23,042	32,468	46,440	60,887
	認知症対応型通所介護	35,729	64,019	91,339	113,011	139,991	151,381	161,501
	小規模多機能型居宅介護	49,397	86,911	133,515	187,808	260,905	282,781	310,266
	認知症対応型共同生活介護	4,000	242,319	256,175	268,887	277,150	281,637	287,647
	地域密着型特定施設入居者生活介護			172,128	192,719	214,031	233,683	255,711
	地域密着型老人福祉施設入居者生活介護	122,500	5,000	222,359	245,168	264,569	285,422	307,307
	複合型サービス	126,000	158,333	149,191	204,186	277,223	311,299	351,290
介護施設	介護老人福祉施設 平均270,122	7,000	4,500	211,606	234,190	252,309	271,842	291,165
	介護老人保健施設 平均295,472	15,069	25,143	254,424	271,616	292,679	309,934	326,591
	介護療養型医療施設 平均388,781	19,000	5,000	240,788	274,254	345,403	382,843	407,606

注 厚労省「介護保険事業状況報告」

たのは移送で、寝具乾燥が続いた。おむつ支給の費用額は4,391円、配食の費用額は1,158円だった。

介護保険サービス受給者1人当たりの介護サービス費用月額推移は図表4-7のとおりだった。

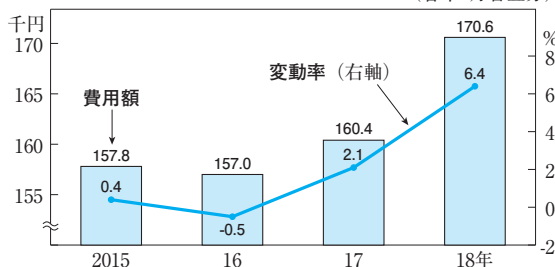
15年は15.8万円だったが、18年には17.1万円にアップした。

1人当たり費用額は要介護1で3.8万円、要介護5で15.7万円

介護保険受給者1人当たり費用月額を介護度別

図表4-7 受給者1人当たりの介護費用額

(各年4月審査分)



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

にみると図表4-8のようになった。

訪問介護では、要介護1が3.8万円、要介護5が15.7万円であり4.2倍の差があった。

通所介護では、要介護1が6.7万円、要介護5が13.3万円で、差は2.2倍だった。

施設サービスの介護老人福祉施設では、要介護3が25.2万円、要介護5が29.1万円で、差は1.2倍だった。

施設サービスでは、介護度による費用の差は小さかった。

介護予防受給者1人当たり費用 は訪問通所で1.9万円

介護予防サービスの受給者1人当たり費用額は図表4-9のとおりだった。

総数では、18年は2.8万円で、前年を0.8万円下回った。

居宅サービスでは、18年は2.2万円で、前年を0.8万円下回った。

介護予防支援では、18年は前年と同額の0.5万円だった。

地域密着型サービスでは、18年は8.2万円で、前年を0.3万円上回った。大項目で前年の費用額を上回ったのは、この地域密着型サービスのみだった。

図表4-9 介護予防サービスの受給者1人当たり費用額
(4月審査分、千円)

区 分	2017年	18年
総数	35.1	27.5
居宅サービス	30.3	22.3
訪問通所計	28.3	18.5
訪問介護	20.2	15.6
訪問入浴介護	37.4	38.8
訪問看護	33.9	33.3
訪問リハビリ	33.0	32.4
通所介護	29.4	24.5
通所リハビリ	34.3	34.7
福祉用具貸与	6.2	6.3
短期入所計	38.0	39.6
生活介護	37.1	39.0
療養介護（老健）	45.0	45.4
療養介護（病院等）	39.9	42.6
居宅療養管理指導	11.2	11.2
特定施設入居者生活介護	81.1	83.2
介護予防支援	4.6	4.6
地域密着型サービス	79.4	81.9

注 厚労省「介護給付費等実態統計」

小項目で、前年の費用額を上回ったのは、訪問入浴介護3.9万円（3.7%増）、通所リハビリ3.5万円（1.2%増）、生活介護3.9万円（5.1%増）、療養介護4.3万円（6.8%増）、特定施設入居者生活介護8.3万円（2.6%増）だった。

小項目12項目のうち、前年より費用額が高くなったのは上記の6項目だった。

訪問介護、訪問入浴介護は大幅に費用額が低下した。

受給者1人当たり費用 は訪問通所で10.6万円

介護サービスの受給者1人当たりの費用額は図表4-10のとおりだった。

総数では、18年は19.4万円で、前年を0.3万円上回った。

居宅サービスでは、18年は12.2万円で、前年を0.2万円上回った。

居宅介護支援では、18年は前年とほぼ同額の1.4万円だった。

地域密着型サービスでは、18年は16.8万円で、前年を0.4円上回った。

図表4-10 介護サービスの受給者1人当たり費用

(4月審査分、千円)

区 分	2017年	18年
総数	191.2	194.2
居宅サービス	119.6	121.6
訪問通所計	104.6	106.4
訪問介護	72.9	76.1
訪問入浴介護	67.0	68.5
訪問看護	49.3	48.2
訪問リハビリ	39.7	39.0
通所介護	91.1	92.7
通所リハビリ	84.1	83.4
福祉用具貸与	14.6	14.6
短期入所計	104.5	107.8
生活介護	105.2	108.7
療養介護（老健）	91.4	92.8
療養介護（病院等）	114.5	111.9
居宅療養管理指導	12.5	12.6
特定施設生活介護・短期以外	213.0	216.9
居宅介護支援	14.1	14.2
地域密着型サービス計	163.4	167.8
介護施設サービス計	291.0	295.0
介護老人福祉施設	274.7	280.9
介護老人保健施設	297.2	300.5
介護療養型医療施設	389.1	389.0

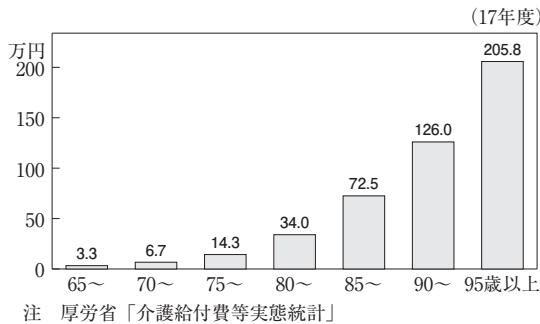
注 厚労省「介護給付費等実態統計」

施設サービスでは、18年は29.5万円で、前年を0.4万円上回った。大項目ではすべての項目で前年の費用額を上回った。

小項目では費用額が前年を下回った項目は、訪問看護（△2.2%）、訪問リハビリ（△1.8%）、通所リハビリ（△0.8%）、療養介護（△2.3%）の4項目のみだった。介護療養型医療施設はほぼ横ばいだった。

このように、介護予防サービスでは、前年度を下回る項目が多かったが、介護サービスでは対照的な姿だった。

図表4-11 介護保険の受給者1人当たり給付費



95歳以上の介護給付費は80～84歳の6.1倍

介護保険の受給者1人当たりの給付月額を受給者の年齢階級別にみると図表4-11のとおり。

給付額は加齢とともに急増している。80～84歳の3.4万円に対し95歳以上は20.6万円で、倍率は6.1倍を示した。

居宅サービスの訪問介護の給付額は要介護1で3.5万円

介護保険の受給者1人当たりの給付額は、19年1月分で図表4-12のとおりだった。

介護度によって給付額に大きな差がある。居宅サービスの訪問介護は、要介護1で3.5万円、要介護5では4.3倍の14.8万円だった。

地域密着型サービスの認知症対応型通所介護は、要介護1で8.4万円、要介護5で1.8倍の15.2万円だった。

施設サービスでは介護度による差は小さく、要介護1で22.4万円、要介護5で28.5万円だった。

図表4-12

受給者1人当たりの給付費

(19年1月サービス分、千円)

区 分	要支援1	2	要介護1	2	3	4	5	総数
居宅サービス	22.2	29.0	78.0	101.5	142.8	174.9	213.2	101.0
訪問介護			34.5	47.9	80.9	111.3	147.9	66.8
訪問入浴介護	29.9	36.4	51.8	54.7	57.2	59.1	65.3	61.3
訪問看護	23.7	32.9	36.1	40.1	41.9	46.4	57.1	41.3
訪問リハビリ	24.9	31.8	33.7	34.3	34.8	34.8	35.1	33.7
居宅療養管理指導	10.7	10.5	11.6	11.7	12.0	12.1	12.3	11.9
通所介護			61.1	77.2	99.4	111.6	122.3	81.1
通所リハビリ	21.7	40.4	55.3	67.2	81.8	92.9	100.9	59.8
短期入所生活介護	23.0	37.5	53.4	70.7	107.6	125.0	125.8	92.4
短期入所療養介護（老健）	26.4	42.7	59.5	69.1	89.7	102.0	111.0	84.7
短期入所療養看護（病院等）	21.4	43.3	63.2	71.0	103.9	120.7	126.7	100.8
福祉用具貸与	5.0	6.2	6.7	11.9	14.6	18.1	22.3	11.6
特定施設入居者生活介護	55.4	91.3	156.4	173.8	193.6	212.4	230.9	172.2
介護予防支援・居宅介護支援	4.6	4.6	13.4	13.4	16.8	16.9	16.9	12.7
地域密着型サービス	44.3	97.2	93.3	126.2	179.6	209.1	233.4	148.5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			70.7	114.0	176.1	218.6	261.1	149.6
夜間対応型訪問介護			21.4	22.0	28.4	38.8	55.7	32.5
地域密着型通所介護			60.3	68.2	98.9	116.5	137.3	74.5
認知症対応型通所介護	33.8	61.9	83.9	102.7	128.3	140.7	151.9	113.9
小規模多機能型居宅介護	45.4	79.7	123.3	172.6	238.2	259.0	283.1	180.4
認知症対応型共同生活介護		217.3	232.2	242.9	250.0	254.3	260.4	246.5
地域密着型特定施設入居者生活介護			152.6	172.7	187.9	207.6	223.0	186.2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			204.7	229.2	244.6	265.6	285.4	214.6
複合型差サービス			139.7	187.9	248.7	285.0	320.0	239.3
介護施設サービス			224.4	238.7	247.3	265.5	284.5	261.8
介護老人福祉施設			196.1	216.2	232.4	249.9	268.0	249.4
介護老人保険施設			229.7	246.0	265.2	281.4	296.9	267.7
介護療養型医療施設			219.8	243.0	304.3	337.5	359.6	342.2

注 厚労省「介護保険事業状況報告」（暫定版）、受給者数（1月サービス分）÷認定者数（3月末）で推計

自己負担の介護費用は月2万円以上4万円未満が27.1%

介護保険受給者事業者に支払った自己負担額の分布は図表5-1のとおりだった。

総計では2万円以上4万円未満が最も多く27.1%、1万円以上2万円未満が23.6%で、合わせて48.7%だった。

要介護5では、6万円以上10万円未満が17.3%、10万円以上が21.6%だった。

要介護度別の平均額は、要介護1は2万498円、要介護2は3万670円、要介護3は4万6,026円、要介護4は5万4,853円、要介護5は6万3,891円だった。

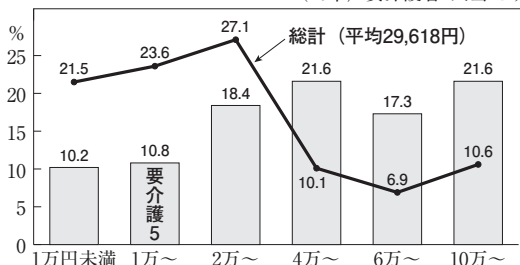
介護費用は介護サービスの自己負担部分を含め7.8万円

介護保険サービスの自己負担分にその他の自己負担の介護費を加えた費用は図表5-2のとおり、18年は7.8万円だった。

これを要支援、要介護度別にみると図表5-3の

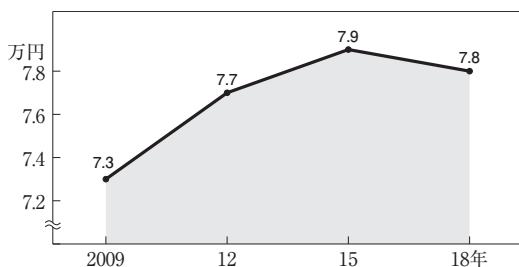
図表5-1 支払った公的介護サービス費用の分布

(16年、要介護者1人当たり)



注 厚労省「国民生活基礎調査」、要介護5の平均は63,891円

図表5-2 介護に要した費用



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」、費用0を含む、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

とおりだった。介護経験がある回答者の回答をまとめたもので、負担ゼロを含めて集計した負担額の平均であって、全体の平均は前掲表5-2のとおり7.8万円だった。

要支援では5万円台だったが、要介護3では8.7万円、要介護5では10.4万円だった。

自己負担額は15万円以上が15.8%

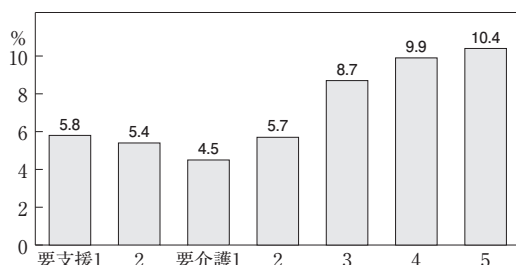
自己負担の介護に要した費用の分布は公的介護サービス分を含め図表5-4のとおり分散が著しかった。

1万円以上2.5万円未満、5万円以上7.5万円未満、10万円以上12.5万円未満、15万円以上に分散した。費用なしは3.6%の少数だった。介護度によっては、1人当たり10万円以上の費用負担も珍しくない。

先にみたとおり、要介護度による自己負担額の分散傾向がここにもみられた。

図表5-3 要介護度別の介護に要した費用

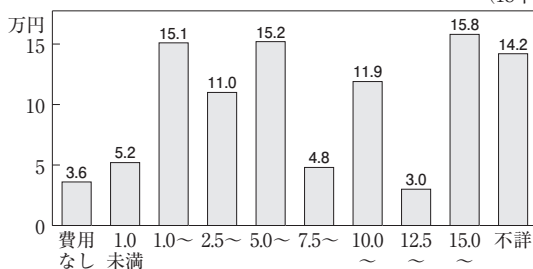
(18年)



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」、費用0を含む、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む、介護経験あり、平均7.8万円

図表5-4 介護に要した費用の分布

(18年)



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」、費用0を含む、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む、平均は7.8万円

介護に要した自己負担額は 在宅4.6万円、施設11.8万円

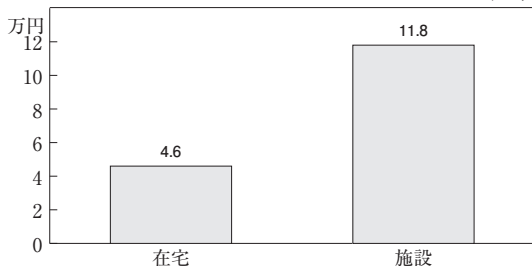
介護保険受給者の自己負担費用を含めた介護に要した費用を、在宅と施設別にみると図表5-5のようになった。

在宅は4.6万円だが、施設では2.6倍の11.8万円だった。在宅では自己負担額は少ないようにみえるが、実際にはこれ以外に、食費、居住費を別途負担しているため、見た目より介護には費用がかかっている。在宅では自己負担が少額で済むとは一概にいえない。

前掲4-1を再掲すると、図表5-6のとおり、受給者1人当たりの月費用は、16年度で、居宅は10万円にとどまったが、地域密着型は1.8万円、施設は3.0万円と在宅をはるかに超えた。

施設では、介護サービスの自己負担額のほか、低所得者には補給給付がある食費、居住費のほか、全額自費での理美容費などがかかる。16年9月中の費用は、老人福祉施設が7.6万円、老人保健施設が8.6万円、療養型医療施設が9.3万円だった。

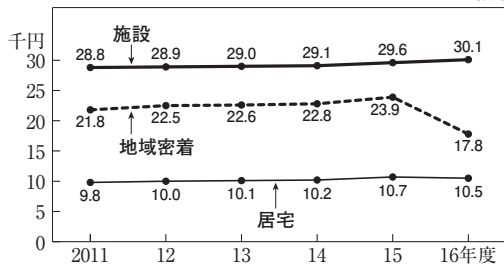
図表5-5 介護に要した費用 (18年)



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」費用0を含む、公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

図表5-6 受給者1人当たりの費用額と給付額の差

(再掲)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」食費+居住費の計(月30日で計算)、保険外の自己負担が、たとえば、施設では、老福で75.9千円、老健で86.6千円、医療で93.0千円かかる(厚労省、介護サービス施設・事業所調査、16年)

介護サービスの自己負担額は生活費含め15.0万円

介護予防サービス、介護サービス受給者1人当たりの自己負担月額額は推計で図表5-7のとおりになった。

介護予防サービスの自己負担額は、一般的に利用すると思われるサービスの合計で0.8万円、これに高齢者夫婦無職世帯の1人当たりの生活費を加えると13.9万円になる。介護予防サービスでは生活費への影響は小さかった。

介護サービスの自己負担額は、一般的に利用すると思われるサービスの合計で3.6万円、これに高齢者世帯の1人当たりの生活費を介護予防サービスと同じ額がかかると仮定して加えると16.8万円になる。

図表5-7 介護予防、介護サービスの自己負担額と生活費 (18年4月審査分、円)

区分	介護予防	介護
総数	3,100	22,200
居宅サービス	2,900	13,700
訪問通所	2,600	12,000
訪問介護①	2,200	8,700
訪問看護	4,300	5,700
訪問リハビリ	2,800	4,600
通所介護②	3,300	10,100
通所リハビリ	3,900	9,200
福祉用具貸与③	700	1,700
短期入所	4,100	11,500
生活介護	4,100	11,500
療養管理指導④	1,400	15,300
特定施設入居者生活介護	10,000	25,800
介護予防支援	100	
居宅介護支援		100
地域密着型	9,000	18,100
通所支援	5,400	14,000
小規模多機能型(短期利用以外)	7,800	23,400
認知症対応型(短期利用以外)	27,100	30,500
老人福祉施設入所者生活介護		28,900
計(①~④)	7,600	35,800
生活費		
食費		32,660
居住費		6,813
光熱水道費		9,953
家具・家事用品費		4,693
被服履物費		3,086
保健衛生費		7,591
交通通信費		14,036
教養娯楽費		12,120
諸雑費		10,320
こづかい		3,266
交際費		12,798
非消費支出		14,546
計		131,882
合計	139,482	167,682

注 厚労省「介護給付費等実態統計」(表示は主な給付項目)、生活費は総務省「家計調査」(夫65歳以上、妻60歳以上のみの世帯、世帯人員1人当たり)

介護予防、介護サービスの自己負担額は、実際には、どのサービスをどの程度利用するか、および受給者の要介護度によって異なる。

また、生活費は、自宅、借家の平均であり、借家居住であれば負担はさらに多額になる。

したがって図表5-7の金額は自己負担額の目安のひとつにすぎない。

老人福祉施設の自己負担額は基準額で18.0万円

老人福祉施設入居者の自己負担額を図表5-7と同じような推計でみると図表5-8のようになった。

負担軽減措置のない基準額は18.0万円だが、補足給付が手厚い低所得者の場合の自己負担額は11.3万円だった。

図表5-9 在宅サービスの2割負担対象者の自己負担額 (16年度、1人当たり、千円)

区分	自己負担額
訪問介護	11.7
訪問入浴介護	14.0
訪問看護	9.8
訪問リハビリ	11.8
居宅療養管理指導	2.7
通所介護	13.8
通所リハビリ	13.7
短期入所生活介護	18.7
短期入所療養介護(老健)	19.9
同(介護療養型)	21.0
福祉用具貸与	8.1
特定施設入居者生活介護	4.5

注 厚労省「介護保険事業状況報告」,(費用額-給付額)÷受給者数

図表5-10 地域密着型介護サービスの2割負担対象者の自己負担額 (16年度、1人当たり、千円)

区分	自己負担額
定期巡回・随時対応型訪問介護	33.9
夜間対応型訪問介護	7.2
通所介護	14.0
認知症対応型通所介護	24.7
小規模多機能型居宅介護	40.2
認知症対応型共同生活介護	85.4
特定施設入居者生活介護	42.5
老人福祉施設入所者生活介護	56.9
複合型サービス	52.6

注 厚労省「介護保険事業状況報告」,(費用額-給付額)÷受給者数

図表5-8 老人福祉施設入居者の自己負担額と生活費

(18年4月審査分、円)

区分		基準額	第1段階	第2段階	第3段階
食費①		41,400	9,000	11,700	19,500
居住費	ユニット型個室②	59,100	24,600	24,600	39,300
	同個室的多床室	49,200	14,700	14,700	39,300
	従来型個室	34,500	9,600	12,600	24,600
	多床室	25,200	0	11,100	11,100
介護老人福祉施設サービス費		28,900			
生活費	施設の必要諸雑費	10,000			
	諸雑費	10,320			
	こづかい	3,266			
	交際費	12,798			
	非消費支出	14,546			
	計③	50,930			
合計(①~③)		180,330	113,430	116,130	138,630

注 厚労省「介護給付費等実態統計」(表示は主な給付項目)、生活費は総務省「家計調査」(夫65歳以上、妻60歳以上のみの世帯、世帯人員1人当たり)

2割負担対象者の自己負担額は通所介護で1.4万円

2割負担の介護保険受給者のサービス種類別の自己負担額は図表5-9、図表5-10のようになった。

在宅サービスの訪問介護は1.1万円、通所介護は1.4万円だった。

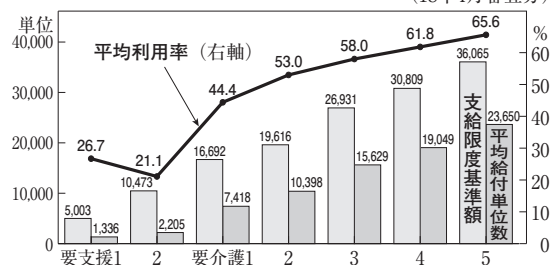
地域密着型サービスの通所介護は1.4万円、認知症対応型通所介護は2.5万円、小規模多機能型居宅介護は4.2万円だった。

居宅介護サービスの平均給付単位数は要介護3で1万5,629単位

居宅介護サービスの平均給付単位数は図表5-11のとおりだった。

要介護3では1万5,629単位、同5では2万3,650単位だった(1単位10円)。

図表5-11 居宅介護サービスの受給者平均給付単位数と平均利用率 (18年4月審査分)



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

介護サービスの単位数は訪問 ・身体介護中心で1時間575単位

介護保険では、提供するサービスごとに単位数が決めている。単価は1単位10円（1級地は11.26円）とされている。

介護サービス別にみた単位数は図表5-12のとおりだった。介護に要する時間、要介護度などによって、きわめて詳細かつ複雑な仕組みになって

いる。

訪問介護・身体介護中心の介護を受けたときは1時間以上1時間半未満で575単位、通所介護を3～4時間利用したときは要介護度3で470単位、短期入所療養介護を介護老人保健施設で受けたときは要介護3で859単位、地域密着型サービス・認知症対応型通所介護を3～4時間利用したときは要介護3で647単位などとなっている。

単位には支給限度が決められている。

図表5-12

介護サービス別の単位数

(19年度、単位、厚労省HP)

区 分		単 位					
訪問介護費	身体介護中心	20分未満	165				
		20～30	248				
		30～1時間	394				
1時間以上1時間半未満		575					
	生活援助中心	30分以上	181				
		45分以上	223				
	通院の乗降車介助	98					
訪問入浴介護費		1回	1,250				
訪問リハビリテーション費		1回	290				
		要介護1	2	3	4	5	
通所介護費 (通常規模)	3～4時間	362	415	470	522	576	
	4～5	380	436	493	548	605	
	5～6	558	660	761	863	964	
	6～7	572	676	780	884	988	
	7～8	645	761	883	1,003	1,124	
通所リハビリテーション費 (通常規模)	1～2時間	329	358	388	417	448	
	2～3	343	398	455	510	566	
	3～4	444	520	596	693	789	
	4～5	508	595	681	791	900	
	5～6	576	688	799	930	1,060	
	6～7	667	797	924	1,076	1,225	
	7～8	712	849	988	1,151	1,310	
短期入所生活介護		625	693	763	831	891	
短期入所療養介護	介護老人保健施設 医療施設	753	798	859	911	962	
		691	794	1,017	1,112	1,197	
地域密着 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（月）		5,666	10,114	16,793	21,242	25,690
	夜間対応型訪問介護（月）		2,742				
	地域密着型通所介護	3～4時間	407	466	527	586	647
		4～5	426	488	552	614	678
		5～6	641	757	874	990	1,107
		6～7	662	782	903	1,023	1,144
認知症対応型通所介護	3～4時間	538	592	647	702	756	
	4～5	564	620	678	735	792	
	5～6	849	941	1,031	1,122	1,214	
	6～7	871	965	1,057	1,151	1,245	
小規模多機能型居宅介護（日）		759	795	818	835	852	
複合型サービス（月）同一施設以外		12,341	17,268	24,274	27,531	31,141	

施設サービスの自己負担額の目安は要介護5で14万円

介護保険では、介護サービスには自己負担限度額が決められているが、介護保険給付外の費用もあり、実際の費用については、別に目安を付けておく必要がある。

図表5-13は、施設サービス受給者の自己負担額を、要介護5を例にとって試算したもので、多床室利用で10.2万円、ユニット型個室で13.9万円になった。

ただし、介護サービス費は、自己負担割合を1割としたもので、2割負担、3割負担該当者の負担はさらに重くなる。

負担割合の判定は所得額により1割から3割までの3段階になる。

世帯に65歳以上者が2人以上いるときは、合計所得金額が160万円未満または年金収入+その他の合計所得が346万円未満のときは1割負担、合計所得金額が160万円以上または年金収入+その他の合計所得が346万円以上のときは2割負担、年金収入+合計所得が463万円以上のときは3割負担となっている（18年8月より）。

在宅サービス受給者の所得段階は第4段階が32%

介護保険では、所得段階に応じて介護保険料や保険給付の限度額が決まる。

所得段階別の受給者の割合は図表5-14のとおりだった。

在宅サービスでは第4段階が32%で最も多く、施設サービスの特養では第2段階が59%、老健でも第2段階が40%を占め、最も多かった。

第3段階の負担限度額は食費650円、居住費はユニット型個室1,310円

所得段階は、第1から第9までに区分されている。第1段階は生活保護世帯または年金収入および合計所得金額が80万円以下、第2段階は同120万円以下、第3段階は同120万円超（ここまでは世帯全員が住民税非課税）、世帯全体が住民税課税であるときでの第4段階は同80万円以下、第5段階は同80万円超とされている。第6～9段階は住民税課税で合計所得金額が125万円未満から300万円以上までに区分されている。

自己負担限度額は図表5-15のとおり、食費は、第3段階では650円に軽減される。居住費も個室の第3段階では1,310円とされている。

図表5-13 要介護5の施設サービス受給者の自己負担額の目安 (19年度、円)

区 分	多床室利用	ユニット型個室
施設サービス費の1割	24,780	27,300
居住費	25,200 (840×30)	60,000 (1,970×30)
食費	42,000 (1,380×30)	42,000 (1,380×30)
日常生活費	10,000 (施設で設定)	10,000 (施設で設定)
合計	101,980	139,300

注 厚労省HP

図表5-14 介護保険受給者等の所得段階別割合

(10年、%)

区分	特養		老健		区分	在宅
	7	59	5	40		
第1	7	59	5	40	第1	11
第2	16	14	14	41	第2	12
第3	18				第3	11
第4以上					第4	32
					第5以上	28

注 施設は厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、在宅は厚労省「国民生活基礎調査」

図表5-15 介護施設の食費、居住費の負担限度額

(19年度、日額、円)

区 分		老人福祉施設 (特養), 短期入所生活介護				老人保健施設, 療養型医療施設, 短期入所療養介護			
		基準費用	負担限度額			基準費用	負担限度額		
			第1段階	第2段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階
食費		1,380	300	390	650	1,380	300	390	650
居住費	ユニット型個室	1,970	820	820	1,310	1,970	820	820	1,310
	同個室的多床室	1,640	490	490	1,310	1,640	490	490	1,310
	従来型個室	1,150	320	420	820	1,640	490	490	1,310
	多床室	840	0	370	370	370	0	370	370

注 厚労省HP、第4段階は基準費用を適用（施設との契約による）

居宅サービスの受給者の利用限度額は要介護3で26.9万円

介護保険では、居宅サービスの場合、ケアマネージャと本人との間で、どのサービスを利用するかを決めるが、この場合、利用できるサービスに回数制限がないと青天井になりかねないとして、利用限度額が介護度別に設定されている。

利用限度額は図表5-16のとおりで、19年度は要介護1で16.7万円、同3で26.9万円、同5で36.1万円とされている。限度額を超過したサービスの利用料金は全額が自己負担になる。

実受給者数は604万人、介護費用は17.1万円

受給者の利用限度額を設定されていても、受給者1人当たりの介護費用は増加を続けている。

図表5-17では、受給者1人当たりの介護費用は、01年の16.5万円が、05年には16.0万円に、10年には15.7万円に、その後は15万円台にやや低下したが、17年以降は再び増加、18年には17.1万円に増えた。

図表5-18、図表5-19で内訳をみると、居宅サービスは、01年の7.7万円が、05年には9.4万円に増え、07年以降は10万円を超え、10年には12.0万円

に、その後は11年の11.9万円を除き、12万円台が続き、18年には12.2万円になった。居宅サービスの介護費用額は近年横ばいで推移している。

施設サービスは、01～05年は35万～36万円だったが、06年以降は30万円を下回る水準で推移、18年には29.5万円になった。

施設では、この間に、受給者の自己負担の範囲が拡大され、これが介護費用の抑制に働いたという事情もあると思われる。

特に、施設サービスでは、食費、居住費に、負担限度額が設定されたものの、基本的には自己負担となり、介護費用の自己負担割合も1割負担から2割負担に、さらには3割負担も導入された。

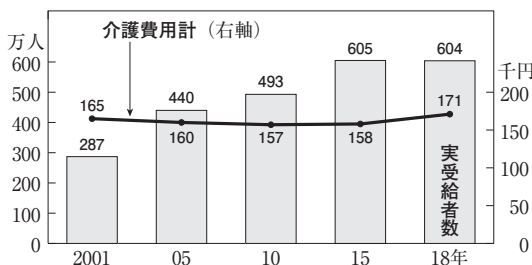
受給者1人当たりの介護費用は近年になって抑制傾向にあるが、実受給者数は増加しており、介護財政は今後も逼迫するとみられ、介護保険サービスの自己負担範囲の拡大、保険料の増額もスケジュール化されている。

図表5-16 居宅介護サービス受給者の利用限度額
(19年度、円)

区分	利用限度額
要支援	50,030
2	104,730
要介護1	166,920
2	196,160
3	269,310
4	308,060
5	360,650

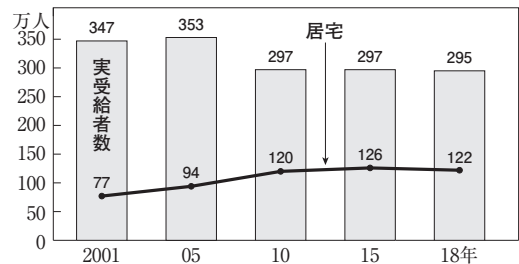
注 厚労省HP、限度額超過は超過分全額が自己負担

図表5-17 介護サービス実受給者数と1人当たり介護費用



注 厚労省「介護給付等実態統計」、受給者数は17年度

図表5-18 介護実受給者数と1人当たり介護費用



注 厚労省「介護給付等実態統計」

図表5-19 受給者1人当たりの介護費用

(千円、千人、4月審査分)

区分	計	居宅	施設	実受給者数
2001年	165	77	347	2,873
02年	160	85	362	3,352
03年	165	88	364	3,706
04年	162	93	154	4,136
05年	160	94	353	4,399
06年	145	81	276	4,296
07年	149	107	287	4,370
08年	150	111	287	4,516
09年	151	114	287	4,687
10年	157	120	297	4,928
11年	156	119	297	5,174
12年	157	122	296	5,431
13年	158	123	296	5,661
14年	159	124	296	5,883
15年	158	126	297	6,051
16年	157	126	291	6,138
17年	160	120	291	6,041
18年	171	122	295	

注 厚労省「介護給付費等実態統計」、居宅は06年より居宅サービス、実受給者数は年度(5月～4月)

増加する介護費用総額、 18年度は11.1兆円に

高齢化の進行は介護保険財政にも大きな影響を与えている。状況は予断を許さないという。

介護保険の介護費用総額の推移は図表5-20のとおりで、00年の3.6兆円が10年には10.1兆円に達し、18年度には11.1兆円になった。

介護給付費の見通しは25 年度には14.6兆円に

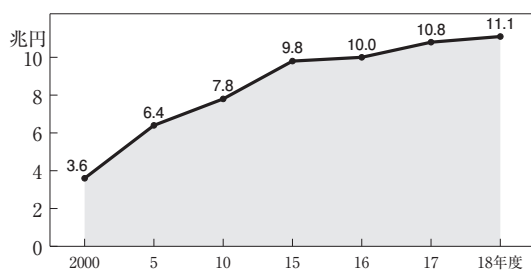
社会保障給付費は40年度に向けて18年度の121兆円が188兆～190兆円へと増加する見通しで、この中で、介護保険給付費も図表5-21のとおり、同期間中に10.7兆円が、25年度には現状投影で14.6兆円に、計画ベースでは15.3兆円に増加、さらに40年度には現状投影で24.5兆円に、計画ベースでは25.8兆円になると見通している。

現状投影は、現在の制度がそのまま推移するとしたときの推計をいい、計画ベースは、今後予定されている制度改革等が実現したときの推計をいう。

介護保険第7期事業計画の サービス量は見込みで537万人

介護保険第7期事業計画は、18～20年度を計画

図表5-20 増加する介護費用



注 社保審介護保険部会資料 (19年2月25日)

図表5-21 介護給付費の見通し (兆円, %)

区分	現状投影		計画ベース	
	給付費	GDP比	給付費	GDP比
2018	10.7	1.9	10.7	1.9
25	14.6	2.3	15.3	2.4
40年度	24.5	3.1	25.8	3.3

注 社保審介護保険部会資料 (18年7月26日)

期間としている。計画を含めた介護サービス量の見込みは図表5-22のとおりだとされている。

受給者総数は、17年度実績が485万人、20年度が537万人、25年度は605万人と見込んだ。

17年度実績と第7期事業計画最終年の20年度のサービス量の内訳をみると、在宅介護343万人→378万人、居住系43万人→50万人、介護施設99万人→109万人としている。

介護保険の財源の50%は 保険料、給付総額は10.8兆円

19年度予算案による介護保険の財源構成は図表5-23のとおりだった。

給付費の総額は10.8兆円、このうち保険料で50%を賅っている。

図表5-22 介護保険第7期事業計画のサービス量などの見込み (万人)

区分	2017年度	20年度	25年度	
	実績	推計値		
在宅介護	計	343	378	427
	ホームヘルプ	110	122	138
	デイサービス	218	244	280
	ショートステイ	39	43	48
	訪問介護	48	59	71
	小規模多機能	10	14	16
	定期巡回	1.9	3.5	4.6
	小規模多機能型居宅介護	0.8	2.1	2.9
居住系	計	43	50	57
	特定施設入居者生活介護	23	28	32
	認知症高齢者グループホーム	20	22	25
介護施設	計	99	109	121
	特養	59	65	73
	老健 (+介護療養等)	41	43	48

注 社保審介護保険部会資料 (19年6月20日)

図表5-23 介護保険の財源構成と規模 (19年度予算案, %, 兆円)

区分	構成比	給付額
第1号保険料	23	2.5
第2号保険料	27	2.9
国庫負担金 (調整交付金)	5	0.5
国庫負担金 (定率分)	20	2
都道府県負担金	12.5	1.5
市町村負担金	12.5	1.4
計	10.0	10.8

注 社保審介護保険部会資料 (19年2月25日)、費用額は11.7兆円

介護保険費用の44%は 居宅に、34%は施設に配分

介護保険の費用額はどのように配分されているのだろうか。

17年度の費用額の配分状況は図表5-24のとおりだった。

費用額の44%は居宅サービスに配分されていた。居宅サービスでは通所介護に12.7%、訪問介護に9.3%が配分され、両サービスで22.0%を占めた。このほか、通所リハビリの4.4%、短期入所生活介護の4.3%、特定施設入居者生活介護の5.2%が目立った。居宅介護支援は4.7%だった。

地域密着型サービスは合計で17.0%、この中ではグループホームが6.9%、地域密着型通所介護が4.1%だった。

施設サービスは34.0%だった。この中では、特別養護老人ホームが18.3%を占め最も多かった。介護保健施設の13.3%がこれに次ぎ、介護療養型医療施設は2.4%だった。

図表5-24 介護保険総費用額に占める提供サービス費用額の内訳 (17年度、%)

区 分	費用額割合
居宅	44.0
計	44.0
訪問介護	9.3
訪問入浴介護	0.6
訪問看護	2.5
訪問リハビリ	0.4
通所介護	12.7
通所リハビリ	4.4
福祉用具貸与	3.0
短期入所生活	4.3
短期入所療養（老健）	0.6
短期入所老幼（病院等）	0.0
居宅療養管理指導	1.0
特定施設入居者生活	5.2
居宅介護支援	4.7
地域密着型	17.0
計	17.0
定期巡回	0.4
夜間対応型訪問	0.0
地域密着通所	4.1
認知症対応型通所	0.9
小規模多機能	2.5
グループホーム	6.9
地域密着型特定施設入居者生活	0.2
地域密着型介護老人福祉施設	2.0
複合型サービス	0.3
施設	34.0
計	34.0
特別養護老人ホーム	18.3
介護保健施設	13.3
介護療養施設	2.4

注 社保審介護保険部会資料（19年2月25日）

受給者1人当たり費用額は 居宅9.7万円、施設21.6万円

17年度の介護保険受給者1人当たりの費用額の内訳は図表5-25のとおりだった。

居宅サービスは9.2万円だった。この中では、居宅療養管理指導が15.0万円で最も多かった。特定施設入居者生活介護が9.2万円、通所介護の6.5万円が続いた。

地域密着型サービスは12.0万円だった。この中では、地域密着型介護老人福祉施設の22.5万円、グループホームの21.9万円が高額だった。このほか、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護が14万～15万円だった。

施設サービスは21.6万円だった。このうち、介護療養型医療施設は23.3万円で最も高額だった。特別養護老人ホームの21.9万円、介護老人保健施設の19.1万円が続いた。

図表5-25 介護保険総費用における提供サービスの費用額の内訳

(17年度、受給者1人当たり、万円)

区 分	金額
居宅	9.2
計	9.2
訪問介護	5.1
訪問入浴介護	3.5
訪問看護	3.0
訪問リハビリ	2.3
通所介護	6.5
通所リハビリ	5.7
福祉用具貸与	1.0
短期入所生活	4.7
短期入所療養（老健）	3.1
短期入所老幼（病院等）	0.7
居宅療養管理指導	15.6
特定施設入居者生活	9.2
居宅介護支援	1.1
地域密着型	12.0
計	12.0
定期巡回	10.4
夜間対応型訪問	15.9
地域密着通所	5.6
認知症対応型通所	8.6
小規模多機能	14.5
グループホーム	21.9
地域密着型特定施設入居者生活	15.8
地域密着型介護老人福祉施設	22.5
複合型サービス	15.8
施設	21.6
計	21.6
特別養護老人ホーム	21.9
介護保健施設	19.1
介護療養施設	23.3
合計	15.8

注 社保審介護保険部会資料（19年2月25日）

6

施設サービスの費用額、給付額と自己負担額

受給者1人当たりの給付額は老人福祉施設で25.7万円

19年1月分の施設サービスの受給者1人当たりの給付月額額は図表6-1のようになった。

介護老人福祉施設は25.7万円、介護老人保健施設は27.8万円、介護療養型医療施設は35.1万円だった。介護老人福祉施設受給には1人当たり25.7万円かかり、これは第7期介護保険料月額5,869円の44カ月分に相当する。

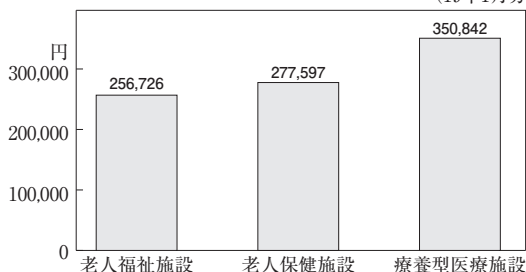
図表6-2によって介護老人福祉施設の受給者1人当たり費用額を介護度別にみると、要介護3では26.2万円だが、要介護5では1.16倍の30.2万円にのぼる。

費用額を前年同月分と比べると、総数では2.3%だった。要介護3では2.1%、要介護5では2.2%アップした。

老人福祉施設の自己負担額2割負担で5.5万円

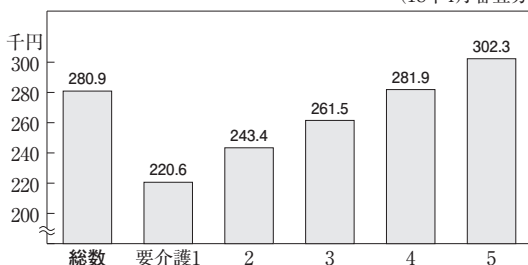
施設サービスの自己負担額（費用額－給付額）

図表6-1 施設サービスの受給者1人当たりの給付費 (19年1月分)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」

図表6-2 介護老人福祉施設の受給者1人当たり費用額 (18年4月審査分)



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表6-3 施設サービスの自己負担額

(17年、円)

区分	2割負担
介護老人福祉施設	55,140
介護老人保健施設	59,160
介護療養型医療施設	77,820

注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表6-4 介護保険施設の自己負担額

(16年、千円)

区分	老人福祉施設	老人保健施設	医療施設
平均(加重平均)	75.9	86.6	93.0
介護サービス費	26.9	31.3	39.0
食費	23.0	30.2	30.1
住居費・個室	26.0	16.8	13.7
その他の費用	2.4	5.1	10.8

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、その他の費用は特別な室料など

は図表6-3のようになった。

介護老人福祉施設では、2割負担で5.5万円になる。しかし、介護の自己負担には負担軽減措置が設けられており、現役並みの所得がある場合でも限度額は4万4,400円とされており、超過分は介護保険から給付される。

自己負担額の総額は老人福祉施設で7.6万円

施設利用者には、介護サービスのほか、食費、居住費、その他の日常生活費がかかる。

食費、居住費は所得段階によって定額を、介護サービスとは別に負担することになる。

日常生活費には、後掲図表6-6のように、様々な費用があるが、利用者のみが負担することとされている。

図表6-4は、加重平均した自己負担額で、介護老人福祉施設で7.6万円、介護老人保健施設で8.7万円、介護療養型医療施設で9.3万円となっている。介護保険サービスの自己負担額が3万円前後であっても施設利用には多くに費用が必要になる。

老人福祉施設の自己負担月額は要介護5で7.7万円

老人福祉施設の自己負担額は図表6-5のとおり

だった。

平均は7.6万円、介護度別にみると、要介護3は7.6万円、要介護5では7.7万円だった。

施設別にみた自己負担額は図表6-6のとおりだった。

前掲図表5-4のとおり、介護老人福祉施設は7.6万円、介護老人保健施設は8.6万円、介護療養型医療施設は9.3万円だった。

日常生活費の内訳は、施設により大きく異なっている。

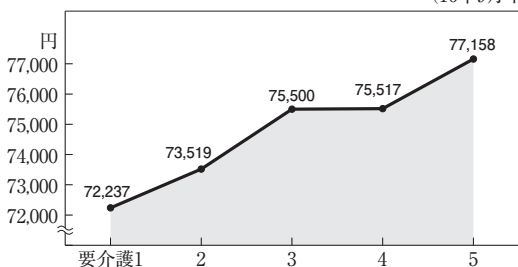
ただし、日常生活費は、利用者のみが負担する費用で、特別な室料以下の各費用の単純合計額が負担額ではない。

老人福祉施設の平均 食費日額は1,404円

介護保険施設では、食費が自己負担になる。

自己負担日額は、所得水準によって異なるが、平均は図表6-7のとおり、介護老人福祉施設で1,404円、介護老人保健施設で1,577円、介護療養

図表6-5 要介護度別の介護老人福祉施設の平均自己負担額 (16年9月中)



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、平均は75,855円

図表6-6 介護老人福祉施設の自己負担平均利用料 (16年9月中)

区 分	支払い人員 (千人)	平均利用料 (月額, 円)
平均	463	75,855
介護サービス費	441	26,921
食費	444	23,043
居住費	441	26,004
特別な室料	2	14,376
特別な食費	32	1,267
理美容費	119	1,845
日常生活費	121	3,223
教養娯楽費	47	1,501
私物の洗濯費	5	1,882
あずかり料	154	1,474
その他	169	3,359

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

型医療施設で1,446円であった。

分布は、1,000円以上1,500円未満に集中したが、介護老人保健施設のみは1,500円以上2,000円未満に59.9%が集中した。

老人福祉施設の平均 居住費日額は1,714円

介護保険施設では、居住費も自己負担になる。

自己負担額は、所得水準と、利用する施設の間取りによって決まる。

図表6-8、図表6-9によると、介護老人福祉施設で1,714円、介護老人保健施設で1,081円、介護療養型医療施設で685円だった。

個室が突出して高額だったが、2人部屋以上の費用はその3分の1程度になっている。

図表6-7 介護保険施設の平均食費と分布

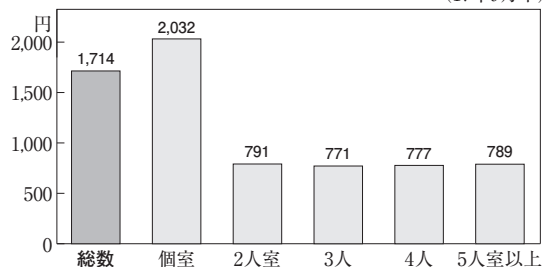
(17年9月中, 日額, %)

区分	福祉施設	保健施設	医療施設
平均 (円)	1,404	1,577	1,446
500円未満	2.4	1.2	4.0
500～	0.9	0.5	1.6
1,000～	75.3	35.3	58.8
1,500～	21.0	59.9	32.5
2,000円以上	0.4	3.1	3.0

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表6-8 介護老人福祉施設の平均居住費

(17年9月中)



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表6-9 介護老人保険施設の平均居住費

(17年9月中, 日額, 円)

区分	福祉施設	保健施設	医療施設
総 数	1,714	1,081	685
個室	2,032	1,815	1,585
2人室	791	485	449
3人	771	461	428
4人	777	455	433
5人室以上	787		1,680

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」、保健施設の5人室以上はなし

老人福祉施設の住居費・個室は 1,500円以上2,000円未満に集中

介護老人福祉施設の平均居住費を室数別にみると、個室は1,500円以上2,000円未満に44.2%が集中した。1,000円未満はほとんどなく、2,500円以上が21.4%を占めた。仮に2,500円とすれば30日分は7.5万円になる。

居住費（食費も同じ）には前掲図表5-15でみたとおり、受給者の所得等に応じて日額の上限が段階別に設定されており、第4段階該当者は上限（軽減措置）の対象外になる。

負担第1段階とは、生活保護受給者または世帯員全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給していないケース、第2段階は、世帯員全員が住民税非課税であって課税年金収入と合計所得金額が80万円以下のケース、第3段階は、世帯員全員が住民税非課税で第2段階以外のケースとされている。第4段階は、課税世帯で第2、第3段階に属さないケースをいう。

2割負担要介護5の自己負担月額は 老人福祉施設で5.9万円

施設サービスで要介護5の受給者のうち2割負担対象者の自己負担月額は図表6-11のとおり。

介護老人福祉施設で5.9万円、介護老人保健施設で6.5万円、介護療養型医療施設で8.2万円だった。

図表6-10 介護老人福祉施設の平均居住費と分布

(17年9月中、日額、%)

区 分	総 数	個 室	2人室	3人以上
平均 (円)	1,714	2,032	791	771~787
500円未満	4.0	0.5	15.6	14.7
500~	22.0	1.5	81.2	81.9
1,000~	12.8	16.0	3.1	3.3
1,500~	33.0	44.2		0.1
2,000~	12.3	16.5		
2,500円以上	15.9	21.4		

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表6-11 要介護5の施設サービス受給者の2割負担
対象者の自己負担額(16年度、1人当たり、円)

区 分	自己負担額
介護老人福祉施設	59,100
介護老人保健施設	65,000
療養型医療施設	81,800

注 厚労省「介護保険事業報告」(費用額-給付額)÷受給者数

た。

前掲図表6-3で2割負担対象者の平均自己負担額をみたが、要介護5の自己負担額は、介護老人福祉施設で0.4万円ほど高額だった。

利用者1人1日当たり収支は 老人福祉施設で198円

施設サービスの経営状況を図表6-12でみると、利用者1人1日当たりで、介護老人福祉施設では、収入が1万2,235円、支出が1万2,037円、収支差は198円だった。

介護保険3割負担者の収入等 は2人以上世帯で463万円以上

介護保険サービス受給者の自己負担割合は、原則1割だったが、その後2割負担が導入され、18年8月からは3割負担も導入された。

負担割合は、年金収入+合計所得金額で判定される。図表6-13のとおり、1割負担は、単身では年金収入等が280万円未満、2人以上世帯では同346万円未満とされている。2割負担は、単身では同280万~344万円、2人以上では同346万~463万円とされ、これを超えると3割負担になる。

ただし、3割負担者はごく一部とされている。

図表6-12 施設サービスの利用者1人1日当たり収支

(17年度、円)

区 分	収 入	支 出
介護老人福祉施設	12,235	12,037
介護老人保健施設	12,965	12,730
介護療養型医療施設	16,057	15,495

注 厚労省「介護事業経営実態調査」、収入=(介護事業収益-国庫補助金等特別積立金取崩額+介護事業外収益)÷延べ利用者数、支出=(介護事業費用+介護事業外費用+特別損出-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷延べ利用者数

図表6-13 介護保険利用者の負担割合の区分

(18年8月から)

年金収入等の額		負担割合
単身世帯	2人以上世帯	
344万円以上	463万円以上	3割負担
280万~344万円	346万~463万円	2割負担
280万円未満	346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額160万円未満		

注 厚労省HPによる(年金収入等の額は年金収入+その他の合計所得金額をいう)

17年の定員数は 老人福祉施設で54.3万人

介護保険施設の合計定員数は、17年10月で97.4万人、前年同期より1.5万人増えた。

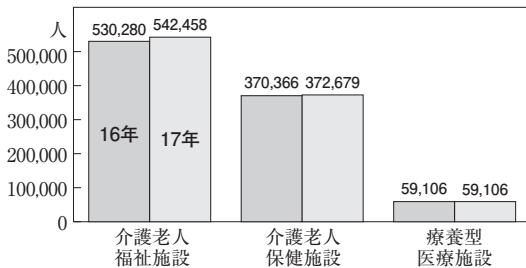
施設別の定員数は図表7-1のとおり、17年10月では、介護老人福祉施設が最も多く54.3万人、次いで、介護老人保健施設が37.2万人、療養型医療施設が5.9万人だった。介護老人福祉施設が55.7%を占めた。

このほか、18年4月からは、介護医療院がスタートした。医療・介護・住いの3機能を持つ施設で、19年3月末で、1万28床が開設された。

老人ホームを含め介護施設等の 定員数は195.2万人

介護施設には、介護保険3施設のほか、各種の老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがある。

図表7-1 介護保険施設の定員数



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」, 各年10月

図表7-2 介護施設等の定員数は1.65倍に

(高齢社会白書, 人, 床)

区分	2005年	16年	倍率
介護老人保健施設	297,769	370,366	1.24
認知症対応型共同生活介護	82,594	193,100	2.34
軽費老人ホーム	82,594	93,804	1.14
有料老人ホーム	96,412	482,792	5.01
介護療養型医療施設	129,942	59,106	0.45
養護老人ホーム	66,837	64,091	0.96
介護老人福祉施設	383,326	530,280	1.38
サービス付き高齢者向け住宅	*46,387	158,024	3.41
計	1,185,861	1,951,563	1.65

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」「社会福祉施設等調査」「介護給付費等統計」, 各年10月審査分, *は13年

これらの施設の定員数は図表7-2のとおり、05年は118.6万人だったが、16年には1.65倍の195.2万人に増加した。

利用率は老人福祉 施設で96.6%の高率

介護保険施設の状況は、17年10月で図表7-3のとおりだった。

1施設当たりの定員数に対する在所者の割合(利用率)は、介護老人福祉施設が96.6%、介護老人保健施設が89.7%、療養型医療施設が90.1%であり、いずれも高率だった。

老人福祉施設の 個室割合は74.6%

介護老人保険施設の個室割合は図表7-4、図表7-5のとおりだった。個室割合は、介護老人福祉施設では、13年の69.3%が17年には74.6%に、介護老人保健施設では、同期間に44.1%から45.7%に、介護療養型医療施設では、同じく20.8%から21.5%にそれぞれ増加した。介護老人福祉施設では、4分の3が個室になった。

施設サービスでは、個室化の必要性がかねてより指摘されてきたが、介護老人福祉施設では、個室化が普及している。

図表7-3 介護保険施設の定員数と利用率

(17年10月)

区分	1施設当たり(人)		利用率(%)
	定員	在所者数	
老人福祉施設	68.7	66.6	96.6
老人保健施設	86.2	77.4	89.7
療養型医療施設	44.6	40.3	90.1
診療所	9.0	6.5	71.9

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表7-4 介護保険施設の個室割合

(%)

区分	福祉施設	保健施設	医療施設
2013年	69.3	44.1	20.8
14年	70.3	44.5	20.5
15年	72.5	45.3	21.0
16年	73.4	45.1	21.0
17年	74.6	45.7	21.5

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

入所期間は老人福祉施設 要介護5では1～5年が47.3%

施設サービスの入所（院）期間の分布は図表7-6のとおりだった。

介護老人福祉施設では、1～5年が最も多く、要介護5では47.3%を占めた。介護老人保健施設では、1年未満が最も多く、要介護5では69.7%を占めた。療養型医療施設では、要介護4、5では1～5年が30%前後を占めた。

要介護5以上認定者に占める老人 福祉施設定員数の割合は32.6%

介護老人福祉施設の定員数は増加しているが、要介護5以上の入居者が定員数に占める割合をみると図表7-7のようになった。

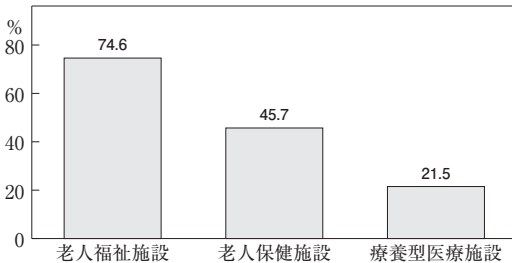
この割合は、13年には34.3%だったが、その後は緩やかに減少し、17年には32.6%になった。

介護老人福祉施設の室数構成は図表7-8のようになった。

個室割合は、14年には70.3%だったが、緩やかな上昇で推移し、17年には74.6%になった。

介護保健施設の個室率は14年の44.1%が17年には45.7%に、療養型医療施設の個室率は14年の20.5%が17年には21.5%にそれぞれ緩やかに上昇

図表7-5 介護保険施設の個室の割合 (18年10月, %)



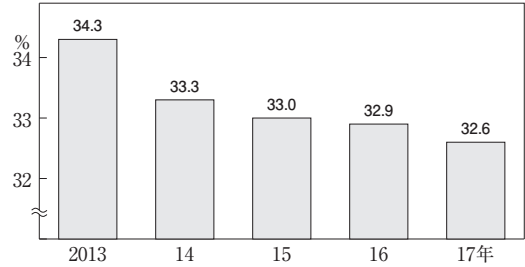
注 厚労省「介護給付費等実態統計」, 「介護サービス施設・事業所調査」

図表7-6 施設サービスの入所（院）期間の分布 (18年4月審査分, %)

区分	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	1～5年	5年以上	1～5年	5年以上	1～5年	5年以上
要介護1	41.3	22.4	15.8	1.3	12.5	4.2
2	58.2	16.7	16.1	1.2	13.4	0.6
3	43.9	11.9	19.5	1.9	18.7	2.9
4	48.1	14.3	20.8	2.7	26.6	5.1
5	47.3	24.6	25.7	4.6	31.2	7.6

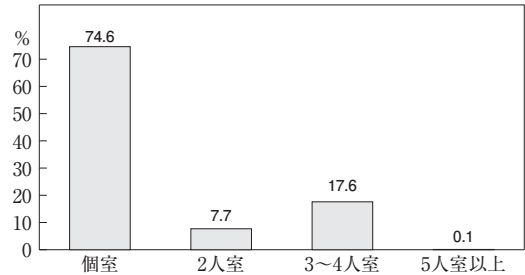
注 厚労省「介護給付費等実態統計」, 100%との差は1年未満

図表7-7 介護老人福祉施設定員数に占める要介護5以上者の割合



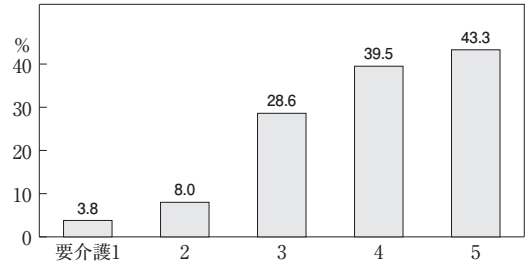
注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表7-8 介護老人福祉施設の室数の割合 (17年)



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表7-9 認定者数に占める施設介護サービス受給者の割合 (19年4月)



注 厚労省「介護保険事業状況報告」, 第2号被保険者を含む。
(累計受給者数÷12) ÷ 認定者数で算出

した。

認定者数に占める介護保険施設での介護サービス受給者数の割合を介護度別にみると図表7-9のとおりだった。

要介護3では25.6%, 同4では39.5%に、同5では43.3%だった。

介護保健施設での介護サービスの受給を認定者全員が希望するわけではないが、要介護5でも利用割合は半数に満たなかった。

施設サービス受給者以外は、民間施設に入居しているか、在宅だと思われる。

特別養護老人ホームへの 入居申込者数は29.5万人

特別養護老人ホームへの入居申込者数の状況は図表7-10のとおりだった。

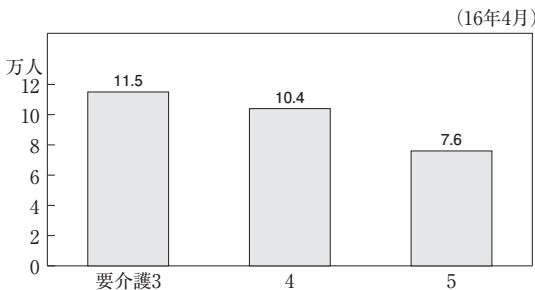
申込者数は、16年4月1日で29.5万人、要介護別では、要介護3は11.5万人、同4は10.4万人、同5は7.6万人だった。

これに対し、同年の福祉サービス受給者数は51.6万人で、なお、半数近い認定者数が入居を待っていることになる。

老人ホームの定員数は199.3万人、 有料老人ホームが59.8万人

いわゆる「老人ホーム」は、法律・制度上の定義ではない。一般的には、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなど、様々な高齢者入居施設の総称として使われている。これらの施設の定員数は図表7-11のようになった。

図表7-10 特別療養老人ホームの入居申込者数



注 厚労省「特別療養老人ホームの入居申込者の状況」

図表7-11 いわゆる「老人ホーム」の状況

区分	施設数	定員数	
有料老人ホーム	13,525	447,920	
老人施設福祉	介護老人福祉施設(特養)	10,049	598,117
	養護老人ホーム	959	64,084
	軽費老人ホーム	279	13,342
	ケアハウス	2,023	81,132
介護老人保健施設	4,322	372,679	
介護療養型医療施設	1,196	53,352	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	13,346	188,513	
サービス付き高齢者向け住宅	5,351	174,312	

注 特養、介護老人保健施設などは厚労省「介護サービス施設・事業所調査」(17年)による。特養は介護施設サービスと地域密着型介護福祉施設サービスの事業所数を合算

定員数は合計で199.1万人、この中では、特養が59.8万人で最も多く、有料老人ホームの44.8万人、介護老人保健施設の37.3万人が続いた。

有料老人ホームの施設数は 増加を続け17年は1.4万カ所に

有料老人ホームの施設数は図表7-12のとおり、増加を続けており、05年の1,406カ所が15年には1.1万カ所になり、17年には1.4万カ所になった。

有料老人ホームの在所率は 17年で84.2%にアップ

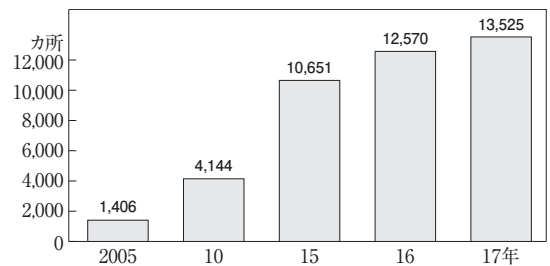
有料老人ホームの定員数、在所者数、在所率の推移は図表7-13のとおりだった。

定員数は、05年には9.6万人だったが、15年には36.7万人に増加、17年は44.8万人になった。

定員数に占める在所者数の割合である在所率は、05年には72.5%だったが、15年には82.7%にアップ、17年には84.2%になった。

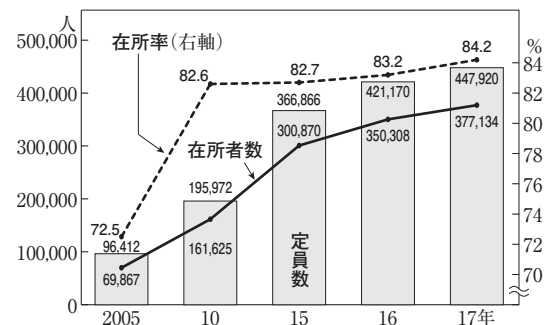
図表7-11~13の有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ、食事の提供・介護、その他の日常生活上の便宜を供与する施設をいうとしている。サービス付き高齢者向け住宅は、60歳

図表7-12 有料老人ホームの施設数



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

図表7-13 有料老人ホームの定員数と在所者数と在所率



注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

福利厚生関連指標 (2019年8月分)

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
社内預金	平均利率年・%	18年 3月末 19年 3月末	0.79 ↓	厚労省
住宅ローン 注1 Q都銀 適用日 年・%	変動 毎月型	17年 4月 1日 19年 8月 1日	店頭金利 2.475 ↓	引下後金利 0.625~0.775 ↓
		固定特約 固定10年	19年 7月 1日 8月 1日	3.19 ↓
	19年 8月1日の金利引下幅			1.7~1.85
フラット 35 注2	金利 年・% 最多金利	19年 5月 1日	1.29	住宅金融支援 機構 資金受取月 新機構団信付
		6月 1日	1.27	
		7月 1日	1.18	
		8月 1日	1.17	
財形住宅 金融金 利	金利 年・% 当初5年	19年 1月	0.67	財形住宅金融 改定日
		4月	0.64	
		7月	0.59	
長プラ	基準金利 年・%	16年 7月 8日 8月10日	0.90 0.95	日銀 実施日
		17年 7月11日	1.00	
		19年 7月10日	0.95	
新築住宅 工事費 予定額	㎡単価 万円	18年平均	18.1	注3 居住専 用 木造一戸 建 着工単価
		18年 6月	18.2	
		19年 6月	18.4	
新設住宅	持ち家 戸数	18年計	283,235	注3 注 新設とは 新築、増・ 改築によっ て住宅の戸 が新たに造 られる工事
		18年 6月	25,148	
		19年 6月	28,394	
	給与住宅 戸数	18年計	7,468	
		18年 6月	962	
		19年 6月	1,031	
給与住宅 床面積 ㎡/戸	18年平均	63.9		
	18年 6月	46.6		
	19年 6月	47.0		
新築マン ション 分譲価 格 万円/戸	首都圏	18年平均	5,871	不動産経済研
		18年 6月	6,244	
		19年 6月	5,964	
近畿圏	18年平均	3,844		
	18年 6月	3,578		
	19年 6月	3,364		
新築マン ション 分譲価 格 ㎡/戸 万円	首都圏	18年平均	86.9	
		18年 6月	92.8	
		19年 6月	91.9	
	近畿圏	18年平均	65.9	
		18年 6月	62.2	
		19年 6月	65.3	
住宅ロー ン返済 額	月額・円 (勤労者 世帯)	18年平均	92,802	注4 ローン返済世 帯
		18年 5月	89,918	
		19年 5月	99,385	
フラット35 返済負担 率(%)	マンショ ン融資 (全国)	15年度	20.7	住宅金融支援 機構
		16年度	21.1	
		17年度	21.3	

注1 保証料一括前払い型 店頭金利-引下幅=引下後金利
 2 返済期間21~35年以下、融資率9割以下、保証型除く。17年10月以降、新機構団信の保険料(0.2%)を含んだ金利
 3 国交省「住宅着工統計」

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
個人向け 住宅資 金貸出	新規貸出 億円	18年 9月期	35,605	日銀 国内銀行 割賦返済方式
		12月期	33,268	
		19年 3月期	42,588	
給与住宅 家賃	円/戸 (勤労者 世帯)	18年平均	28,989	注4
		18年 5月	26,068	
		19年 5月	32,607	
民営家賃	3.3㎡/戸 円	18年平均	8,566	総務省 小売 物価統計調 査 ※以下、都区 部、ただし、 宿泊料のみ 全国
		18年 7月	8,565	
		19年 7月	8,831	
都市再生 機構 家賃	3.3㎡/戸 円	18年平均	5,139	
		18年 7月	5,135	
		19年 7月	5,141	
灯油 円	18L	18年平均	1,726	
		18年 7月	1,738	
		19年 7月	1,790	
宿泊料 2食、円	税・サ込	18年平均	21,132	民営和式 休前日
		18年 7月	20,157	
		19年 7月	20,241	
家事代行 料	台所清掃 1回	18年 7月	16,785	レンジフード 幅95cm未満
		19年 7月	16,628	
出産費 円	正常分娩 料+入院	18年 7月	428,990	国立病院 入院7日間
		19年 7月	457,750	
人間ドッ ク、円	1回 日帰り	18年 7月	57,856	男性 1日ドック
		19年 7月	57,856	
自動車 ガソリ ン代	1L	18年平均	148	レギュラー
		18年 7月	151	
		19年 7月	143	
公立保育 料、円	2歳児1人 1カ年	18年 7月	301,226	所得税 130,000円世帯
		19年 7月	301,435	
家計金融 資産	現在高 兆円	18年 9月末	1,860	日銀 08SNA
		12月末	1,830	
公的年金 夫婦、円	夫65歳~ 妻60歳~	18年平均	202,736	注4 無職世帯
		19年 5月	4,203	
厚生年金 月額、円	男女平均 老齢相当	18年 3月	147,051	注5 厚年第1号計
		19年 3月	145,865	
確定給付 年金	加入者数 万人	18年 3月末	901	信託協会受託 概況 企業型
		19年 3月末	940	
確定拠出 年金 加入者数 万人	企業型	19年 4月末	715.8	注6
		5月末	716.4	
	個人型 (iDeCo)	19年 5月末	125.0	
	6月末	127.8		
修正総合 利回り	年、%	16年度	3.52	企業年金連 企業型
		17年度	4.49	
雇用人員	過剰-不 足	19年 3月期	-35	日銀 全規模 全産業
		6月期	-32	
		(先行き)	-35	

注4 総務省「家計調査」(全国)

5 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」

6 厚労省「確定拠出年金の施行状況」

共通 金利欄の↓は表示年月日まで同一金利が続いていることを示す

福利厚生 アラカルト

7月下旬分

● 余暇市場規模は0.1%増の71.9兆円

「レジャー白書2019」によると、18年の余暇市場規模が前年比0.1%増の71兆9,140億円だった。観光・行楽部門がプラスになったほか、スポーツ部門も堅調だった。

余暇活動参加人口では、国内観光旅行が5,430万人で8年連続のトップだった。このほか、多くの種目で参加人口が増加した。1人当たりの平均参加種目数は、15年から17年にかけて減少傾向にあったが、18年は前年比で0.7種目増えて12.4種になった。全部門で増加し、男性の10～30歳代、女性の50歳代の種目数の伸びが目立った。（日本生産性本部HP、7.18）

● 正社員と同じ働き方の派遣労働者は23%

「派遣労働者に関する調査2019」で、派遣先の正社員と同じ働き方をしている派遣労働者が23%だったことがわかった。にもかかわらず、80%以上が、ボーナス、退職金の支給対象外だった。

同一労働同一賃金の実現を目指す20年4月施行の改正労働者派遣法を詳細まで知っていたは5%だった。

不合理な格差解消に期待するとした回答は45%だった。（連合HP、7.26）

● 男性の育児休業取得率は確報で6.16%

18年度の「雇用均等基本調査」の確報で、16年10月から17年9月までの1年間の育児休業取得率が、女性では1.0ポイント減の82.2%、男性で1.0ポイント増の6.16%になったことがわかった。男性の取得率は、13年の2.03%以上上昇を続けている。有期契約労働者の取得率は、女性69.6%、男性7.54%だった。

17年4月から18年3月までの1年間に育児休業を終了して復職した労働者の休業期間は、女性では10カ月以上12カ月未満が31.3%で最も多かったが、男性では5日未満が36.3%で最も多く、5日以上2週間未満の35.1%が続いた。（厚労省HP、7.30）

● 満足度・生活の質調査の第2次報告書

「満足度・生活の質に関する調査」の第2次報告書がまとまった（第1次報告書のあらまきは本号53頁以下

に掲載）。第2次報告書では、1万人を対象に実施した第1次報告書のWEB調査をもとに、満足度・生活の質を客観的に把握する上で役立つ指標のグループを一覧表示する「満足度・生活の質に関する指標群（ダッシュボード）」の暫定試案を作成している。

指標は、次の11分野について90年前後から18年前後の状況についてまとめた。

- ①家計と資産（可処分所得金額）45.5万円（18年）
- ②健康状態（健康寿命）女性74.8歳、男性72.1歳（16年）
- ③仕事と生活（WLB、年間実労働時間）2,010時間（18年）
- ④住宅（延べ床面積）94.4m²（13年）
- ⑤教育環境・教育水準（大学進学率）57.9%（18年）
- ⑥社会とのつながり（ボランティア行動者率）26.0%（16年）
- ⑦雇用と賃金（完全失業率）2.4%（18年）
- ⑧身の回りの安全（自主防災組織活動カバー率）83.2%（18年度）
- ⑨子育てのしやすさ（保育所待機児童数・4月）19,895人（18年）
- ⑩介護のしやすさ（介護保険サービス受給者の割合）75.2%（18年）
- ⑪自然環境（騒音の環境基準適合率）89.7%（17年度）（内閣府HP、7.30）

● 平均寿命は男81.25年、女87.32年

18年の「簡易生命表」で、平均寿命が、男は81.25年に、女は87.32年になった。前年を男は0.16年、女は0.05年上回った。平均寿命の延びには、男女とも、悪性新生物、高血圧性を除く心疾患、脳血管疾患、肺炎などの死亡率の変化が影響したとしている。

国際比較では、男はスイスの81.4年に続き2位、女は1位だった。男で80年以上だったのは、上記の2カ国のほか、キプロス、イスラエル、シンガポール、アイスランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリアだった。女で85年以上だったのは、日本のほか、韓国、シンガポール、フランス、スペイン、スイスだった。（厚労省HP、7.30）

● 住宅の不動産価格指数は53カ月連続上昇

「不動産価格指数」で、19年4月（第1四半期分）の住宅総合指数が前年同月比で53カ月連続で上昇し、10年＝100の指数で114.7になったことがわかった。マンションの指数は147.7となり、前年同月の指数を5.9ポイント上回った。住宅地は99.6、戸建て住宅は103.6だった。（国交省HP、7.31）

以上に必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅をいう。

高齢者向け住まい入居者の平均介護度は2.0~2.6

介護保険施設や公的老人施設以外にも、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅がある。

これらの施設の入居者数、入居者の介護度は図表7-14のとおりだった。入居者数が最も多かったのは介護付き有料老人ホームで7.6万人、次いで、住宅型有料老人ホームが5.7万人、サービス付き高齢者向け住宅が4.9万人だった。合わせて18.2万人が入居していた。これらの施設の中には、入居時の一時金、毎月の利用料が高額なものもある。

高齢者向け住まい入居者の平均介護度は、サービス付き高齢者向け住宅が2.0で最も低く、次いで、介護付き有料老人ホームが2.2、住宅型有料老人ホームが2.6だった。平均介護度が介護保険施設に比べ低くなっているのは、自立した生活が可能な場合でも入居できることによる。

要介護3以上の入居者が占める割合は、住宅型有料老人ホームが49.1%で最も高く、次いで、介護付き有料老人ホームが41.0%、サービス付き高齢者向け住宅が32.6%だった。自立した生活を送れる入居者も多いようだ。

介護を施設で行なった割合は全体では42.4%

介護をどこで行なったかをみると図表7-15のとおりだった。

全体では42.4%で、半数に満たなかった。介護度別では、要支援から要介護2までは30%以下だったが、要介護3では47.4%、同4では62.9%、同5では51.8%と、高率になる。

介護を施設で行なった割合は要介護3以上ではそれなりの高率だったものの、要介護4を除き50%に満たなかった。前掲図表7-10でみたとおり、介護保険施設に30万人近くが入居を申し込んでいる状況があることをうかがわせる。

介護施設等に入居を申し込んでいる+検討しているは22.6%

介護施設等への入居を検討している割合は図表7-16のとおりだった。

全体では、検討しているが16.8%、申し込んでいるが5.8%、合わせて22.6%だった。

介護度別では、要介護3以上での割合が最も多く、検討しているが23.7%、申し込んでいるが14.6%で、合わせて38.3%にのぼった。

検討していないは、要支援1、2で85.3%、要介護1、2では75.3%だった。

世帯構成別にみると、単身世帯では、検討しているが21.8%、申し込んでいるが6.5%、計28.3%だった。夫婦のみの世帯では、検討しているが16.7%、申し込んでいるが5.3%、計22.0%だった。世帯構成では、単身世帯で、検討している、申し込んでいるの割合が多かった。

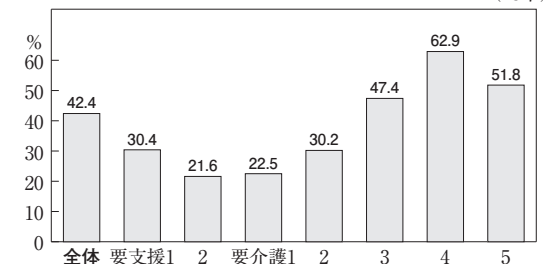
図表7-14

高齢者向け住まい入居者の要介護度 (18年度、人、度、%)

区分	入居者数	平均介護度	要介護3以上割合
介護付き有料老人ホーム	75,954	2.2	41.0
住宅型有料老人ホーム	56,664	2.6	49.1
サービス付き高齢者向け住宅	49,484	2.0	32.6

注 社保審介護保険部会資料(19年6月20日)、18年度「高齢者向け住いにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

図表7-15 介護を施設で行なった割合 (18年)



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」

図表7-16 施設等への入居の検討状況 (18年、%)

区分	検討していない	検討している	申し込んでいる
全体	71.1	16.8	5.8
要支援1・2	85.3	12.6	2.2
要介護1・2	75.3	19.3	5.4
3以上	61.7	23.7	14.6
単身世帯	71.7	21.8	6.5
夫婦のみ世帯	78.0	16.7	5.3

注 厚労省「在宅介護実態調査」

年間実受給者数は17年度で 604.1万人、1人当たり10.0回受給

介護予防＋介護サービスの年間実受給者数は図表8-1のとおり、13年度の566.1万人が17年度には604.1万人へと38.0万人増えた。

受給者1人当たりの受給回数はほぼ横ばいで、13年度に10.1回だったものが、その後も10回台で推移、17年度も10.0回だった。

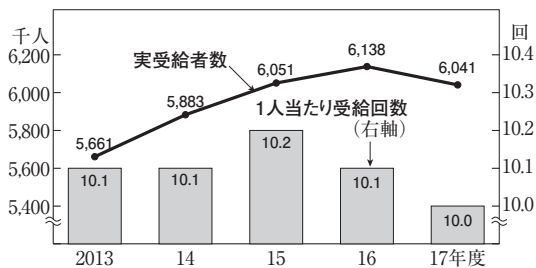
介護保険施設別の個室割合 は介護老人福祉施設で74.6%

17年の介護保険施設の室数構成は図表8-2のとおりだった。

介護老人福祉施設では、室数31.9万室のうち個室は23.8万室、74.6%を占めた。4人室は5.4万室、16.9%だった。5人室以上の割合はごく僅かで372室だった。

介護老人保健施設では、個室の割合は45.7%、

図表8-1 介護予防＋介護サービスの年間実受給者数と1人当たり受給回数



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表8-2 介護保険施設の室数 (17年, 室)

区分	室数	
介護老人福祉施設	総数	318,538
	個室	237,110
	2人室	24,447
	3人室	2,394
	4人室	53,715
	5人室以上	372
介護老人保健施設	総数	145,191
	個室	66,405
介護療養型医療施設	総数	17,259
	個室	3,711

注 厚労省「介護サービス施設・事業所調査」

介護療養型医療施設では個室の割合は21.5%にとどまった。

15歳以上の雇用者のうち 介護をしている割合は5.1%

介護をしている人数と割合は図表8-3のとおりだった。

介護をしている15歳以上の雇用者数は299.9万人、無業者は281.3万人だった。性別では、女性が多かったが、男性でも、207.5万人が介護に当たっていた。

介護をしている雇用者と無業者が15歳以上人口に占める割合は、雇用者では5.1%、無業者では6.3%だった。

将来減少に転じる 介護保険の被保険者数

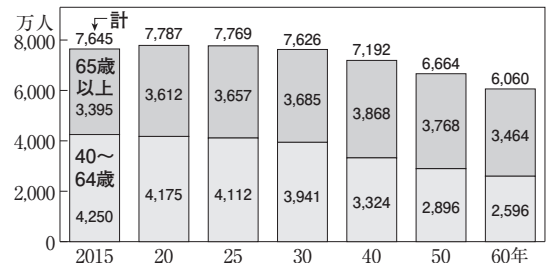
介護保険の被保険者数は図表8-4のとおり、20年に向けて増加するが、25年には776.9万人へと減少に転じ、50年には666.4万人になると推計されている。介護保険の被保険者数も人口減の影響を受ける。

図表8-3 介護をしている15歳以上人口と割合 (17年)

区分	15歳以上人口	介護をしている		
		総数	男性	女性
実数 (千人)				
雇用者	59,208	2,999	1,268	1,732
無業者	44,764	2,813	807	2,006
割合 (%)				
雇用者		5.1	3.9	6.5
無業者		6.3	4.9	6.8

注 総務省「就業構造基本調査」割合は15歳以上人口に占める割合

図表8-4 減少に転じる介護保険被保険者数 (万人)



注 国立社人研「日本の将来推計人口」より推計

図表8-5

所得区分と被保険者数

(万人)

所得段階	定義	被保険者数
第1段階	生活保護被保護者	624
第2段階	世帯全員住民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下	256
第3段階	同上かつ本人年金収入等が120万円超	242
第4段階	本人が住民税非課税かつ本人の年金等収入が80万円以下	513
第5段階	同上かつ本人の年金収入等が80万円超	444
第6段階	住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	463
第7段階	同上かつ合計所得金額が120万円以上200万円未満	404
第8段階	同上かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満	247
第9段階	同上かつ合計所得金額が300万円以上	247

注 社保審介護保険部会資料（19年2月25日）、世帯員全員が住民税非課税は全体の3割

世帯員全員が住民税 非課税が全体の3割占める

介護保険には第1号被保険者として3,440万人が加入している。これを所得段階に区分すると図表8-5のようになる。所得区分によって介護保険料が決まる。

最も多かった所得区分は、第1段階で、生活保護被保護者が該当し624万人、18.1%を占めた。次いで第4段階の513万人で、本人が住民税非課税かつ本人の年金等収入80万円以下が該当する。

世帯員全員が住民税非課税に該当する割合は3割だった。

最高の第9段階に該当したのは247万人で、全体の7.2%を占めた。

介護保険の認定者数は 男性200.6万人、女性440.7万人

介護保険の認定者数は図表8-6のとおり、第2号被保険者を含め、男性200.6万人、女性440.7万人だった。

認定者のうちの受給者の割合は18年度で57.0%、割合はやや低下しているが、認定者数が増加しているため、絶対数は増えている。

図表8-6 介護保険の認定者数 (18年3月末、千人)

区分	男性	女性	男女計
要支援1	274	604	878
2	248	633	880
要介護1	424	870	1,294
2	386	738	1,124
3	282	570	852
4	229	556	785
5	163	437	599
計	2,006	4,407	6,413

注 厚労省「介護保険事業状況報告」（暫定版）、第2号含む

認定者率は75歳以上で 32.2%，85歳以上で60.7%

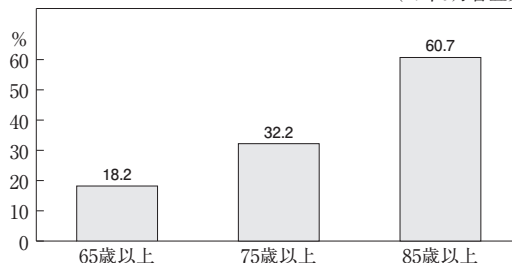
該当年齢層に占める認定者の割合は図表8-7のとおり、加齢につれて上昇する。65歳以上では18.2%だが、75歳以上は32.2%、85歳以上は60.7%だった。

認知症患者数が65歳以上人口 に占める割合は25年には20%

図表8-8でみると、認知症患者数は12年の462万人が25年には700万人になる見込みで、65歳以上人口に占める割合は25年には20%にのぼる。

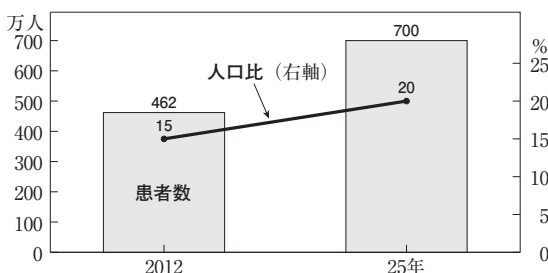
図表8-7 該当年齢層に占める認定率

(17年9月審査分)



注 厚労省「介護給付費等実態統計」

図表8-8 認知症患者数と65歳以上人口に占める割合



注 社保審介護保険部会（18年7月26日）、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（九州大学二宮教授による速報値）

図表8-9

介護保険認定者数

(4月末、万人)

区 分	要 支 援		要 介 護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
2000		29.1	55.1	39.4	31.7	33.9	29.0	218.0
05		67.4	133.2	61.4	52.7	49.7	46.5	411.0
10	60.4	65.4	85.2	85.4	71.3	63.0	56.4	487.0
15	87.4	83.9	117.6	106.2	79.3	73.0	60.4	608.0
16	88.8	85.8	122.4	108.3	81.3	74.7	60.2	622.0
17	89.0	86.7	126.3	110.6	83.6	76.8	60.1	633.0
18年	88.0	88.4	129.7	112.7	85.6	79.1	60.3	644.0

注 厚労省「介護保険事業状況報告」

認定者数は00年の218万人が 18年には3.0倍の644万人に

介護保険の認定者数は図表8-9のとおり推移しており、急増した。

00年から18年の認定者数増加の倍率は、要支援が6.0倍、要介護1が2.4倍、同2が2.9倍、同3が2.7倍、同4が2.3倍、同5が2.1倍だった。

これで見ると、要支援の増加が著しかった。00年に29.1万人だったものが、10年には125.8万人に、15年には171.3万人に、18年には176.4万人になった。

要支援の認定者数が計に占める割合は、00年には13.3%だったが、10年には25.8%に、15年には28.2%となり、18年は27.4%になった。近年は頭打ちになっているが、認定者数は要支援で大幅に伸びた。

認定者数は25年度には771 万人に増加、認定率は21.4%

第7期介護保険事業計画にそって集計された被保険者数、要介護認定者数の見通しは図表8-10のとおりになった。

第1号被保険者数は、17年度の3,475万人が25年

度の3,610万人に向けて増加すると見込まれている。ただし、その後は前掲図表8-4のとおり減少に転じる。

要介護認定者数は、17年度の629万人が25年度には771万人に増加する見込みで、被保険者数の変動率3.9%をはるかに上回る22.6%もの増加となる。

第1号被保険者数に占める65歳以上の要介護認定者数の割合も、17年度の18.1%が25年度には21.4%に増加するとしている。

介護保険受給者の負担 割合に3割負担を導入

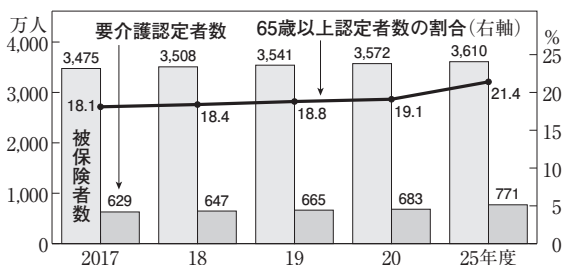
介護保険の被保険者数が将来減少する中で、認定者数は増加すると見込んでいる。財政逼迫が予想されるため、介護サービス受給者の負担割合に18年8月から3割負担が導入された。

仕組みは図表8-11のとおりで、年金等の収入が単身で340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の負担割合が3割になる。

ただし、年金収入のみの場合は、厚労省算定の夫婦世帯の標準的な年金額は265万円であり、463万円にははるかにおよばない。

このため、該当する人数は、介護保険受給者数496万人のうち、今のうちは12万人にとどまるとみなされている。

図表8-10 第7期介護保険事業計画の全国集計



注 厚労省「介護保険事業状況報告」、19年度は12月末

図表8-11 介護保険の利用者の負担割合

(18年8月施行)

区 分		負担割合
年金収入等	単 身	3割 2割 1割
	2人世帯	
	340万円以上 280万円以上 160万円以上	

注 社保審介護保険部会資料 (18年7月26日)

介護保険料率は18年で 第2号被保険者は15.7%

介護保険財政の半分は保険料で賄われている。介護保険の受給者数の増加につれて、第2号被保険者の保険料率、第1号被保険者の保険料も引き上げられてきた。

図表8-12でみると、第2号被保険者の介護保険料率は、18年で15.7%になった。

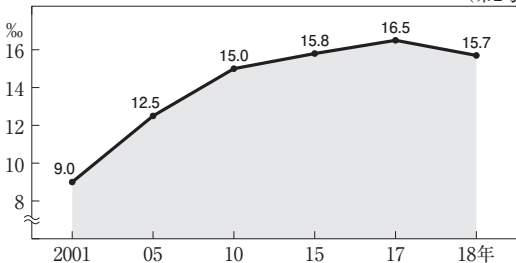
また、第1号被保険者の保険料は図表8-14のとおり、18年で全国平均5,869円だが、所得段階別では、第1段階1,760円、第2段階2,934円、3段階4,108円、第4段階5,284円、第5段階5,869円、第6段階7,042円、第7段階7,629円、第8段階8,803円、第9段階9,977円となっている（第7期介護保険事業計画）。

これは、第5段階の全国平均保険料を1.0として、第1段階は0.3を第2段階は0.5を、第3段階は0.7を、第6段階は1.2を、第7段階は1.3を、第8段階は1.5を、第9段階は1.7を乗じて求めた。

第1号被保険者の介護保険料は 6,001円以上7,000円が30.5%

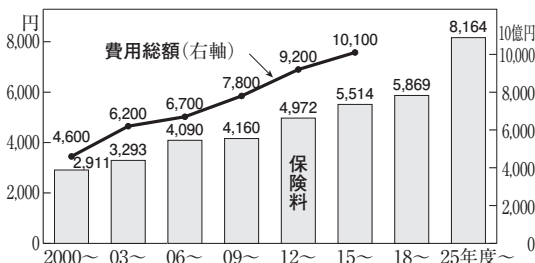
第1号被保険者の介護保険料の分布は図表8-15のとおりだった。

図8-12 介護保険料率 (第2号)



注 厚労省調べ、17年より総報酬制

図表8-13 介護費用総額と第1号被保険者介護保険料月額



注 厚労省資料、介護費用は中間年度、保険料は3年間隔

最も多かったのは、6,001円以上7,000円の30.5%、僅差で5,501円以上6,000円の30.2%がこれに続いた。

生活保護受給者が含まれる第1段階の2,501円以上4,000円以下は0.6%だった。

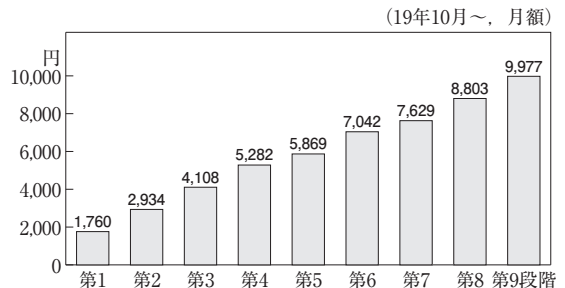
第6段階の7,000円台は2.4%、第8段階以上の8,000円台も0.6%にとどまった。

介護保険料率、介護保険料は、介護費用総額の増加につれてさらに増加することになる。今後の介護保険給付の自己負担割合の動向、所得区分の変更、自己負担サービスの範囲の動向によっても見通しは流動的だと思われるが、今のところの見通しでは、25年度の第1号被保険者の介護保険料は前掲図表8-13のとおり8,164円になると推計されている。

こうした中で、政府では、給付と負担のバランスをどう考えるかについて、国民としての合意づくりが重要になると指摘している。

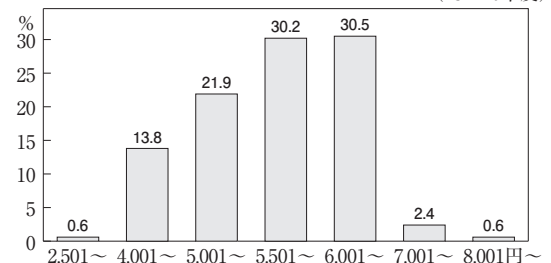
6月21日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2019について」の第3章経済再生と財政健全化の好循環では、「年および介護については、法改正を視野に19年度末までに結論を得る」としている。その上、「支える側」と「支えられる側」のバランスの観点の検討を進めるといふ。

図表8-14 介護保険の第1号被保険者保険料



注 社保審介護保険部会資料 (19年2月25日)、段階および対象者数は図表8-5参照

図表8-15 第1号被保険者の保険料の分布 (18~20年度)



注 社保審介護保険部会資料 (18年7月26日)

家族に介護・看護必要者がいるは同居で5.6%，別居で10.0%

家族の中に介護・看護必要者がいる割合は図表9-1のとおりだった。

同居が5.6%，別居が10.0%だった。規模別では、中小企業での割合が高かった。

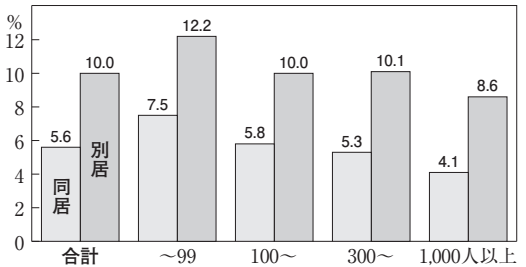
直近3年間で介護休暇の利用が増えたは35.1%

直近3年間の介護休暇制度の利用状況の動向は図表9-2のとおり、横ばいが53.5%を占めたが、急増+増加が35.1%にのぼった。減少は1%以下だった。介護休暇制度は、介護休業制度より小回りが利き、使い勝手が良いことも利用増を促したと思われる。

過去3年間に介護経験がある世帯主は民間14.2%，公務員16.1%

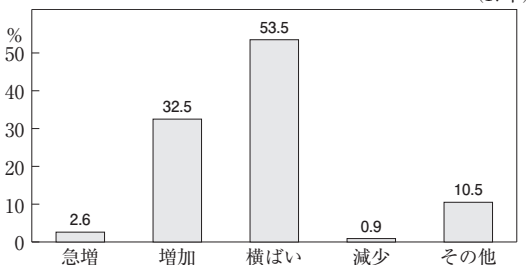
過去3年間に自分を含め、配偶者、配偶者の親、

図表9-1 家族の中に現在介護・介助が必要な者がいる割合 (18年)



注 JILPT「多様な働き方の進展と人材マネジメントのあり方に関する調査」

図表9-2 直近3年間の介護休暇制度の利用者数の動向 (17年)



注 経団連「介護離職予防の取り組みに関するアンケート調査」，その他は利用実績なし，未集計など

その他の親族を介護した経験がある割合は図表9-3のとおり，民間会社で14.2%，公務員で16.1%だった。

民間会社を規模別にみると，300人未満で割合が高く，300~999人は8.0%，1,000人以上は12.1%だった。

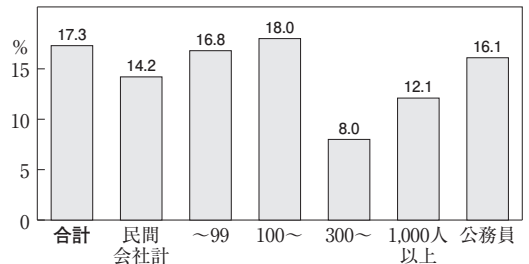
介護経験者が負担した介護費用は一時的費用が69.2万円

過去3年間に介護を経験したケースについて，負担した介護費用をみると図表9-4のとおりだった。

介護の一時的な費用は，平均が69.2万円，民間会社は70.1万円だったが，公務員は149.8万円であり，両者には大きな開きがあった。

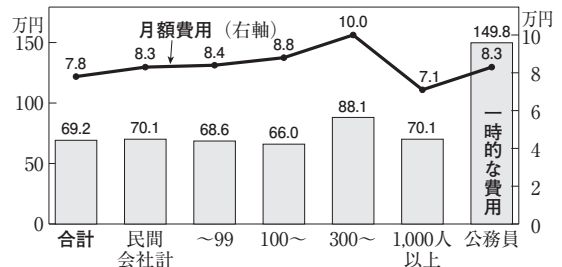
月額で負担した費用では，介護保険の自己負担金を含めて，民間会社では8.3万円，公務員では8.3万円だった。

図表9-3 過去3年間に介護経験がある世帯主の割合 (18年)



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」，介護対象者は，配偶者，自分，配偶者の親，配偶者や親以外の親族をいう

図表9-4 過去3年間の介護経験者の介護費用負担額 (18年)



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」，一時的な費用は過去3年間の計，介護費用は過去3年間の月々の費用

三大都市圏の介護経験者の負担費用は10年間で月9.3万円

三大都市圏での介護経験者の介護費用負担額は図表9-5のとおり一時的なものであった。

官民平均で、初期費用は92.2万円、毎月分は8.5万円で、介護期間を仮に10年間とすれば、月額換算で9.3万円になった。

これには、公的介護サービスの自己負担額も含まれているが、単純にみて年金月額の手取り近くが消えることになる。

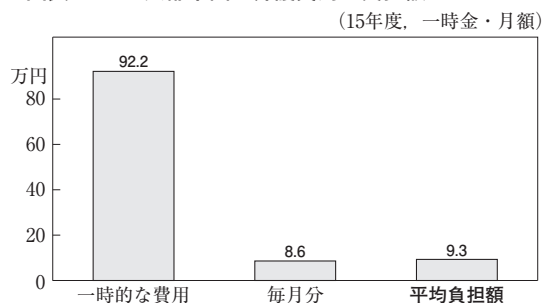
看護・介護離職者数は17年で8.8万人

介護・看護離職者数の推移は図表9-6のとおりだった。

男女計の離職者数は、00年には3.8万人だったが、その後凹凸があったものの、傾向的には増加しており、15年は9.0万人を記録、16年、17年も8万人台で推移している。

特徴的な傾向としては、女性の離職者数は05年以降おおむね6万人台で推移しているが、男性の離職者数は、05年、10年には1万人以下だったものの、15年、16年には2万人台に、17年は3.6万人へと増加した。

図表9-5 三大都市圏の介護費用の負担額



注 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」図表22による、負担期間10年間で推計

図表9-6 介護・看護離職者数 (千人)

区分	計	男性	女性
2000年	38.0	5.9	32.1
05年	74.3	6.1	68.1
10年	49.6	7.5	42.1
15年	90.1	23.3	66.7
16年	85.8	23.2	62.6
17年	88.1	36.2	55.8

注 総務省「雇用動向調査」、17年は百分率から推計

看護・介護離職者数は有業者の割合が増加傾向

看護・介護離職者数は図表9-7のように07年に比べると近年減少したが、離職者に占める無業者の割合は、07年で79.7%、12年で82.4%、17年で75.2%だった。無業者の割合はやや減少し、変わって有業者の離職が増えた。

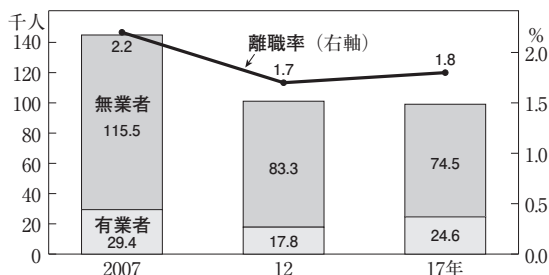
図表9-8をみると、将来的に介護離職が増えるともみる割合は71.3%にのぼった。

介護離職による損失は所得で2,700億円、経済で6,500億円

介護離職による損失を試算した結果は図表9-9のとおりだった。

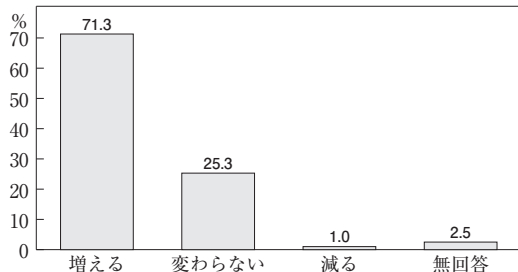
これによると、所得の損失は2,700億円、経済の損失は6,500億円と試算している。

図表9-7 過去1年間に前職を看護・介護のために離職した有業者と無業者、割合



注 総務省「就業構造基本調査」、就業状態は調査時点の就業状態をいう

図表9-8 将来的に介護離職は増えると思うか (16年)



注 東京商工リサーチ「介護離職に関するアンケート調査」

図表9-9 介護離職による経済損失の試算

$$\text{介護離職者数年間10万人} \times \text{平均賃金} \times \text{労働分配率の逆数} = \text{所得損失約2,700億円, 経済損失約6,500億円}$$

注 総務省「賃金構造基本統計調査」(17年)より経産省試算

勤労者世帯の貯蓄と負債の現在高

— 貯蓄現在高1,320万円，負債現在高821万円，純貯蓄額499万円に —

18年の世帯人員2人以上の勤労者世帯の貯蓄なし世帯を含めた貯蓄現在高は1,320万円
で前年を7万円下回り，0.5%の減少となった。負債現在高は負債なし世帯を含め821万円
となり，05年以降の最高だった前年を27万円上回った。

1 貯蓄は平均値1,320万円，中央値798万円

平均貯蓄現在高以下が約70%

貯蓄なし世帯を含めた18年の貯蓄現在高（以下，同じ）を貯蓄種類別にみると表1のとおり，定期性預貯金が最も多く33.6%を占めた。

年収に対する貯蓄現在高（貯蓄年収比）は181.1%になった。17年に比べ貯蓄現在高は7万円減，年収は7万円増だったため，貯蓄年収比は17年の183.8%を下回った。

貯蓄現在高階級別の世帯分布は図1のとおりになった。平均値1,320万円以下が約70%を占めた。中央値は798万円です，平均値の60.5%（17年59.7%）だった。

最も多くの世帯が集中したのは100万円未満で12.6%，次いで100万～200万円が6.9%，200万～

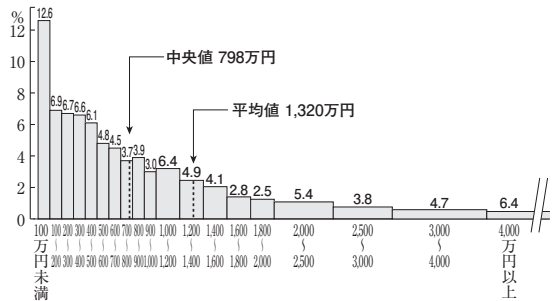
表1 貯蓄現在高

区 分	貯蓄現在高 (万円)		構成比 (%)
	2017年	18年	
貯蓄現在高 (中央値)	1,327 792	1,320 798	100.0 -
金融機関	1,274	1,260	95.5
通貨性預貯金	371	383	29.0
普通銀行など	300	310	23.5
郵便貯金銀行	70	73	5.5
定期性預貯金	445	444	33.6
普通銀行など	313	321	24.3
郵便貯金銀行	132	123	9.3
生命保険など	314	307	23.3
有価証券	145	127	9.6
株式・株式投信	112	98	7.4
貸付・金銭信託	9	4	0.3
債券・公社債投信	24	25	1.9
金融機関外	52	59	4.5
年収	722	729	-
貯蓄年収比 (%)	183.8	181.1	-

注 貯蓄なし世帯を含む

図1 貯蓄現在高の世帯分布

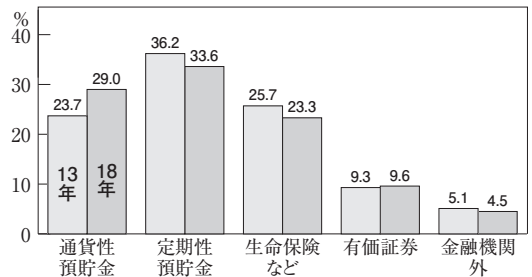
(18年)



注 貯蓄なし世帯を含む

図2 貯蓄現在高の構成比

(18年)



注 貯蓄なし世帯を含む

300万円が6.7%の順だった。

貯蓄現在高には過去一貫して大きな格差があり，平均値よりも中央値の方が実態に近い姿になっている。

通貨性預貯金の割合が増加

貯蓄現在高の種類別構成比を13年と18年とで比較してみると図2のとおりになった。

通貨性預貯金の割合が23.7%から29.0%に増えた。定期性預貯金，生命保険の構成比は低下した。有価証券は9.3%が9.6%に増えた。

60～69歳の貯蓄現在高は2,074万円

世帯主の年齢階級別に18年の貯蓄現在額をみると図3のとおり、年齢が高いほど高額で、世帯主が60～69歳の世帯では2,074万円となり、29歳以下世帯の5.3倍を示した。

貯蓄年収比は29歳以下の0.7倍に対し、60歳以上は3.4倍を示した。

貯蓄中央値は過去最高

貯蓄現在高と中央値の動きを12年以降についてみると図4のようになった。

貯蓄現在高は12年の1,233万円が13年は1,244万円へと11万円増加した。14年は1,290万円、15年は1,309万円に増加した。16年は10万円減の1,299万円となったが、17年は28万円増の1,327万円となり、18年は7万円減の1,320万円となった。

中央値は12年の757万円が、13年は735万円に減少したが、14年は6万円増の741万円、15年は20万円増の761万円となった。16年は27万円減の734万円だったが、17年は58万円増の792万円となり、18年は6万円増の798万円となった。

中央値は過去最高額を記録した。

図3 貯蓄現在高と年収 (18年)

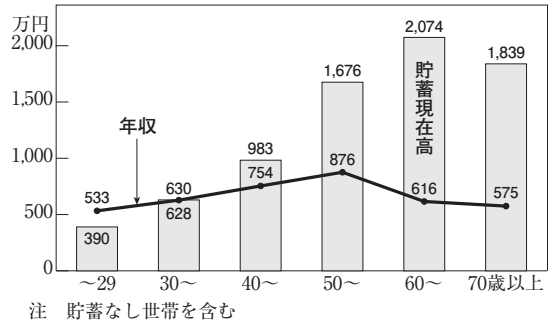
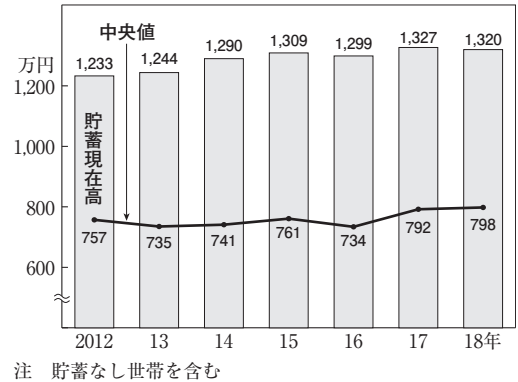


図4 貯蓄現在高と中央値の動き



2 負債は平均値1,505万円，中央値1,356万円

負債保有世帯の負債現在高は1,505万円

18年の負債現在高は表2のとおり、負債なし世帯を含むと821万円、負債保有世帯は1,505万円になった。両者には1.8倍程度の差がある。

負債なし世帯を含む負債現在高のうち住宅・土地のための負債は761万円、同世帯の負債現在高に占める割合は92.7%だった。

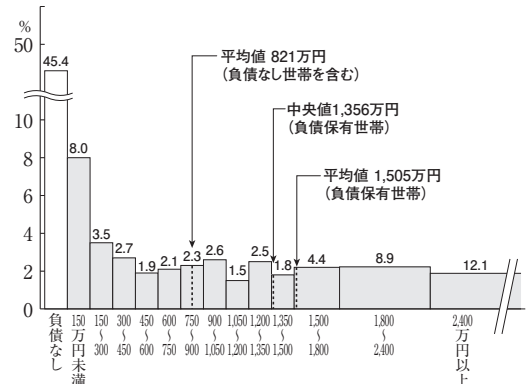
区分	2017年	18年
負債現在高 (負債なし世帯を含む)	794	821
住宅・土地のための負債	739	761
住宅・土地のための負債の割合 (%)	93.1	92.7
負債現在高 (負債保有世帯)	1,467	1,505
負債保有世帯の中央値	1,315	1,356
年収	722	729
負債年収比 (%)		
負債なし世帯を含む	110.0	112.6
住宅・土地のための負債	102.4	104.4

負債保有世帯の負債中央値は1,356万円

負債保有世帯の18年の負債中央値は図5のとおり1,356万円で16年に比べ41万円増加した。

負債なし世帯の割合は45.4%で、17年の45.9%を0.5ポイント下回った。

図5 負債現在高の世帯分布 (18年)



一方、1,500万円以上の負債がある世帯の割合は25.4%を占め、17年の24.9%を上回った。

30歳代の負債が1,363万円でトップ

世帯主の年齢階級別の負債なし世帯を含む18年の負債現在高は図6のようになった。

負債現在高が最も多かったのは30歳代で1,363万円だった。以下、40歳代1,092万円、29歳以下687万円、50歳代662万円、60歳代220万円の順だった。

負債なし世帯を含む負債年収比は、30歳代が最も高く2.17倍を示し、40歳代の1.45倍、29歳以下の1.29倍が続いた。負債現在高が年収を下回ったのは50歳代と60歳以上だった。

負債現在高は近年で最も高額に

負債なし世帯を含む負債保有現在高と負債保有世帯の負債現在高の推移は図7のように18年は近年で最も高額になった。

負債なし世帯を含む負債現在高は12年の695万円が、15年は755万円に増加した。17年は794万円に、18年は821万円だった。

負債保有世帯の負債現在高は12年の1,300万円が14年以降は1,400万円台となり、16年は1,449万円、17年は1,467万円、18年は1,505万円だった。

40歳代まで純貯蓄額はマイナス

表3のとおり、18年の貯蓄なし、負債なし世帯

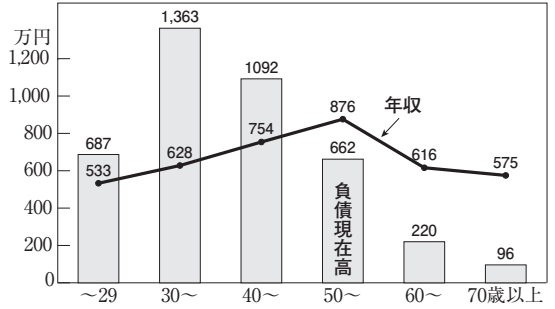
表3 勤労者世帯と勤労者以外の世帯の比較

(18年, 万円)

区分	勤労者世帯	勤労者以外世帯
世帯人員(人)	3.32	2.60
有業人員(人)	1.79	0.88
持ち家率(%)	78.6	92.0
年収	729	493
貯蓄現在高①	1,320	2,265
定期性	444	910
通貨性	383	552
生命保険など	307	427
有価証券	127	361
金融機関外	59	15
負債現在高②	821	245
住宅・土地の負債	761	191
純貯蓄額①-②	499	2,020

注 2人以上世帯、貯蓄なし、負債なし世帯を含む

図6 負債現在高と年収 (18年)



注 負債なし世帯を含む

図7 負債現在高の動き

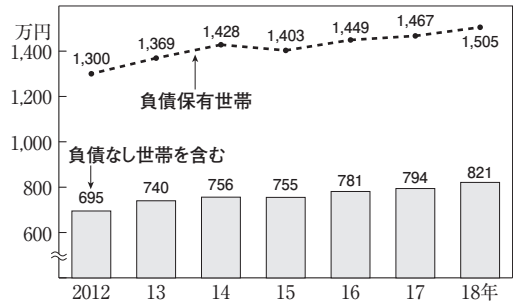
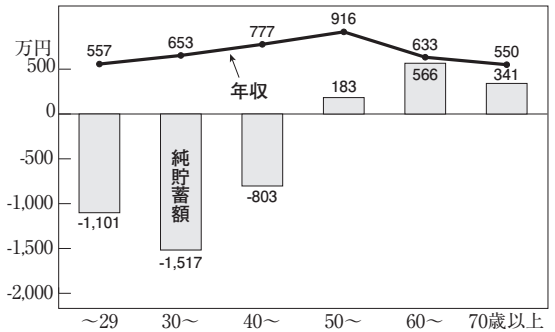


図8 世帯主の年齢階級別純貯蓄額と年収 (18年)



注 負債保有世帯

を含む貯蓄現在高は1,320万円、負債現在高は821万円、純貯蓄額は前年を34万円下回る499万円になった。

負債保有世帯の純貯蓄額を世帯主の年齢階級別にみると、18年は図8のようになった。

純貯蓄額がマイナス（負債超過）状態にある年齢階級は40歳代までの各階級にわたっている。最も大きなマイナスだったのは30歳代の△1,517万円、次いで29歳以下の△1,101万円、40歳代の△803万円の順だった。50歳代は183万円で、負債が貯蓄を上回り、60歳代では566万円に、70歳以上は341万円だった。

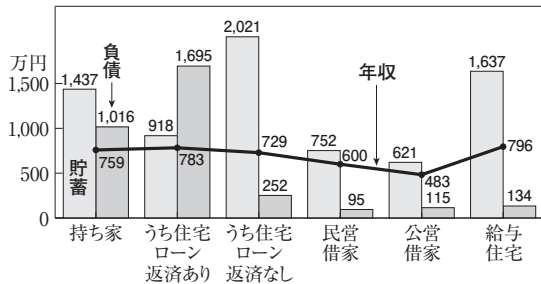
住居の所有関係で異なる貯蓄と負債

貯蓄と負債の現在高は表4、図9のように、住居の所有関係によって大きく異なる。18年の場合、純貯蓄額は、住宅ローン返済世帯では△777万円だが、ローンなし世帯では1,769万円を示した。給与住宅世帯は1,503万円だった。

表4 住宅の所有関係別貯蓄と負債の現在高 (万円)

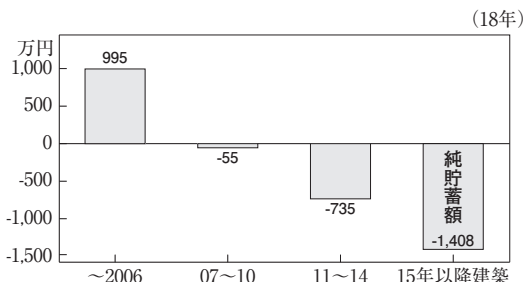
区分	2017年	18年
貯蓄現在高 (貯蓄なし世帯を含む)		
持ち家	1,327	1,320
住宅ローン返済あり	1,447	1,437
住宅ローン返済なし	956	918
民間借家	1,962	2,021
公営借家	820	752
給与住宅	565	621
	1,262	1,637
負債現在高 (負債なし世帯を含む)		
持ち家	794	821
住宅ローン返済あり	978	1,016
住宅ローン返済なし	1,690	1,695
民間借家	231	252
公営借家	109	95
給与住宅	34	115
	96	134

図9 住居の所有関係別貯蓄と負債の現在高 (18年)



注1 貯蓄なし、負債なし世帯を含む
 注2 住宅ローン返済なし世帯の年収は本誌試算

図10 持ち家世帯の住宅建築時期別の純貯蓄額



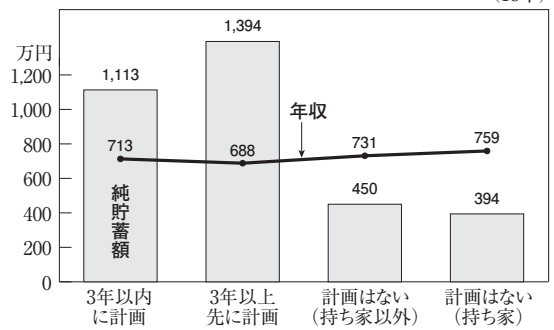
注 貯蓄なし、負債なし世帯を含む

建築時期別、取得計画の有無でも大差

純貯蓄額は、図10の住宅建築時期別、図11の取得計画の有無別でも大きく異なる。図12の18年の3年以内に取得計画がある世帯は1,113万円だった。

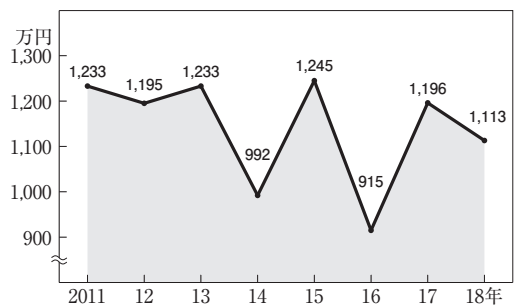
18年の負債保有世帯の家計収支は図13のとおり、負債が多いほど平均消費性向が低かった。

図11 住宅・土地取得計画の有無別の純貯蓄額と年収 (18年)



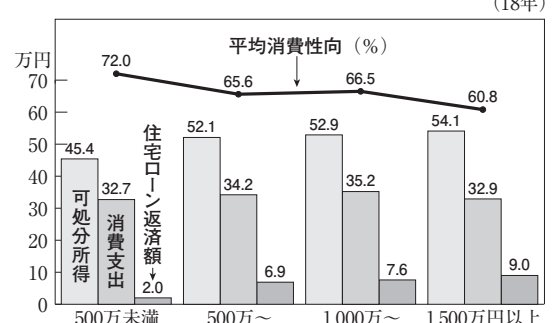
注 貯蓄なし、負債なし世帯を含む

図12 3年以内に住宅・土地取得計画のある世帯の純貯蓄額の動き



注 貯蓄なし、負債なし世帯を含む

図13 負債現在高階級別の可処分所得と支出 (18年)



注 負債保有世帯、平均消費性向 = 消費支出 ÷ 可処分所得

参 考

貯蓄現在高と負債現在高の推移（貯蓄なし、負債なし世帯を含む）

(万円)

区 分		2013年	14年	15年	16年	17年	18年
29歳以下	有業人員（人）	1.45	1.49	1.43	1.50	1.56	1.55
	世帯主の年齢（歳）	27.2	26.8	27.2	26.8	27.0	27.2
	持ち家率（%）	20.9	30.5	27.9	31.9	32.4	30.8
	年間収入	459	457	487	490	513	533
	貯蓄	295	271	265	307	401	390
	金融機関	287	264	249	303	383	368
	通貨性預貯金	133	126	139	155	178	175
	定期性預貯金	87	84	74	94	117	79
	生命保険など	51	39	29	38	79	94
	有価証券	17	15	8	16	9	20
負債	345	587	511	499	623	687	
住宅・土地の負債	308	543	470	456	587	634	
30～39歳	有業人員（人）	1.48	1.48	1.50	1.49	1.51	1.59
	世帯主の年齢（歳）	35.3	35.3	35.2	35.2	35.3	35.3
	持ち家率（%）	59.9	57.0	58.3	60.2	62.2	64.6
	年間収入	589	601	618	631	609	630
	貯蓄	614	601	670	613	634	628
	金融機関	587	570	640	592	607	599
	通貨性預貯金	233	248	261	269	282	291
	定期性預貯金	184	175	194	174	166	151
	生命保険など	130	112	125	115	126	120
	有価証券	39	35	60	33	33	38
負債	1,016	999	1,046	1,233	1,232	1,363	
住宅・土地の負債	967	958	1,004	1,179	1,166	1,297	
40～49歳	有業人員（人）	1.60	1.59	1.66	1.67	1.65	1.71
	世帯主の年齢（歳）	44.3	44.4	44.3	44.5	44.6	44.5
	持ち家率（%）	76.9	74.3	77.1	76.6	79.1	77.9
	年間収入	752	727	744	736	765	754
	貯蓄	1,033	1,035	1,026	1,040	1,074	983
	金融機関	948	976	965	975	1,011	925
	通貨性預貯金	267	276	283	325	338	337
	定期性預貯金	327	338	339	294	316	288
	生命保険など	270	268	258	262	252	234
	有価証券	83	93	86	93	106	66
負債	1,011	1,048	1,084	1,043	1,079	1,092	
住宅・土地の負債	958	994	1,022	972	1,019	1,025	
50～59歳	有業人員（人）	2.03	1.92	1.94	2.01	1.97	1.96
	世帯主の年齢（歳）	54.3	54.4	54.4	54.4	54.4	54.3
	持ち家率（%）	87.1	87.1	85.1	86.1	87.0	85.8
	年間収入	825	830	824	844	855	876
	貯蓄	1,514	1,565	1,639	1,696	1,641	1,676
	金融機関	1,429	1,476	1,539	1,590	1,564	1,573
	通貨性預貯金	300	324	354	351	381	410
	定期性預貯金	552	572	569	575	515	537
	生命保険など	436	428	433	446	450	434
	有価証券	140	153	184	218	218	192
負債	588	608	600	575	598	662	
住宅・土地の負債	518	556	524	485	533	588	
平均（60歳以上を含む）	有業人員（人）	1.72	1.69	1.74	1.76	1.74	1.79
	世帯主の年齢（歳）	47.9	47.9	48.5	49.5	48.9	49.5
	持ち家率（%）	76.3	75.4	76.0	77.0	79.0	78.6
	年間収入	708	702	709	715	722	729
	貯蓄	1,244	1,290	1,309	1,299	1,327	1,320
	金融機関	1,181	1,233	1,250	1,241	1,274	1,260
	通貨性預貯金	295	308	324	339	371	383
	定期性預貯金	450	469	470	439	445	444
	生命保険など	320	320	310	314	314	307
	有価証券	116	136	146	149	145	127
負債	740	756	755	781	794	821	
住宅・土地の負債	687	710	698	716	739	761	

日本国民の総合主観満足度は5.89点

— 年収・所得が低くても健康で、趣味・生きがいがあれば満足度高い —

本年5月にまとまった標記調査（19年1～2月実施）によると、総合主観満足度は、10点満点で5.89点だった。属性別では、健康状態がよく、趣味・生きがいがあり、頼れる人が多ければ、世帯年収・世帯資産がさほどなくても満足度が高いことがわかった。

頼れる人・30人以上の満足度は7.78点

調査は、1万人を対象に、①生活全体の主観的満足度、②生活分野別の重要事項、③生活分野別の主観的満足度、④生活各分野の重要度、⑤属性、生活実態について行なわれた。第1次報告書では、ひとまず①、⑤を分析した。今夏を目途に第2次報告書をまとめることにしている。

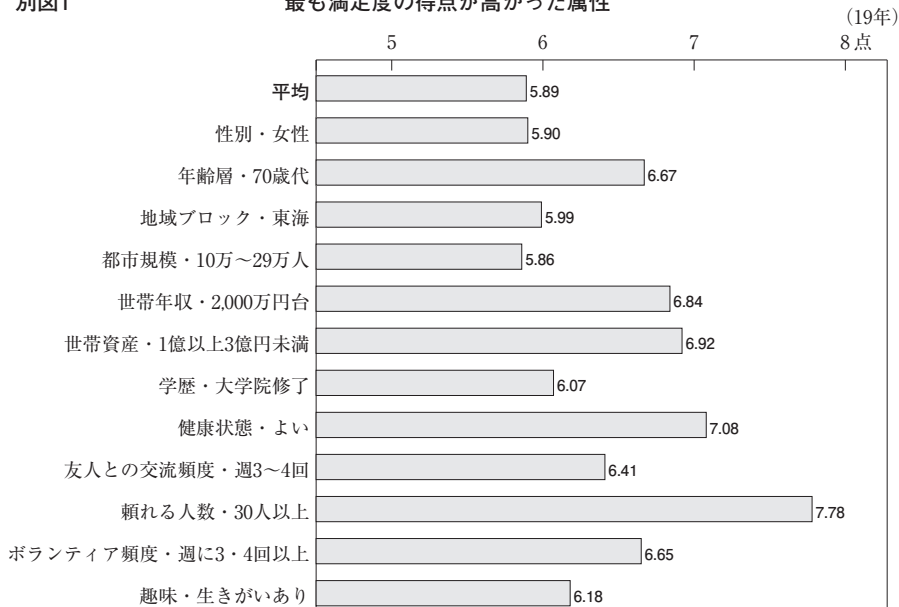
福利厚生制度を検討する上で、生活の主観的満足度がどの水準にあるかを知ることは、基礎データとして意義があると思われる。

満足度の評価は、設問に対して主観的な判断で満足の程度に応じて0点（まったく満足していない）から10点（非常に満足している）で評価した回答を国勢調査の人口構成比で調整して点数で表示している。

今回分析された12分野について、主観的満足度（以下、満足度）が高かった属性をみると別図1のとおりだった。最も満足度が高かった属性は、頼れる人数・30人以上で7.78点、次いで、健康状態・よい7.08点、世帯資産・1億円以上3億円未満6.92点、世帯年収・2,000万円台6.84点、年齢層・70歳代6.67点だった。

別図1

最も満足度の得点が高かった属性



注 報告書より本誌作成

おりだった。

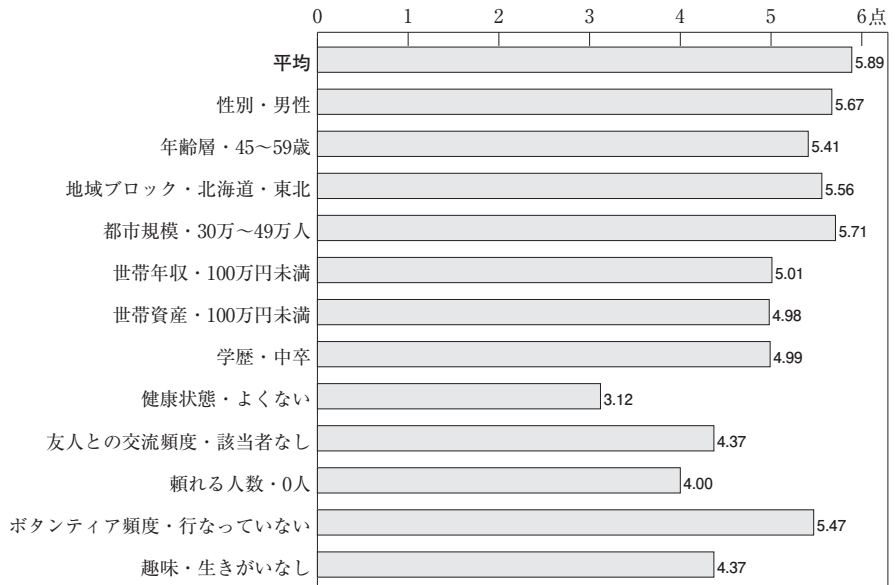
総合順位は、北
 欧3カ国が1～3位
 を占めた。日本の
 平均点は5.886点
 で、韓国を下回る
 58位だった。日本
 の得点順位の内訳
 をみると、健康寿
 命はシンガポール
 に次ぐ2位、GDP
 は24位（1位カタ
 ール）、汚職の少
 なさ・頻度は39位
 （1位シンガポー
 ル）、社会的支援
 は50位（1位アイ
 スランド）、社会
 的自由は64位（1
 位ウズベキスタ
 ン）、寛容さは92
 位（1位ミャンマ
 ー）だった。

日本の順位が58
 位にとどまった理
 由は、社会的支援、
 社会的自由、寛容
 さが50位を下回っ
 た点にある。

別図2

最も満足度の得点が低かった属性

(19年)



注 報告書より本誌作成

別図3

世界幸福度の国別ランキング

(19年版)

区分	総合順位	社会的支援	社会的自由	汚職の 少なさ・ 頻度	寛容さ	GDP	健康寿命	平均点
フィンランド	1	2	5	4	47	22	27	7.769
デンマーク	2	4	6	3	22	14	23	7.600
ノルウェー	3	3	3	8	11	7	12	7.554
英国	15	9	63	15	4	23	24	7.054
ドイツ	17	39	44	17	19	17	25	6.985
米国	19	37	62	42	12	10	39	6.892
フランス	24	32	69	21	68	25	5	6.592
イタリア	36	23	132	128	48	29	7	6.223
韓国	54	91	144	100	40	27	9	5.895
日本	58	50	64	39	92	24	2	5.886

注 「World Happiness report 2019」

世界ランキングは過去最低に

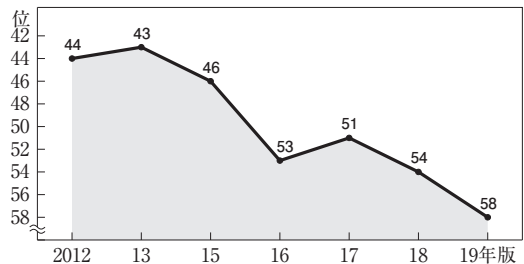
世界幸福度ランキングの推移を日本についてみると別図4のとおりだった。

日本のランキングが低かった項目の内容は次のとおりだった。

社会的支援とは、困ったときに頼れる親戚や友人がいるか、社会的自由とは、人生で何をするか
 の選択の自由に満足しているか、寛容さとは、過去1カ月間にチャリティ等に寄付をしたかに対する回答となっている。

親戚・友人付き合いはともかくとして、社会的自由、寛容さなどの項目については、日本国民がやや不得意とする分野であり、このレベルまで低いかはともかくとしてうなずける面もある。

別図4 世界幸福度の日本のランキング順位の推移



注 「World Happiness report 2019」

回答は、世界150以上の国・地域を対象にして
 いる、回答は主観的なものであり、国民性によっ
 て左右される余地があるとされている。こうし
 た事情があるものの、日本の幸福度ランキングが
 低下傾向にある点は注目される。

集計結果のあらまし

満足度の平均点（図表1）

満足度の平均点は5.89点となった。直近に公表された国際連合の「World Happiness Report 2019」では、日本の幸福度は5.886点とあり、数値は極めて近い結果となった。

本調査（SRC）では、「現在の生活にどの程度満足しているか」について、0点から10点の11段階で満足度を質問し、「まったく満足していない」を0点、「非常に満足している」を10点として調査を実施した。

満足度の全国平均は、単純集計ではなく、15年「国勢調査」の構成比（性別・年齢・地域）で調整（ウエイトバック集計）している。

年齢別の満足度（図表2、3）

年齢別の満足度は、45～59歳が最も低く5.41点だったが、60歳代になると急上昇する。最も満足度が高かった年齢層は70歳代で6.67点だった。

性別で見ると、満足度は女性の方が男性より高いことがわかる。

45～59歳までは、男女とも年齢とともに満足度が低下するものの、60歳以上になると、男女とも

急上昇する。

地域ブロック別、都市別の満足度（図表4、5）

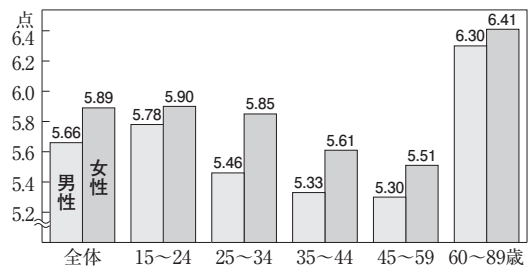
地域ブロック別では、東海地方、近畿地方で満足度が比較的高かったものの、大きな特徴は見出せなかった。

都市規模別の満足度には大きな差異はなかった。

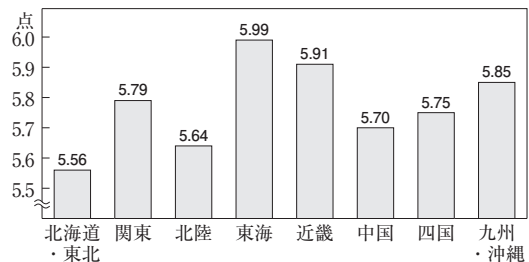
世帯年収別の満足度（図表6）

世帯年収別では、満足度は山型になった。世帯年収が2,000万円以上3,000万円未満までは、年収の上昇に応じて満足度は高まるが、ここで頭打ちになり、それ以上に世帯年収が増えても、満足度は逡減する。世帯年収300万円以上500万円未満を境に満足度が約0.5ポイントずつ上昇するなど、

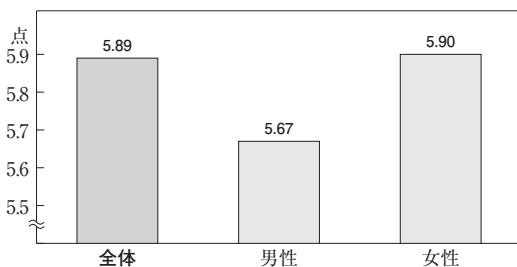
図表3 性別×年齢別 すべての年齢層で高い女性の満足度



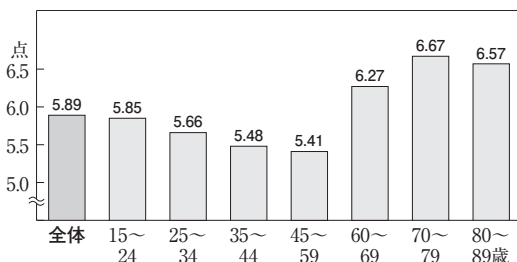
図表4 地域ブロック別 東海、近畿の満足度が高い



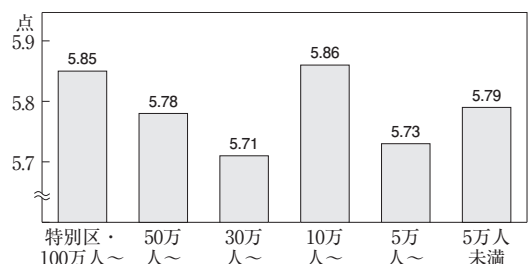
図表1 男女別 女性に高い満足度の平均点



図表2 年齢別 満足度は45～49歳が最低、70歳代が最高



図表5 都市規模別 大きな差がなかった満足度



それ以降の高収入世帯の満足度ポイントの増加幅に比べ上昇幅は大きかった。

世帯金融資産算残高別の満足度 (図表7)

世帯金融資産算残高別の満足度には、世帯収入別の満足度と同じように山型が存在した。世帯金融資産算残高1億円以上3億円未満までは、資産残高の上昇に応じ満足度が高まるが、このランクで頭打ちとなり、3億円以上では低下している。

また、世帯金融資産算残高100万円未満と100万円以上では、満足度に約0.6ポイントの大きな違いがあった。

学歴別の満足度 (図表8, 9)

学歴が高いほど満足度は上昇する。

ただし、高学歴(大学院修了)であったとして

も満足度は6点程度で頭打ちとなっており、学歴の差による満足度は他の属性項目に比べ違いが小さかった。

学歴が高くなれば、所得の上昇を通じて、満足度が高まる可能性がある。

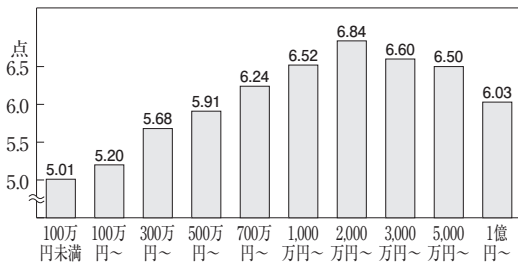
所得要因とそれ以外の要因を区別するため、学歴別と所得階層別でクロス集計をしてみると、所得階層が同じであっても、高学歴になるほど満足度が高くなる傾向がみてとれた。

健康状態別の満足度 (図表10)

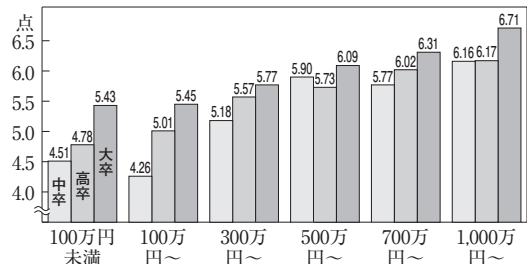
健康状態がよいほど満足度は上昇する。健康状態が、よいか、よくないかで満足度に大きな差(約4ポイント)が生じた。

本調査の中では最も満足度に差が生じた属性項目だった。

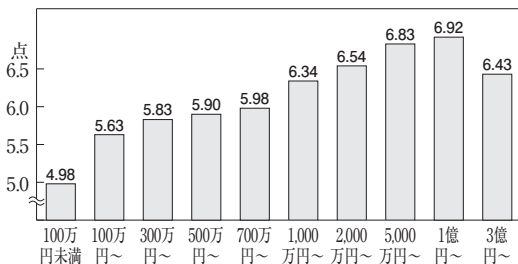
図表6 世帯年収別 世帯年収別の満足度は山型



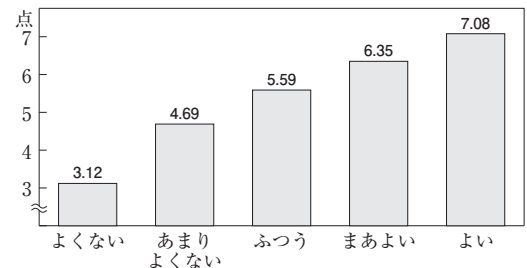
図表9 学歴別×所得別 同じ所得でも高学歴ほど高い満足度



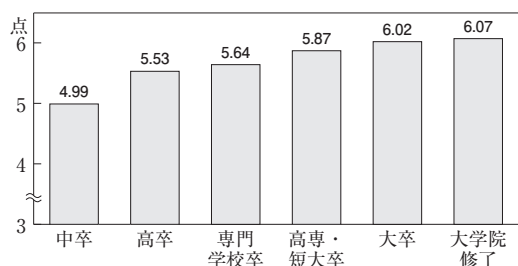
図表7 世帯金融資産算残高別 世帯金融資産別の残高も山型



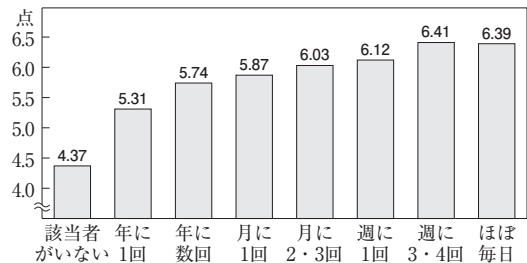
図表10 健康状態別 健康状態がよいほど高い満足度



図表8 学歴別 高学歴ほど高い満足度



図表11 友人との交流頻度別 交流頻度が多いほど高い満足度



社会とのつながり別の満足度（図表11,12,13）

友人との交流頻度，頼れる人の人数，ボランティア活動の頻度など，社会とのつながりを強くしたり，共助を強化することは，満足度を増加させる傾向につながることを確認できた。

つながりの中で，セーフティーネットが機能していると考えられる。特に，友人との交流や頼れる人の人数別の満足度には，大きな差がみられた。社会とのつながりや共助を担う環境と満足度との関係性の高さがうかがえる。

趣味・生きがいの有無別の満足度（図表14）

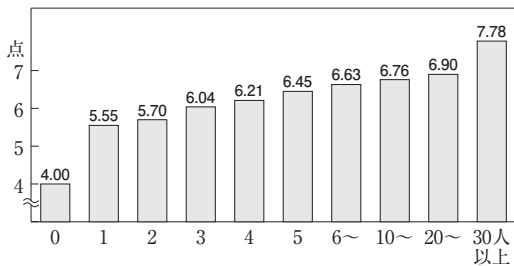
趣味・生きがいの有無別では，満足度に約1.8ポイントの大きな差があった。

趣味・生きがいなど，生活の楽しさ・おもしろさにつながる要因は，満足度を大きく高めると考えられ，引き続き，その構造や影響を分析していきたい。

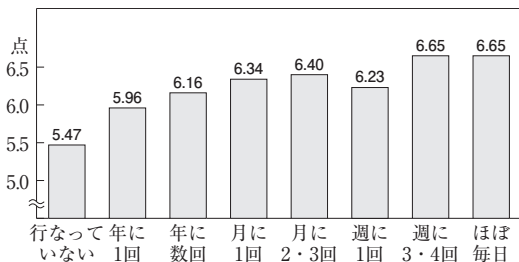
分析事例 頼りになる人と満足度（図表15）

頼りになる人が多い場合 頼りになる人が多いほど，満足度が高まるのは前掲図表12のとおりだった。ここでは，頼りになる人が多い場合，他の条件で満足度を向上させたり，悪化させたりする

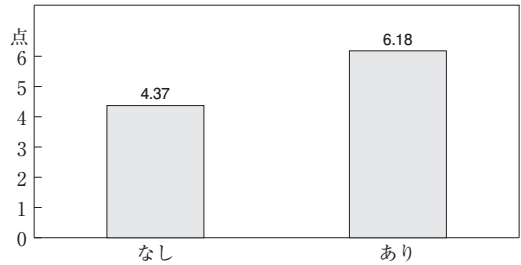
図表12 頼れる人の人数別 頼れる人が多いほど高い満足度



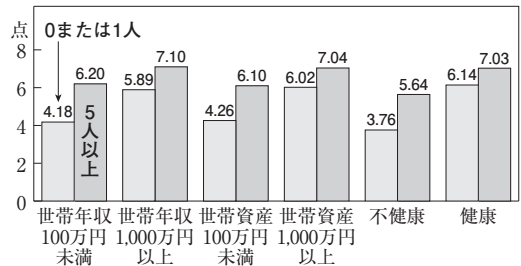
図表13 ボランティアの頻度別 ボランティア頻度が多いほど高い満足度



図表14 趣味・生きがいの有無別 趣味・生きがいがある人で高い満足度



図表15 頼りになる人の人数別×属性要素 頼りになる人が5人以上いれば年収，資産，健康状態にかかわらず満足度は高い



要因があった場合の影響度を，クロス集計の結果から検証する。

すべての場合において，頼りになる人が多い（5人以上）ときには満足度が引き上げられ，頼りになる人が少ない（0または1人）ときには満足度が下がることがわかる。

特に，頼りになる人が多数の場合，世帯年収が100万円未満であったり，不健康のように満足度を大きく引き下げる要因があったとしても，満足度は大きく下がっていないことがわかる。

頼りになる人がいなくても満足度は高くなる場合 頼りになる人がいないと回答した人の属性の特徴を調べたところ，①いない割合は男性が66%であり，女性の約2倍だったこと，男性の45～59歳が全体の18%を占めたこと，②世帯年収，世帯金融資産残高が少ない人が多かったこと（特に世帯年収100万円未満，世帯金融資産残高100万円未満とする割合が多い）などの傾向があった。

他方で，頼りになる人がいない場合で満足度が高い傾向にある人はどういう属性にあるかを調べると，ボランティア活動の有無に顕著な違いがみられた。頼りになる人がいなくても，ボランティア活動を行なっている人の場合には，満足度が6～8点の人の割合が多かった。これが全体として満足度を高くしていた。

富士通株式会社「にじのき保育園」

～2つの園を同時開設するに至った人事施策の必要性と時代の変化～

神奈川県川崎市中原区は富士通の国内最大拠点。その一角の研修施設クロスカルチャーセンターの1階に、2018年4月、「にじのき保育園なかはら」は開設された。子どもの多様性を尊重するシンボルデザインも印象的なこの園は、東京・蒲田の地にも同時開設されている。2園同時開設の物語から、社内外の環境変化に対応する人事施策の姿が見えてくる。

■機能性と楽しさが両立する室内デザイン

「にじのき保育園なかはら」の室内に入ると、無垢材の木肌を多用した明るく清潔な内装デザインが目飛び込む。出入口やスタッフ業務の導線となる廊下と、子どもたちの広い居室を独立させたレイアウトで、効率のよさと安全性を両立させている。

居室と廊下を隔てる壁の低い位置に配置された、小ささまざまなサイズの丸窓は、廊下側から居室内を見通せると同時に、子どもたちも“廊下側の大人たちを興味津々に観察”できる。どちらが見学者かわからなくなる感覚が微笑ましい。高い機能性と同時に、子ども視線で興味を育む楽しさが各所に施されている。

「これらには室内設計を担当いただいたデザイナーの想いが活かされています。例えば、居室の床はクッション素材でなく無垢材のフローリングですが、『転んだ時の自然な痛みも、子どもの成長には大切』という考えに基づいています」と教えてくれたのは、園開設の計画段階から運営の企画を担当する労政部ライフサポート企画部の高野美由紀さんだ。この室内設計は、同時に東京都大田区蒲田に開設された「にじのき保育園かまた」も同様とのことだ。

■園開設意図はキャリア支援と社会課題解決

「子育てに向き合う世代の社員たちに、キャリアの空白を作らせないことが目的でした。」ライフサポート企画部の高野恭子部長から園開設の経緯を伺った。

社内の育児支援に関する制度は既にかなりの部分で整備されているが、育児休職からの復帰が希望通りにいかず、休職期間がのびてしまうケース

「にじのき保育園なかはら」概要（2019年6月現在）

設置形態 企業主導型保育
 開園 2018年4月1日
 場所 神奈川県川崎市中原区下小田中1-14-1クロスカルチャーセンター研修棟1階
 面積 112.14m²
 保育対象 月極保育・受入年齢0歳（生後57日目）～満2歳児
 定員 19名（0歳：6名、1歳：6名、2歳：7名）
 開園時間 原則月～金曜日7:30～18:30（延長保育7:00～7:30、18:30～20:00）
 利用料 58,000円/月（所在地の認可保育園と同水準、給食・おやつ代含む、延長保育料は別途）
 運営委託先 株式会社パソナフォスター

シンボルデザインと園のコンセプト



にじのき保育園
NIJINOKI HOIKUEN

グラフィックデザイン KARAPPO Inc.

ようこそ、にじのき保育園へ
 子どものころ、にじのふもとに宝物を探しにいったことはありませんか。

「にじのき保育園」という名前には働くよるこびと子育てのよるこびを感じられる場として「会社」と「社員」をつなぐかけ橋でありたいという願いがこめられています。

宝物である子どもたちが、自分の色を放ちながら、森の中にはえる木のように、のびのびと心豊かに成長できるように温かく見守っていきます。

は少なくないという。子育て適齢期は昇進・昇格の適齢期にもあたり、社員自身の成長機会として重要な時期でもある。出産育児と組織構成員としての活躍、それぞれに向き合いながら社員としての成長時期を過ごしていくキャリアイメージは、富士通社内でも十分確立されてはいないとのこと。近年の子どもの預け先不足という時代背景から若手女性社員が退職に至ることは、会社にとっても個人にとっても損失だ。それら課題の解決は、人事政策として重要であり採用競争力強化にも通じる。

無垢材の自然な感覚で統一された明るい居室



注 写真はすべて (株) エスエス/堀越圭晋

「ならば、ライフステージごとに生じる様々なキャリアリスクに柔軟に対応する施策を考えよう。子どもの預け先が不足するならニーズの高い拠点に園をつくろう」と企画が動き出した。育児中の社員にアンケートを行い、女性社員が多い拠点や居住地などの定量データを改めて分析、最大拠点であり若い社員の寮もある川崎市中原区に開設する企画が、17年に上程された。

■時代が導いた2園同時開設

「企画説明に対する経営陣の反応は肯定的でした」高野部長は続ける。さらに説明の場では、「蒲田はどうする？」との発言が担当役員から飛び出したという。

「当社のもうひとつの大規模拠点が東京・蒲田にあります。企画意図を考えるならば、蒲田にも必要だろうとの指摘がありました。短期間で2園同時開設は容易ではありませんが、社員のためにもこの期待に応えなければと思いました。」そうして18年春、2つの「にじのき保育園」がオープンした。

もちろん、こうした企画決定にはタイミングの後押しもある。国が始めた新たな助成金のしくみの活用が可能になることは大きかった。加えて、企業をとりまく大きな社会環境の変化もある。既に富士通は、労使運営の保育施設「チャイルドケアセンター・こすぎ」(川崎市中原区・運営中)を01年に開設した経験を持つが、経営の意識は当時と違ってきたという。社員ニーズへの対応のみでなく、保育園不足という社会課題の解決に、民間企業としてどう関わるか、という観点が強まっているのだ。SDGsをはじめとする企業の社会的

大人と子ども双方の視線を交差させるユニークな丸窓



責任という時代の要請が、園開設を後押ししたといえる。

■シンボルに込められたダイバーシティの想い

『「にじのき」は、家族にとってのシンプルな希望と、子どもの存在を大切にしながら社員と会社との間に架ける橋というコンセプトから考案しました」と、高野美由紀さん。社内での名称検討時に異論はなく、利用する社員にも好評のようだ。

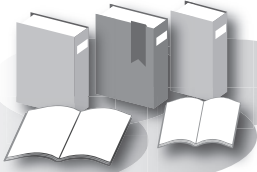
開設当初、地域の認可園の不承諾通知を入園の必須条件としたので少ない利用者からスタートしたが、その後条件の緩和も適宜行い利用者も増加、保育スタッフたちの努力も積み重なり、両園共に運営も安定してきた。

また、全国の他の拠点では提携先の保育園の紹介など、育児支援策の強化は続いている。

高野部長も続ける。「子育てに限らず、介護や病気治療との両立など、社員が必要とするものはそれぞれのライフステージで多様であり変化し続けます。そこにどう寄り添って支援できるかを考えることが、福利厚生部から名称変更したライフサポート企画部の役割です。」

園のシンボルデザインは、複数の子どもたちがばらばらの方向を見ながらも集っているイメージだ。多様な子どもの存在を大切に育もうという想いから生まれたコンセプトは、そのまま会社と社員の新たな関係性を示唆しているようだ。

ひとりとして同じ個人はいないのは働く大人も同じであり、組織におけるダイバーシティの本質でもある。2つの企業内保育園開設の物語は、働く個人の多様性に福利厚生がどう関わるかを考えるヒントに満ちている。



住宅手当から借上社宅への切替え規程例

～従業員への住宅支援の拡充～

千葉商科大学会計大学院会計ファイナンス研究科教授
 (株)ベネフィット・ワン ヒューマンキャピタル研究所所長 可児俊信

第8回のポイント

1. 所得税法上の現物給与（社宅）の有利性だけでなく、社会保険上の現物報酬の有利性も活かしている。
2. 住宅手当から借上社宅制度に移行することで、採用上の有利性も狙うことができる。
3. 移行に伴う従業員のデメリットも従業員に対して説明する必要がある。

住宅支援制度の種類

従業員の住居費の負担軽減を目的とする福利厚生制度に、社宅・寮制度、住宅手当・家賃補助制度（以下、住宅手当という）がある。これらを総称して、住宅支援制度と呼ぶことができる。

住宅に関連した福利厚生制度としては、これ以外に持ち家取得を支援する制度として、住宅ローンの頭金を準備する財形住宅貯蓄や住宅社内預金制度、住宅ローンの負担軽減のための低利住宅ローンや利子補給、金融機関との住宅ローン提携等がある。

住宅手当は、従業員、特に若年従業員の住宅費の負担軽減を目的とし、採用や定着の効果が期待される。もう一つの住宅支援制度として、社宅・寮がある。

住宅手当と比較したメリットとして、

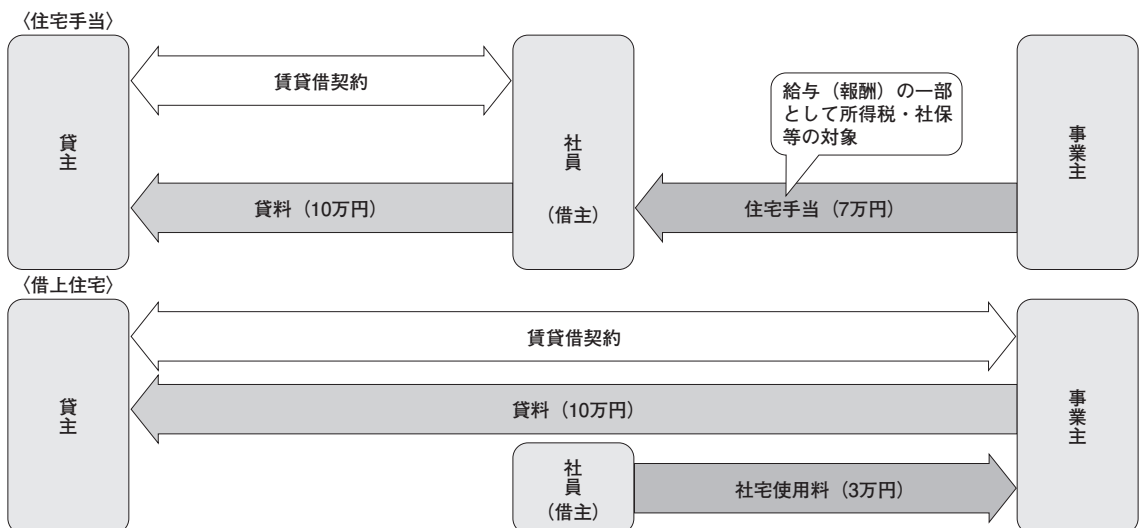
- ①転勤を伴う異動を円滑化する
- ②独身寮には、若年従業員の共同生活による教育効果がある
- ③入居する従業員が住宅の維持管理、貸主との契約交渉を行う必要がなく、業務に専念できる
- ④税制および社会保険上において住宅手当より有利

などがある。デメリットとしては、

- ①社宅・寮の規程は住宅手当に比べ複雑である
うえ、時間の経過に伴いメンテナンスが必要
- ②社宅・寮の物件の管理および賃貸借契約の管理には専門知識および要員が必要
などが挙げられる。

以下は、住宅手当をコストアップなく借上社宅に移行することで、社宅のメリットを享受しつつ、移行に伴うデメリットを抑えた事例とその規程である。

図表1 住宅手当と借上社宅の制度の違い



注 社宅の経済的利益（賃料と社宅使用料の差額）は、所定額以上の社宅使用料を徴収することで、給与所得および報酬の対象外となる。

住宅手当と社宅の違い

図表1は、住宅手当と借上社宅の違いである。住宅手当では、事業主は賃貸契約の当事者ではなく、借主である従業員の費用負担を金銭的に支援する。それに対して借上社宅は、事業主が借主として契約当事者であり賃料を負担する。賃料の一部を従業員に社宅使用料として負担させる。

住宅手当は、税制上は給与所得であり社会保険上では報酬に含まれる。一方、借上社宅を含む社宅・寮は、税制上は現物給与であり社会保険上は現物報酬であるが、所定の社宅使用料を従業員が負担することで、給与所得や報酬の対象外となる（所得税基本通達36-41～48、健康保険法第46条。参考：可児俊信「新しい日本の福利厚生」労務研究所刊235ページ、263ページ）。よって社宅・寮は、住宅手当に比べて従業員の手取りが多くなるだけでなく、事業主の法定福利費も軽減される。

住宅手当から借上社宅への移行

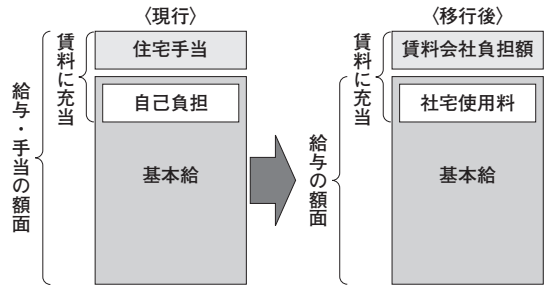
一般に借上社宅は住宅手当に比べて費用負担が大きいと考えられているが、現在の住宅手当の負担額をもとに借上社宅に移行することもできる。図表1を例にとると、住宅手当では事業主の負担は月額7万円、従業員の負担は賃料から住宅手当を差し引いた3万円である。借上社宅では事業主の負担は賃料から社宅使用料を差し引いた7万円であり、従業員負担は社宅使用料の3万円である。つまり、事業主はコスト増なく、借上社宅に移行できる。

図表2に示すように、事業主が住宅手当として負担していた額が社宅賃料の事業主負担分となる。社宅に入居する従業員は住宅手当が支給されず、代わりに社宅という現物給与を得る。よって従業員の額面上の年収は低下する。

住宅手当を借上社宅に移行する場合は、規程例第3条のように現在、従業員が自己名義で賃借している住宅について、社宅の要件を満たせば賃貸借契約を事業主名義に変更して社宅とする。敷金は従業員負担のままであり、退去時に従業員に返還される。よって事業主に新たに敷金負担が発生することは避けることができる。規程例では、第5条で礼金は入居者が負担するものとしている。

社宅は税制上、所得税基本通達36-45では「使

図表2 住宅手当からの移行



用者が使用人に対して貸与した住宅等（当該使用人の居住の用に供する家屋またはその敷地の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利）」とされている。敷金や礼金の負担者は社宅制度の要件ではない。

移行後に入社した従業員、または移行後に転勤する従業員については、社宅は事業主が指定することになり通常の借上社宅の運用と変わらない。

規程例の第1条では、社宅制度の目的を「社員の住宅支援」としており、転勤者に限定したものではなく、厚生社宅としての制度となっている。

社宅の要件

規程例第2条では、入居対象者を定めている。厚生社宅制度であり、自己名義で賃貸借契約を締結している従業員がすべて対象となる。よって規程では、自宅所有者、配偶者や親族の自宅または配偶者や親族名義の住宅に同居している従業員を対象外としている。社宅入居要件を満たさないものは、第6条のように代替として住宅手当を支給し、社宅入居者との公平性を保っている。

また契約社員やアルバイトは、転勤がないことや勤続期間が一般に短く賃貸借契約にそぐわないことから対象外としている。契約社員には住宅手当を支給することもできる。

第3条では、社宅の住居としての要件を定めている。通勤に要する時間や入居者の安全に対する配慮等、従業員を居住させることに問題はないかを規定で謳い、「本規定制定前から社員が入居している住居についても、規程で定める要件を満たす」こととしている。

従業員が負担する社宅使用料は、「賃料－従前の住宅手当額」とすることで、事業主・従業員とも負担が変動することはない。制度移行後に入居

される社宅使用料は、移行入居者との公平性も考慮して決定する。

社宅管理事務の負担軽減

借上社宅制度に移行する際の問題として、物件の選定、貸主との賃貸借契約の締結、賃料の支払、退去時の精算といった事務負担がある。

事務負担を軽減するため、借上社宅の管理の外部委託（アウトソーシング）が有効である。その際に事務負担は軽減するものの、新たに社宅管理委託料が発生しコスト増となる。しかし、このコスト増は回避できる。

移行前は住宅手当があり社会保険の報酬算定の対象となっていたが、社宅への移行により、住宅手当が無くなることで、報酬額が減少して法定福利費が軽減する。住宅手当を月額4万円と仮定すると、保険料率は厚生年金保険9.15%、健康保険5.00%（協会けんぽの全国平均）、子ども・子育て拠出金0.34%、労災保険0.3%、雇用保険0.6%であり、合計で15.39%（事業主負担のみ）となり、月額6,156円（40,000円×15.39%）法定福利費が平均して軽減する。図表3では具体的に試算し、年額で約7.4万円軽減している。

一方で、新たに発生する社宅管理料は、管理委託業務の範囲にもよるが、1戸あたり月額で500円から2,000円前後であり、法定福利費の軽減分で十分賄うことができる。

なお、借上社宅に移行する際に賃貸借契約を事業主と貸主との契約に締結し直す名義書換手数料が発生することがある。また、貸主から委託をうけている賃貸物件の管理会社からも手間賃を請求されることがある。契約締結に際しては弁護士や不動産契約の専門家等の助言を受けることで結果的に発生コストを抑えることにもなる。

制度移行に伴う従業員のメリット

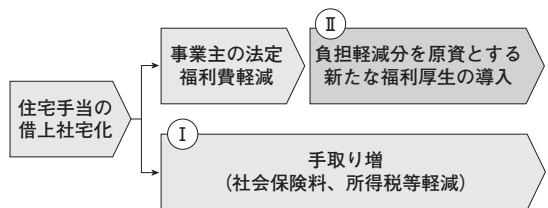
住宅手当から借上社宅制度移行に伴う従業員のメリットを、図表4に挙げる。1つ目は従業員の社会保険料負担が事業主同様軽減されること、また所得税・住民税も軽減され、手取りが増えることになる。2つ目は、事業主の法定福利費の軽減分を原資に他の福利厚生の充実に充てる可能性があ

図表3 借上社宅への移行に伴う手取りの変動 (万円)

区 分		住宅手当	借上社宅制度	差額
受 益	年取（現金）	609.0	561.0	
	うち給与 うち賃料 住宅手当 社宅（現物受益）	396.0 165.0 48.0	396.0 165.0	
	受益合計（現金+福利厚生）	609.0	609.0	
税・社保負担	社会保険料	183.2	168.9	
	うち会社負担額	94.0	86.6	-7.4
	うち従業員負担額	89.2	82.3	-6.9
	合計	183.2	168.9	-14.3
給与収入		609.0	561.0	
給与所得		433.2	394.8	
課税対象額（所得税）		256.0	224.5	
所得税+住民税		43.3	37.1	-6.2

注 試算前提は世帯主、配偶者あり、月収33万円、賞与年間5ヶ月支給、住宅手当4万円/月

図表4 移行による従業員のメリット



ることである。実際の事例として、法定福利費の軽減分でカフェテリアプランを導入した例もある。

これ以外に借上社宅制度の従業員のメリットとして、住宅の維持管理や貸主との契約交渉から解放されることがある。

制度移行に伴う従業員のデメリットへの対応

住宅手当が無くなることで、標準報酬額が下がる。これにより、健康保険の傷病手当金、出産手当金を受給する際に、その額が下がることになる。このデメリットは従業員に説明する必要がある。また高齢厚生年金の受給額も下がることになるが、同時に、健康保険料、厚生年金保険料も下がる。給付減だけでなく、負担減にもなっていることを忘れてはならない。

住宅手当がない会社の事例

ここまでは、社宅入社資格者に対しては住宅手当をなくし、その原資を社宅賃料の事業主負担分に振り替える事例を紹介してきた。もともと住宅

手当がない会社または年俸制で各種手当がない会社は、基本給を組み替えて、住宅手当相当分の原資をねん出することになる。

つまり、従前の基本給＝新基本給＋住宅手当となるようにした事例もある。そして住宅手当部分を社宅化する。

この場合の社宅入居者となる従業員のデメリットは、基本給が下がるため、残業代の時間単価が下がることである。これを回避するには、従前の基本給が支給されているものと仮定して、残業単価を算定する回避策もある。同様に賞与支給額を、基本給に支給月数を乗じて算出している際も同様

の回避策が可能である。

本事例は、住宅手当に比べて社宅という現物給付が税制上および社会保険上とも有利であることを活用している。同様に福利厚生が現金給付よりも有利であることを生かした福利厚生制度として、選択制企業年金がある。希望した従業員のみ、支給される手当を企業年金の掛金として選択する制度である。事業主が負担する企業年金の掛金は拠出された時点では給与所得にも報酬にもあたらないことを活かしている。

現金給与と比べた福利厚生の有利性をさらに活かした制度設計が望まれる。

社宅管理規程例

(目的)

第1条 これは、社員に対する住宅支援の取扱いを定めたものである。

(社宅入居対象者)

第2条 以下のいずれかに該当する社員を除く全社員を社宅入居対象者とする。

- ア. 社員または配偶者が自宅を所有する社員
- イ. 親族名義の住居に親族と同居している社員
- ウ. 契約社員、アルバイト
- エ. その他会社が特段の事情があると認めた社員

(定義)

第3条 社宅とは、以下の要件をすべて満たす住居をいう。

- ア. 社員およびその家族を居住させる目的で会社が借り上げた住居（建物、部屋および附属設備、敷地等）。
- イ. 通勤をすることが困難でない住居。
- ウ. 安全性を満たす住居として以下の要件を推奨する。

- ・RC構造
- ・新耐震基準適合
- ・オートロック

その他、社員の安全に十分配慮した住居とする。

エ. 賃料が別表の基準家賃の1.5倍または基準面積が150m²を超えないことを目安とする。

なお、本規程制定前から社員が居住している住居についても、第1項に定める要件を満たす住居については、社宅とする。

2 家族とは次に該当する者をいう。

ア. 配偶者および子

イ. 父母、祖父母

ウ. その他の親族で会社が認めた者

3 賃料には、駐車場代は含まない。

(使用料)

第4条 社宅入居者は、賃料と別表で定める会社負担額との差額を、社宅使用料として会社に支払うものとする。

2 社宅使用料は毎月の給与から控除する。

(入居費用の負担)

第5条 次の費用は入居者が負担する。

- 1 礼金、更新料、仲介手数料およびこれらと類似する費用
- 2 電気、上下水道およびガス使用料、電話料
- 3 衛生費および町会費
- 4 電気、水道およびガスの使用上必要な器具
- 5 その他居住することによって発生する費用

(代替措置)

第6条 会社は、第2条のア、イ、エに該当する社員に対して、会社負担額と同額を住宅手当として、支払うものとする。

(居住期間)

第7条

- 1 入居に際しては社宅の種類許可の事情により、居住期間を付する場合がある。
- 2 前項に定める居住期間が満了となった場合は、入居者は退去届、その他必要な手続きを行い退去する。

(以下略)

消費者物価指数

(全国 6月分)

(15年=100) (資料出所 総務省統計局)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
月別指数	2018年平均	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1	101.4	
	2018年 6月	100.9	102.4	99.6	99.3	98.0	103.0	103.3	99.6	102.8	101.7	101.2	
	7	101.0	103.0	99.6	99.1	97.6	100.5	103.3	100.0	102.7	101.5	101.1	
	8	101.6	104.2	99.6	99.3	97.3	99.1	104.1	100.1	102.7	104.2	101.2	
	9	101.7	104.7	99.6	99.8	97.2	103.7	104.1	99.8	102.8	102.3	101.2	
	10	102.0	104.6	99.6	100.6	98.1	104.2	104.0	100.3	102.8	103.3	102.0	
	11	101.8	103.8	99.6	101.2	98.4	104.5	103.9	100.0	102.8	102.8	102.1	
	12	101.5	103.2	99.6	101.3	98.9	103.3	103.9	99.1	102.8	102.8	102.0	
	2019年 1月	101.5	104.3	99.6	101.6	98.9	99.6	103.7	98.8	102.8	102.2	102.1	
	2	101.5	103.8	99.6	102.1	99.3	99.7	103.7	98.8	102.8	102.9	102.0	
	3	101.5	103.5	99.6	102.3	99.0	101.5	103.8	99.2	102.8	102.4	102.2	
	4	101.8	103.5	99.7	102.0	99.7	103.6	103.9	99.1	103.4	103.7	102.3	
	5	101.8	103.6	99.7	101.9	100.4	103.4	103.8	99.2	103.4	103.1	102.3	
	6	101.6	103.9	99.7	101.4	99.7	103.0	103.8	98.3	103.4	103.2	102.1	
	対前年同月比上昇率(%)	2018年 6月	0.7	0.4	-0.1	3.3	-1.0	0.0	2.0	1.4	0.5	0.8	0.4
		7	0.9	1.4	-0.1	3.1	-1.1	0.3	2.0	1.5	0.5	0.6	0.3
		8	1.3	2.1	-0.1	3.4	-1.1	-0.1	1.1	2.0	0.5	1.6	0.0
9		1.2	1.8	-0.1	3.7	-1.0	0.1	1.0	2.1	0.5	1.0	0.2	
10		1.4	2.4	-0.2	4.4	-1.0	0.1	1.1	1.9	0.5	1.4	0.8	
11		0.8	0.5	-0.1	5.0	-0.7	0.1	1.2	1.2	0.5	1.0	0.9	
12		0.3	-1.1	-0.1	5.0	0.1	0.1	1.3	-0.1	0.5	0.9	0.8	
2019年 1月		0.2	-1.5	-0.1	5.2	-0.1	0.2	1.3	-0.2	0.5	1.5	0.9	
2		0.2	-1.4	0.0	5.3	0.8	0.0	1.2	-0.6	0.4	1.4	0.9	
3		0.5	-0.3	0.0	5.1	1.5	0.1	1.3	-0.3	0.5	0.9	1.0	
4		0.9	0.7	0.1	4.4	1.6	0.1	0.9	-0.2	0.5	2.0	1.1	
5		0.7	0.8	0.1	3.2	2.6	0.0	0.7	-0.4	0.6	1.3	1.0	
6		0.7	1.4	0.1	2.2	1.8	0.0	0.6	-1.3	0.6	1.5	0.9	

(東京都区部 7月分)

(15年=100)

区分	年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
月別指数	2018年平均	100.9	103.4	99.4	94.9	99.4	101.7	103.4	98.8	101.7	103.2	101.1	
	2018年 7月	100.6	102.7	99.4	95.0	99.4	99.6	103.4	99.2	101.9	102.2	100.7	
	8	101.3	103.7	99.4	95.4	98.2	99.3	104.2	99.6	101.9	105.8	100.9	
	9	101.4	104.3	99.5	96.0	98.7	104.2	104.0	98.7	101.9	103.3	101.0	
	10	101.7	104.2	99.6	96.7	100.2	104.2	104.1	98.9	101.9	104.7	101.7	
	11	101.4	103.1	99.6	97.3	100.7	104.5	104.0	98.7	101.9	104.2	101.8	
	12	101.2	102.7	99.6	97.9	99.9	102.8	103.9	98.3	101.9	104.7	101.7	
	2019年 1月	101.3	104.0	99.6	98.7	100.0	99.0	103.9	98.1	101.9	103.3	101.5	
	2	101.4	103.5	99.7	99.5	101.1	100.1	103.8	98.1	101.9	104.3	101.5	
	3	101.4	103.1	99.8	99.8	101.1	101.9	103.9	98.6	102.0	103.3	101.9	
	4	101.8	103.3	99.8	99.4	102.1	103.7	104.1	98.2	102.7	105.6	102.2	
	5	101.6	103.4	99.8	98.9	102.0	103.6	104.3	98.2	102.6	104.4	101.9	
	6	101.6	103.8	99.9	98.3	102.0	102.9	104.0	97.2	102.6	104.5	101.9	
	7	101.5	103.9	99.9	97.7	101.9	100.8	104.2	98.2	102.6	103.7	102.0	
	対前年同月比上昇率(%)	2018年 7月	0.9	1.4	0.3	3.2	-0.6	1.1	2.4	0.2	0.8	0.9	0.5
		8	1.2	2.3	0.2	3.2	-1.4	0.6	1.3	0.8	0.8	2.1	0.2
		9	1.2	2.1	0.3	3.6	-1.1	1.8	1.1	0.7	0.8	1.4	0.6
10		1.5	2.9	0.3	4.4	-1.0	1.0	1.3	0.4	0.8	1.8	1.0	
11		0.8	0.4	0.3	5.4	-0.2	0.9	1.3	0.0	0.8	1.6	0.8	
12		0.4	-1.3	0.4	6.1	-1.1	0.4	1.2	-0.7	0.8	1.7	0.9	
2019年 1月		0.5	-1.5	0.5	7.1	-0.4	0.9	1.2	-0.6	0.8	2.4	0.8	
2		0.6	-1.3	0.5	7.8	0.9	1.1	1.2	-0.6	0.8	2.1	0.6	
3		0.9	-0.1	0.5	7.6	2.4	0.6	1.3	-0.6	1.0	1.1	0.9	
4		1.3	1.3	0.5	6.4	3.2	1.0	0.8	-0.5	0.7	2.6	0.9	
5		1.1	1.3	0.6	4.7	3.7	1.0	1.0	-0.7	0.7	1.4	0.9	
6		1.1	1.8	0.7	3.6	2.4	0.8	0.6	-1.4	0.7	1.6	1.0	
7		0.9	1.2	0.4	2.8	2.6	1.2	0.8	-1.1	0.7	1.4	1.2	

消費者物価指数(中分類)

全国(6月分)

(15年=100)

費目	2017年平均	18年平均	2018年			2019年		
			6月	5月	6月	前月比(%)	前年同月比(%)	
総	100.4	101.3	100.9	101.8	101.6	- 0.1	0.7	
食	102.4	103.9	102.4	103.6	103.9	0.2	1.4	
穀類	103.2	104.9	104.6	105.8	106.0	0.2	1.3	
魚介類	107.1	110.6	109.0	111.3	111.2	- 0.1	2.0	
生鮮魚介類	108.5	111.4	108.8	110.5	110.1	- 0.4	1.2	
肉類	103.0	103.4	102.7	103.9	104.2	0.3	1.4	
乳卵類	99.7	101.9	102.5	104.7	104.6	- 0.1	2.0	
野菜・海藻類	101.7	106.4	96.7	97.9	97.5	- 0.4	0.9	
生鮮野菜	100.8	105.8	91.1	92.8	92.0	- 0.8	1.0	
果物	105.8	109.0	105.8	109.7	113.9	3.8	7.7	
生鮮果物	105.9	109.2	105.6	109.7	114.2	4.1	8.1	
油脂・調味料	101.0	101.0	100.8	100.9	101.2	0.3	0.3	
菓子	103.1	103.1	102.2	104.1	104.9	0.7	2.6	
調理食	101.7	102.3	102.0	103.1	103.1	0.0	1.1	
飲酒	100.6	100.5	100.4	100.7	100.7	0.0	0.3	
外食	102.7	103.1	103.0	102.3	102.1	- 0.2	- 0.9	
住居	101.1	102.0	102.0	103.0	103.0	0.0	1.0	
家具・備蓄・修繕・雑	99.7	99.6	99.6	99.7	99.7	0.0	0.1	
家設	99.4	99.2	99.2	99.2	99.2	0.0	0.0	
備蓄	101.5	101.7	101.8	102.6	102.8	0.2	1.0	
光熱・水道	95.2	99.0	99.3	101.9	101.4	- 0.4	2.2	
電気	95.0	99.3	99.8	102.9	102.3	- 0.6	2.5	
ガス	90.2	93.1	92.9	96.9	96.5	- 0.4	3.9	
他の光熱	96.3	113.2	114.0	114.9	114.3	- 0.5	0.3	
上下水道	100.9	101.4	101.5	101.8	101.8	0.0	0.3	
家具・家事用品	99.1	98.0	98.0	100.4	99.7	- 0.7	1.8	
家庭用耐久財	96.1	93.8	93.5	100.5	98.3	- 2.2	5.1	
室内装備	92.9	91.0	90.2	92.0	91.5	- 0.5	1.5	
寝具	102.0	101.5	101.5	102.2	102.6	0.4	1.2	
家事雑貨	106.1	105.8	106.1	105.0	105.0	0.0	- 1.1	
家事用品	97.9	97.4	97.6	98.2	98.2	0.0	0.7	
家事消費	100.1	100.1	100.1	101.1	101.1	0.0	1.0	
被服及び履物	102.0	102.2	103.0	103.4	103.0	- 0.5	0.0	
衣類	101.7	101.6	102.4	102.4	101.8	- 0.5	- 0.6	
和服	100.2	99.9	100.1	100.3	100.3	0.0	0.2	
洋服	101.7	101.7	102.5	102.5	101.9	- 0.5	- 0.6	
シャツ・セーター・下着	101.4	101.6	103.1	103.7	103.0	- 0.7	- 0.1	
シャツ・セーター	100.6	100.7	102.8	103.8	102.7	- 1.1	- 0.2	
下着	103.4	103.7	103.9	103.7	103.9	0.2	0.0	
履物	105.2	105.4	105.3	106.5	106.3	- 0.2	0.9	
他の被服	100.8	101.0	101.2	101.7	101.6	- 0.1	0.4	
被服関連サービス	101.6	102.9	103.1	104.5	104.8	0.2	1.7	
保健医療	101.8	103.3	103.3	103.8	103.8	0.0	0.6	
医薬品・健康保持用	99.7	99.5	99.8	98.9	99.0	0.1	- 0.8	
保健医療用品・器具	101.3	101.5	101.6	102.3	102.2	- 0.1	0.6	
保健医療サービス	103.0	105.9	105.5	106.8	106.8	0.0	1.2	
交通	98.3	99.6	99.6	99.2	98.3	- 0.9	- 1.3	
自動車等関係	99.8	100.0	99.2	99.7	99.3	- 0.4	0.1	
通信	99.4	102.5	103.0	103.1	102.7	- 0.4	- 0.3	
教育	95.3	93.7	93.0	90.9	88.7	- 2.4	- 4.6	
授業料等	102.2	102.7	102.8	103.4	103.4	0.0	0.6	
教科書・学習参考	102.4	102.7	102.9	103.4	103.4	0.0	0.5	
補習	101.0	101.0	101.0	101.2	101.2	0.0	0.2	
養育	101.8	102.6	102.7	103.7	103.7	0.0	1.0	
娯楽	101.3	102.1	101.7	103.1	103.2	0.1	1.5	
養娯楽用耐久財	98.0	96.3	94.8	96.4	95.7	- 0.7	1.0	
養娯楽用品	100.8	100.7	100.0	102.2	101.1	- 1.1	1.1	
書籍・他の印刷物	100.8	101.7	101.6	104.3	104.4	0.1	2.7	
娯楽サービス	102.0	103.4	103.0	103.9	104.4	0.5	1.4	
諸雑費	100.9	101.4	101.2	102.3	102.1	- 0.1	0.9	
美容サービス	100.4	100.7	100.7	101.0	101.0	0.0	0.3	
美容用品	99.4	99.3	99.4	99.1	98.7	- 0.4	- 0.7	
身の回り用品	101.8	102.4	102.5	104.1	104.1	- 0.1	1.5	
たばこ	102.3	105.4	103.5	111.6	111.6	0.0	7.8	
他の諸雑費	101.8	102.1	101.9	102.6	102.6	0.0	0.7	